

秦野市地域防災計画

(風水害等災害対策計画)

— 令和2年度改定 —

秦野市防災会議

目 次

◇ 風水害等災害対策計画 ◇

第1章 総則	風-1
第1節 計画の目的	風-1
第2節 構成	風-2
1 災害予防計画	風-2
2 災害応急対策計画	風-2
3 災害復旧・復興計画	風-2
4 特殊災害対策	風-2
第3節 防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱	風-3
1 防災関係機関の実施責任	風-3
2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	風-3
第4節 市域の概況	風-9
第5節 地域防災計画（風水害等災害対策計画）の修正	風-10
第2章 災害予防計画	風-11
第1節 治山治水予防計画	風-11
1 治山	風-11
2 治水	風-11
第2節 建造物に関する事前対策	風-13
1 不燃性建築促進対策	風-13
2 市街地の整備	風-13
3 建築物の防災対策	風-13
4 都市施設の整備	風-14
第3節 崖崩れ等災害予防計画	風-15
1 急傾斜地崩壊危険区域の指定	風-15
2 土砂災害警戒区域等の指定	風-15
3 土砂災害警戒区域等の対策	風-16
4 土石流危険溪流	風-16
5 防災パトロールの強化	風-17
6 所有者等に対する改善措置の強化	風-17
7 避難措置と防災知識普及の徹底	風-17
第4節 気象業務整備に関する計画	風-19
第5節 火災予防計画	風-20
1 火災予防指導	風-20

2	立入検査	風-20
3	火災予防意識の向上	風-20
第6節	備蓄用資機材等の整備計画	風-22
1	防災備蓄倉庫の整備	風-22
2	防災備蓄用資機材等の整備	風-22
第7節	防災訓練計画	風-23
第8節	防災知識に関する普及計画	風-24
1	市職員及び関係公共機関等に関する計画	風-24
2	市民に関する計画	風-24
3	洪水ハザードマップ等の作成	風-25
4	防災とボランティアの日等における行事の実施	風-25
第9節	要配慮者・避難行動要支援者に関する事前対策計画	風-26
1	要配慮者・避難行動要支援者の事前対策	風-26
2	避難行動要支援者名簿の作成等	風-27
3	避難行動要支援者名簿の提供	風-27
4	名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が講ずる措置	風-28
5	避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の作成	風-28
6	避難支援等関係者による支援	風-29
7	避難支援等関係者の安全確保	風-29
8	土砂災害警戒区域等における避難誘導対策	風-29
第10節	文教対策	風-30
1	学校施設の安全性の確保	風-30
2	防災教育の充実	風-30
3	防災訓練の実施	風-30
4	保育所等の防災対策	風-30
5	文化財の保護	風-30
第3章	災害応急対策計画	風-31
第1節	組織計画	風-31
1	大雨等に伴う配備体制	風-31
2	防災本部の設置等	風-31
3	災害対策本部の設置	風-32
4	災害対策本部の組織	風-32
5	市長の職務代理者(包括委任)	風-33
6	鶴巻現地災害対策本部の設置等	風-33

7	災害対策本部等の解散	風-33
第2節	職員動員計画	風-34
1	職員動員組織の体制	風-34
2	職員動員計画	風-34
3	職員の招集	風-34
4	職員の動員	風-35
第3節	通信情報計画	風-36
1	気象・水象・水防予警報の定義及び種別発表基準	風-36
2	通常の子報及び警報の伝達要領	風-43
3	受伝達留意事項	風-43
4	伝達の経路	風-44
5	電気通信施設使用不能の場合における措置	風-44
6	市管理による通信施設及び設備	風-45
7	秦野アマチュア無線クラブ通信施設	風-46
8	災害時優先電話	風-46
9	市内外連絡用通信（無線）施設一覧表	風-47
10	一般家庭伝達	風-47
11	災害用伝言ダイヤル等	風-47
第4節	災害情報の収集及び被害報告計画	風-49
1	異常現象発見者の通報	風-49
2	情報の収集及び被害報告	風-49
3	被害の報告	風-49
第5節	広報計画	風-51
1	実施機関	風-51
2	実施要領	風-51
3	市民に対する広報	風-51
第6節	避難計画	風-53
1	警戒レベルと住民がとるべき行動	風-53
2	避難情報の発令基準	風-54
3	避難情報等の伝達	風-55
4	避難の方法	風-57
5	避難所の指定	風-59
6	避難所の開設	風-59
7	避難所運営従事者の執務要領	風-59

8	避難所の使用及び管理	風-59
9	避難所の環境整備	風-59
10	帰宅困難者対策	風-61
第7節	食料供給計画	風-62
1	実施機関	風-62
2	災害時における食料の応急供給	風-62
3	主要食料の調達方法	風-62
4	米の炊き出し	風-62
第8節	衣料、生活必需品その他物資供給計画	風-63
1	実施機関	風-63
2	災害時における衣料等物資の供与	風-63
3	物資の調達方法	風-63
4	供給経路及び方法	風-63
5	救援物資の取扱い	風-63
6	物資供給状況及び整備書類	風-64
第9節	上下水道応急計画	風-65
1	給水計画	風-65
2	非常用飲料水貯水槽及び鋼板等プールの管理	風-66
3	下水道計画	風-66
4	広報	風-67
第10節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	風-68
1	実施機関	風-68
2	応急仮設住宅の建設	風-68
3	賃貸住宅等の活用	風-69
4	住宅の応急修理	風-69
第11節	医療助産計画	風-70
1	実施機関	風-70
2	医療救護所の開設及び運営	風-70
3	医療救護所の設置	風-70
4	県への医療救護班の派遣要請	風-70
5	後方医療機関	風-70
6	医療、歯科医療及び助産活動の基準及び経費	風-71
7	救急医薬品の調達	風-71
第12節	防疫計画	風-72

1 実施機関	風－72
2 実施方法	風－72
3 防疫薬剤	風－72
4 感染症患者への治療勧告及び入院措置	風－72
第13節 清掃計画	風－73
1 ごみ処理	風－73
2 し尿処理	風－74
3 環境汚染対策	風－75
第14節 遺体の搜索、収容及び埋葬の計画	風－76
1 実施機関	風－76
2 遺体の搜索	風－76
3 広報	風－76
4 通報	風－76
5 遺体の収容	風－76
6 検視・調査等	風－76
7 検案	風－76
8 身元確認・身元引受人の発見	風－77
9 遺体の引渡し	風－77
10 資機材の調達等	風－77
11 遺体の埋火葬	風－77
第15節 障害物の除去計画	風－78
1 実施機関	風－78
2 実施対象	風－78
3 障害物の除去の方法	風－78
4 除去した障害物の集積場所	風－78
5 機械器具の現状及び人員の明細	風－78
6 実施状況報告及び整備書類	風－78
第16節 緊急輸送計画	風－79
1 緊急輸送路	風－79
2 緊急交通路	風－81
第17節 労務供給計画	風－82
1 実施機関	風－82
2 供給可能労務者推定数の明細	風－82
3 労務供給方法	風－82

4 労務者の作業内容	風-82
第18節 交通応急対策計画	風-83
1 情報の収集と伝達	風-83
2 応急措置	風-83
3 交通の禁止と制限	風-83
4 応急復旧	風-83
5 復旧要員、建設機械等の確保	風-84
6 緊急通行車両の確認手続	風-84
7 緊急輸送車両確認標章及び証明書	風-84
8 標識	風-86
第19節 文教対策計画	風-87
1 応急教育の実施機関	風-87
2 文教施設の応急対策	風-87
3 応援の要請	風-87
4 応急教育の方法	風-87
5 学用品等の支給	風-88
6 給食	風-88
7 児童及び生徒の避難	風-88
8 保育所等における応急対策	風-89
9 文化財対策	風-89
第20節 水防計画	風-90
1 水防組織	風-90
2 水防警報の伝達	風-90
3 水防警報の種類	風-90
4 重要水防区域及び重要水防箇所等	風-91
5 公用負担	風-91
第21節 農業計画	風-93
1 農業用施設等に対する応急措置	風-93
2 農作物に対する応急措置	風-93
3 家畜に対する応急措置	風-93
第22節 災害救助計画	風-94
1 災害救助法の適用基準	風-94
2 救助活動	風-96
第23節 自衛隊災害派遣要請計画	風-97

1	災害派遣要請と救援活動の内容	風-97
2	災害派遣要請手続	風-98
3	派遣部隊の受入れ	風-98
4	派遣部隊到着前の処置	風-98
5	派遣部隊到着後の処置	風-98
6	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限	風-99
7	要請の変更	風-99
8	経費の負担	風-99
9	ヘリコプター離着陸場適地等の選定	風-100
第24節	自主防災会等活動計画	風-102
1	自主防災会等の活動範囲	風-102
2	市長が行う活動要請の手続	風-102
3	活動の内容と事後の措置	風-102
4	自主防災会等の災害時の活動	風-103
5	損害補償	風-104
第25節	災害ボランティアの活動計画	風-105
1	災害ボランティアセンターの設置	風-105
2	災害ボランティアセンターの役割と機能	風-105
3	災害ボランティアの活動拠点	風-105
4	災害ボランティアセンターとの連携	風-105
5	ボランティア活動の支援	風-105
第26節	義援金品の受付及び配分計画	風-106
1	義援金品の募集及び受付	風-106
2	義援金品の配分	風-106
第27節	警察警備・救助計画	風-107
1	警察の基本方針	風-107
2	警備体制の確立	風-107
3	災害応急対策の実施	風-107
4	警察部隊の受入れ	風-108
第28節	消防警備計画	風-109
1	消防の任務	風-109
2	災害時における消防警備体制	風-109
3	組織計画	風-110
4	消防部隊等の運用	風-112

5	災害地動員	風-112
6	消防隊等の応援要請	風-112
7	消防応援部隊の受入れ	風-112
第29節	相互応援協力計画	風-113
1	地方公共団体相互間の応援	風-113
2	職員の派遣要請	風-113
3	職員の派遣のあっせん	風-113
4	被災市区町村応援職員確保システムの活用による受援	風-114
第30節	電力、ガス、交通及び通信施設の災害応急対策計画	風-115
1	市長のとりべき措置	風-115
2	神奈川県及び他の市町村のとりべき措置	風-115
3	連絡体制の強化	風-115
第31節	被災宅地の被災後対策計画（被災宅地危険度判定）	風-116
第32節	二次災害の防止対策等	風-117
第4章	災害復旧・復興計画	風-118
第1節	災害復旧計画	風-118
1	公共土木施設災害復旧事業計画	風-118
2	農林施設災害復旧事業計画	風-118
3	都市災害復旧事業計画	風-118
4	上水道災害復旧事業計画	風-118
5	下水道災害復旧事業計画	風-118
6	住宅災害復旧事業計画	風-118
7	社会福祉施設災害復旧事業計画	風-118
8	医療施設（公共病院等）災害復旧事業計画	風-118
9	学校教育施設災害復旧事業計画	風-118
10	社会教育施設災害復旧事業計画	風-118
11	その他公共施設の災害復旧事業計画	風-118
第2節	災害廃棄物等処理計画	風-119
第3節	激甚災害の指定	風-120
1	激甚災害指定の手續	風-120
2	特別財政援助対象事業	風-121
第4節	被災者生活再建支援法	風-123
1	対象となる自然災害	風-123
2	対象となる世帯	風-123

3	支援金の支給額	風-123
4	支援金の支給申請	風-124
第5節	被災者への各種支援	風-125
1	災害弔慰金の支給	風-125
2	災害障害見舞金の支給	風-125
3	災害援護資金の貸付	風-125
4	市税等の減免	風-125
5	小災害における見舞金の支給	風-125
6	相談体制の整備	風-125
7	その他の支援	風-125
第6節	り災証明の発行	風-126
1	発行手続	風-126
2	証明の項目	風-126
3	発行手数料	風-126
第7節	復興体制の整備	風-127
1	復興に係る庁内組織の設置	風-127
2	復興計画	風-127
第5章	特殊災害対策	風-128
第1節	放射性物質対策	風-128
1	災害予防対策	風-128
2	災害応急対策	風-130
第2節	火山災害対策	風-132
1	噴火警報種別及び噴火警戒レベル	風-132
2	情報の受伝達	風-134
3	避難対策	風-134
4	応急・復旧対策	風-134

◇ 秦 野 市 風 水 害 等 災 害 対 策 計 画 ◇

第1章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における風水害等の災害対策について、災害の予防、応急対策及び復旧に関する事項を定め、防災関係機関の協力のもとに、円滑な災害対策活動を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

第2節 構成

この計画は、市域内において過去に発生した災害の状況及びその措置などを基礎資料として、想定される最大規模の災害を基準として次の事項について定めます。

1 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は被害を最小限度にとどめるための措置についての計画を定めます。

2 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合に行う対策及び被害者に対する応急対策等の措置についての計画を定めます。

3 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施について、基本的な計画を定めます。

4 特殊災害対策

放射性物質の輸送時等の不測の事故によって起こる災害に対しての予防対策及び災害応急対策の措置について計画を定めます。

第3節 防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

1 防災関係機関の実施責任

(1) 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的な自治体として、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の地方自治体の協力を得て防災活動を実施します。

(2) 県

県は、市町村を包括する広域的な自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の地方自治体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

(3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、市並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行います。

(4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性を考慮し、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

(5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

2 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

(1) 市

- ア 市防災会議に関する事務
- イ 防災組織の整備及び育成指導
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災施設の整備
- オ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- カ 消防活動その他の応急措置
- キ 避難対策
- ク 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ケ 被災者に対する救助及び救護の実施
- コ 保健衛生

- サ 文教対策
- シ 被災施設の復旧
- ス その他の災害応急対策
- セ その他災害の発生の防衛及び拡大防止のための措置

(2) 県

ア 湘南地域県政総合センター

- (ア) 所管区域内の被害状況、災害応急対策実施状況等の把握及び県災害対策本部への報告に関する
こと。
- (イ) 広域防災拠点及び広域防災活動備蓄拠点の運営に関すること。
- (ウ) 所管区域内における応援部隊活動拠点及び物資受入拠点に係る市町村との調整に関する
こと。
- (エ) 所管区域内の支援ニーズの把握及び本部への報告に関すること。
- (オ) 所管区域内の市町村及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (カ) その他必要な災害応急対策に関すること。

イ 平塚土木事務所

- (ア) 災害時における管内市域の道路・橋りょう等の応急措置及び交通の確保
- (イ) 管内市域の道路・橋りょう等の被害調査及び復旧

ウ 秦野警察署

災害時における警備・交通対策等

エ 平塚保健福祉事務所秦野センター

- (ア) 管内の医療機関の被災状況の収集
- (イ) 救護班（医療チーム）の受入・派遣調整、傷病者の搬送調整
- (ウ) こころのケアチームとの連絡調整
- (エ) 市町村が救護所等で行う医療救護活動への支援

(3) 指定地方行政機関（災害対策基本法第2条第4号に定める国の行政機関の地方支分部局）

ア 農林水産省関東農政局神奈川県拠点

- (ア) 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること
- (イ) 応急用食料等の支援に関すること
- (ウ) 食品の需給・価格動向等に関すること

イ 東京神奈川森林管理署

- (ア) 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成
- (イ) 災害復旧用材（国有林材）の供給

ウ 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所（厚木出張所）

- (ア) 災害時における交通確保
- (イ) 災害時における応急工事及び緊急対応事業の実施
- (ウ) 災害復旧工事の施工

(エ) 再度災害防止工事の施工

エ 横浜地方気象台

(ア) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

(イ) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説

(ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備

(エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言

(オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

オ 関東財務局（横浜財務事務所）

(ア) 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸与等

(イ) 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請

(ウ) 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会

(エ) 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

(4) 指定公共機関（災害対策基本法第2条第5号に定める公益的事業を営む法人）

ア 電信電話機関（東日本電信電話（株）（神奈川事業部）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ（株）、（株）NTTドコモ（神奈川支店）

(ア) 電気通信施設の整備及び点検

(イ) 電気通信の特別取扱

(ウ) 電気通信施設の被災調査及び災害復旧

イ 東京電力パワーグリッド株式会社（小田原支社）

(ア) 電力供給施設の整備及び点検

(イ) 災害時における電力供給の確保

(ウ) 被災施設の調査及び復旧

ウ 日本銀行（横浜支店）

災害発生時における通貨の円滑な供給確保、金融の迅速適切な調整及び信用制度の保持運営

エ 日本赤十字社（神奈川県支部）

(ア) 医療救護

(イ) こころのケア

(ウ) 救援物資の備蓄及び配分

(エ) 血液製剤の供給

(オ) 義援金の受付及び配分

(カ) その他応急対応に必要な業務

オ 国立病院機構（神奈川病院）

(ア) 初期災害医療班の編成及び派遣

(イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入

- カ 日本放送協会（横浜放送局）
 - (ア) 気象予報、警報等の放送周知
 - (イ) 災害状況及び災害対策に関する放送
 - (ウ) 放送施設の保安
- キ 中日本高速道路（株）
 - (ア) 道路の保全
 - (イ) 道路の災害復旧
 - (ウ) 災害時における緊急交通路の確保
- ク 日本郵便（株）（秦野郵便局）
 - (ア) 災害時における郵便物の送達の確保
 - (イ) 救助物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (エ) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- ケ KDD I（株）
 - (ア) 電気通信施設の整備及び保全
 - (イ) 災害時における電気通信の疎通
- (5) 指定地方公共機関（災害対策基本法第2条第6号に定める公共的事業を営む法人等で県知事が指定するもの）
 - ア 小田急電鉄（株）
 - (ア) 鉄道、軌道施設の整備、保全
 - (イ) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - (ウ) 災害時の応急輸送対策
 - (エ) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
 - イ 神奈川中央交通西（株）
 - (ア) 被災地の人員輸送の確保
 - (イ) 災害時の応急輸送対策
 - ウ 秦野ガス（株）
 - (ア) 被災地に対する燃料供給の確保
 - (イ) ガス供給施設の被害調査及び復旧
 - (ウ) ガス供給施設の耐震整備
 - エ（一社）神奈川県医師会（（一社）秦野伊勢原医師会）、（一社）神奈川県歯科医師会（（一社）秦野伊勢原歯科医師会）、（公社）神奈川県薬剤師会（（特非）秦野市薬剤師会）
 - (ア) 医療助産等教護活動の実施
 - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供

- オ 放送機関（(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送（株）
 - （ア） 気象予報、警報等の放送の周知
 - （イ） 災害状況及び災害対策に関する放送
 - （ウ） 放送施設の保安
- カ （一社）神奈川県トラック協会
 - （ア） 災害対策用物資の輸送確保
 - （イ） 災害時の応急輸送対策
- (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
 - ア 農業協同組合
 - （ア） 市が行う被害調査及び応急対策への協力
 - （イ） 農作物及び家畜災害応急対策の指導
 - （ウ） 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
 - （エ） 被災農家に対する融資あつ旋
 - イ 商工会議所
 - （ア） 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - （イ） 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
 - ウ 金融機関
 - 被災事業者等に対する資金融資
 - エ 病院等医療施設の管理者
 - （ア） 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - （イ） 通常診療時間内及び診療時間外の人員配置計画の策定
 - （ウ） 災害時における収容者の保護及び誘導
 - （エ） 災害時における病人等の収容及び保護
 - （オ） 災害時における被災負傷者の治療及び助産
 - オ 社会福祉施設の管理者
 - （ア） 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - （イ） 災害時における入所者の保護及び誘導
 - カ 学校法人
 - （ア） 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - （イ） 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
 - キ 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - （ア） 安全管理の徹底
 - （イ） 防護施設の整備

(7) 自衛隊

- ア 防災関係資料の基礎調査
- イ 自衛隊災害派遣計画の作成
- ウ 防災に関する訓練の実施
- エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧
- オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

第4節 市域の概況

本市は、町村合併促進法（昭和28年法律第258号）に基づき、昭和30年1月1日、中郡秦野町、南秦野町、東秦野村及び北秦野村の2町2箇村が合併し、秦野市として市制を施行、次いで同年4月15日に中郡大根村の大部分、また昭和38年1月1日に中郡西秦野町の編入合併を得て文字通り秦野盆地一体の市として神奈川県央の西部に位置しています。

市域の東部は、伊勢原市、西部は松田町及び大井町、南部には、中井町及び平塚市、北部は山北町、清川村及び厚木市に接し、面積103.76平方キロメートルを有しています。

北方には、いわゆる神奈川県屋根丹沢連峰が控え、南方には、渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走っています。市内を流れる河川の多くは、丹沢連峰のりょう線の合間から発しており、中でも塔ノ岳から発する水無川及び春嶽山から発する金目川は、いわゆる扇状地を形成し、これが今日の中心市街地となっています。

なお、市域の中心部は、東京から約60キロメートル、横浜から約37キロメートルの距離にあり、東経139度13分24秒、北緯35度22分17秒に位置しています。

資 料

現在の人口と世帯数	11-5
過去における主な自然災害及び火災の状況	11-6

第5節 地域防災計画（風水害等災害対策計画）の修正

この計画は、毎年定期的に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正します。

資 料

秦野市防災会議条例 9-19

秦野市防災会議運営要綱 9-20

秦野市防災会議委員名簿 9-21

第2章 災害予防計画

第1節 治山治水予防計画

将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりを行います。

1 治山

本市の山地は、急傾斜地が多く、特に、豪雨等により山地の崩壊、土砂の流出等が生じる地形となっています。このため、治水事業の積極的な実施を県に要請するとともに、計画的な造林事業を促進し、林地の維持、保全、水源かん養等を行い、災害予防に努めます。

(1) 治山事業

県が設定した「山地災害危険地区」の情報について、地域住民への周知や山地災害に関する防災知識の普及等、県と連携したソフト対策の取組に努めます。また、緊急性の高い箇所については、県と情報共有を図り、必要に応じて治山事業を要望していきます。

(2) 林地改良事業

森林組合等の関係機関の協力を得ながら、計画的な造林事業を促進するとともに、乱伐を防止して、自然保護と調和した林地の維持、保全、水源かん養等に努めます。

2 治水

本市には、金目川、水無川、葛葉川、室川、大根川、四十八瀬川及び善波川の7本の二級河川があり、それらはいずれも県管理下によるものです。（ただし、室川、大根川の一部は市の管理）

これらの河川は、一次改修がほとんど完了している状況ですが、近年市街化の進行が著しいことに伴い、降雨流出量の増加と河川への流達時間が急速化しています。そのため、各河川における整備の再検討が急務となっています。引き続き、積極的に整備工事の促進について県に要望します。

(1) 主要河川の現況

河川名	延長 (m)	河幅 (m)	流域面積 (km)
金目川	9,600	25～54	64.50
水無川	7,500	40	18.3
葛葉川	6,220	30	16.28
室川	3,800	15	25.55
大根川	1,940	12	7.10
四十八瀬川	7,850	15～40	16.5
善波川	1,300	6～7	0

(2) 排水

市街地の拡大、開発等により地形が大きく変化し、出水状況も変わっているため、過去の冠水状況等を参考とし、常襲冠水地域の実態を把握し、中小河川を初め、都市下水路、農業用排水路などの各機能を総合した整備計画を積極的に推進します。

第2節 建造物に関する事前対策

1 不燃性建築促進対策

都市の延焼危険を減少させ、万一の延焼火災を遮断するため、防火・準防火地域の指定と併せて建築物の不燃化・難燃化を図っていく必要があります。

市は、今後も、建築物の密集による火災危険率に応じた指定をし、市街地における不燃化の推進による安全性の向上を図るとともに、秦野市都市防災基本計画の策定に向け、調査・研究に努めます。

2 市街地の整備

本市における市街地の中には、木造建築物が密集し、道路も狭い箇所があるため、市は、防災上憂慮される箇所では、地域住民との協働により防災面に十分配慮したまちづくりを推進し、狭い道路対策等道路基盤機能の改善を図るとともに、老朽化木造建築物の不燃化対策を進め、都市防災機能の向上を目指します。

3 建築物の防災対策

市は、秦野市まちづくり条例（平成11年秦野市条例第19号）及び秦野市土地の埋立て等の規制に関する条例（平成7年秦野市条例第19号）又は都市計画法（昭和43年法律第100号）に該当する環境創出行為等の指導に当たっては、崖地等の崩壊防止に努めます。

なお、既存の建築物は、普段からの使い方や時間の経過によって改修の必要な建物になることがあります。これに対しては、次に挙げる個々の対策を相互に関連づけ、市民が安全・安心に暮らせるような実施計画を策定し、かつ、推進し、より一層市民が住みやすいまちづくりに努めます。

(1) 建築物の維持保全

店舗やホテル、福祉施設などのように不特定多数の人や高齢者、障害者等が集まる建築物で、一定規模以上のものについては、風水害等の災害時に大きな被害が発生するおそれがあるため、建築物維持保全計画の策定等適切な維持保全の必要性を啓発するとともに、建築物の敷地、構造及び建築設備の状況について、建築士等により定期的に行われる調査報告等をもとに、防災指導を行います。

また、年2回全国一斉に実施される建築物防災週間に際し、市民に対して、建築物に関連する防災知識の普及及び啓発に努めるとともに、その都度、建物用途等により重点建築物を定め、防災査察を実施し、改善指導を行います。

(2) 建築物の風水害に対する安全性の強化

ア 特定の建築物

市は店舗やホテル、福祉施設などのように不特定多数の人や高齢者、障害者等が集まる特定の建築物について、管理者に対して風水害に対する建築物の安全性の確保に努めるよう、指導します。

イ 一般の建築物

市は、風水害に対する安全性の確保を促進するため、屋根材、看板等の飛散防止・防火のための指導及び啓発に努めます。

また、建築物や地下空間における浸水を防ぐため、防水板などの施設の整備を促進するよう努めます。

(3) 落下・倒壊危険物

市は、建築物の所有者に対し、強風による窓ガラス、看板等の落下防止対策やブロック塀、擁壁等の防災工事の取組を指導します。

4 都市施設の整備

(1) 公共施設の整備

住民、幼児、児童、生徒等の安全を確保し、防災上の避難地として活用するため、市は、広場の整備及び市有建築物の改修を図り、不燃化を推進します。

(2) 公園、緑地の整備

市は、重要な防災防火の拠点である公園、緑地等について、緑の基本計画を基調に適正な配置に努め、都市空間の確保を図ります。

第3節 崖崩れ等災害予防計画

本市は、周囲を山々に囲まれ、また、市街地でも土地が自然と起伏し、多くの崖が散在していることから、大雨等による崖崩れ等の発生するおそれがあります。そのため、崖崩れ等による災害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、その対策を講じます。

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害から人命を保護することを目的として昭和44年8月に「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されており、市は、この法律に基づき、県による急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊防止工事の施工が推進されるよう協力をします。

2 土砂災害警戒区域等の指定

市は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、県が土砂災害警戒区域等に指定した区域について、避難場所の周知等必要な防災体制の整備を図ります。

区 域		警戒避難体制
土 砂 災 害 警 戒 区 域 (土砂災害の おそれがある 区域)	急傾斜地の崩壊 傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象 (区域指定の基準) ア 傾斜度が30度以上で高さ5m以上の区域 イ 急傾斜地の上端から水平距離10m以内の区域 ウ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍(50mを超える場合は50m)以内の区域	○要配慮者関連施設利用者のための警戒避難体制の整備 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を定め、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する「避難確保計画」の作成に対する支援を実施(施設一覧は、資料編に掲載。) 「避難確保計画」を策定しない施設管理者の公表 ○ハザードマップによる周知の徹底
	土石流 山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象 (区域指定の基準) 土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域	
	地すべり 土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象 (区域指定の基準) ア 地すべり区域(地すべりしている区域、又は地すべりするおそれのある区域) イ 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離(250mを超える場合は、250m)の範囲内の区域	

区 域		警戒避難体制
土 砂 災 害 特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域。	○特定の開発行為に対する許可制 ○建築物の構造の規制 ○建築物の移転等の勧告及び支援措置

3 土砂災害警戒区域等の対策

(1) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域等における警戒・避難対策として、「風水害災害における避難基準」を策定しました。さらに、避難地区の指定、避難経路の設定、避難所の指定を進めます。

(2) ハザードマップによる周知の徹底

市は、土砂災害警戒区域における円滑な警戒・避難を確保する上で必要な事項を住民に周知するため、ハザードマップを作成し、配布します。

また、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設を定め、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する「避難確保計画」の作成に対して、県と連携して支援を行います。

なお、施設管理者から「避難確保計画」の報告があった場合は、内容を確認するとともに、必要に応じて助言し、「避難確保計画」を策定しない施設管理者においては、公表するものとします。

(3) 要配慮者関連施設の土砂災害防止対策

市は、高齢者、障害者等の要配慮者の関連施設を土砂災害から守るため、施設の管理者に対して、防災情報等を提供し、警戒・避難体制の確立など防災体制の整備に努めるとともに、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設を定め、施設管理者に対して、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する「避難確保計画」の作成に対して、県と連携して支援を行います。

また、施設管理者から「避難確保計画」の報告があった場合は、内容を確認するとともに、必要に応じて助言します。

なお、「避難確保計画」を策定しない施設管理者においては、公表するものとします。

4 土石流危険渓流

本市は、地形上山間部に多くの渓流があります。平成12年度に神奈川県が行った調査結果では、大雨が降ると土石流の発生の危険性がある渓流が69本あります。災害を未然に防止するため、危険渓流について関係住民への周知を図るとともに、砂防工事の推進を関係機関に要望します。

5 防災パトロールの強化

崖崩れ災害等を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるため、市は、普段から土砂災害危険箇所の把握に努めるとともに、防災パトロールの強化を図ります。

(1) 実施時期及び場所

土砂災害危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、その他の地域についても随時パトロールを実施します。

(2) 実施の内容

既に把握した土砂災害危険箇所については、その土質、地層、地下水、危険度等を重点的に調査して内容を再確認するとともに、必要に応じて適正な措置をとります。また、新たな土砂災害危険箇所についても、実態調査を行い、改善措置又は避難措置の対策を講じます。

6 所有者等に対する改善措置の強化

市は、防災パトロールにより土砂災害危険箇所を見つけたときは、必要に応じて、その所有者、管理者及び占有者に対し、擁壁の設置、排水施設の設置等、十分に安全が確保できる防災工事を施すなど改善措置をとるよう指示します。（注参照）

(注) (1) 施策における防災上の配慮（災害対策基本法第8条第1項、第2項第2号）

(2) 災害が発生するおそれがある場合の事前措置（災害対策基本法第59条）

(3) 建築物の敷地に対する安全措置（建築基準法第19条第3項、第4項、第101条第1項第3号）

(4) 急傾斜地の崩壊による災害の防止（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

7 避難措置と防災知識普及の徹底

(1) 避難措置

避難勧告及び指示は、第3章災害応急対策計画第6節避難計画の定めるところによりますが、大雨注意報等が発表された場合、市は、その状況に応じ、広報車等により注意を喚起するとともに、自主的警戒を呼びかけるものとします。

(2) 知識の普及

崖崩れ災害等の特殊性から、住民、特に危険地域の住民に対する崖崩れ災害等の事前対策、応急対策等に関する知識の普及は、常に留意が必要です。

市は、この普及に当たっては、危険地域の住民に対して周知徹底を図る必要のある次の事項について重点的に行います。

ア 崖を見回って、まず応急措置をすること。

(ア) 崩れそうな土砂は、取り除くこと。

(イ) 崖側（特に危険な箇所）に雨水や汚物が流れ込まないように板や土のうなどで排水路を造って水はけをよくすること。

(ウ) 崖上の地盤の割れ目には、雨水が入らないようにモルタルなどで詰めること。

(エ) 崩れそうな崖地にある大きな木の繁茂した幹や枝を切り取ること。

- (オ) 木の仮土留で腐っている木材などは、取り替えて補強すること。
- (カ) 石垣などに亀裂の入っている所は修理し、崩れそうな石垣などは補強をすること。
- (キ) 崖の途中や崖下で常に湧き水のあるところは、特に危険なので水はけをよくすること。

イ 崖下の土地については、次のことに注意すること。

- (ア) 崖下を切土にしたままとなっているものは、仮土留をした上で安全な石垣などをつくること。
- (イ) 崖の根元は、雨水、汚水、湧き水などが溜まらないように水はけをよくすること。
- (ウ) 高い崖下で、石垣などだけでは安全とまらない宅地は、防土堤をつくること。

ウ 崖下の土地については、特に崖の方に雨水や汚水が流れたり、染み込まないように次のことに注意すること。

- (ア) 雨どいのない所には雨どいを造ること。
- (イ) 下水や雨どいからの雨水は、流し放しにしないで下水管、U字溝などで安全な場所に排水すること。
- (ウ) 埋込み下水管で細いもの、土の詰まっているもの、勾配の悪いもの等は、修繕して水はけをよくすること。
- (エ) 吸込み枒、池、ごみ埋めの穴などは造らないこと。
- (オ) 隣地から特に多量の雨水が流れ込んでくるおそれのある箇所は、関係者が話し合っって安全な排水施設を造ること。

エ 降水量と地下水の監視

- (ア) 過去に崖崩れの起った際の降水量を知り、降水量がこれに接近した場合は、第一級の警戒体制をとること。
- (イ) 降水が終わっても、なお3日間は危険であること。
- (ウ) 豪雨の始まる前、数日にわたり小雨が続いていた場合には、基準とする警戒雨量は一層厳しくする必要があること。
- (エ) 降水量が増えてきたときは、崖の全体を重視し、湧き水の有無について警戒を怠らないこと。

オ 危険な崖付近の居住者は、緊急の場合のために次のことに注意すること。

- (ア) 消防職員や警察職員が避難を指示したときは、必ず従うこと。
- (イ) 降雨時には、高い崖際の部屋では就寝しないこと。
- (ウ) 気象情報に注意し、高齢者や子どもを早めに避難させること。
- (エ) 平常時から避難について心掛け、準備すること。
- (オ) 緊急の場合は110番又は119番へ電話すること。

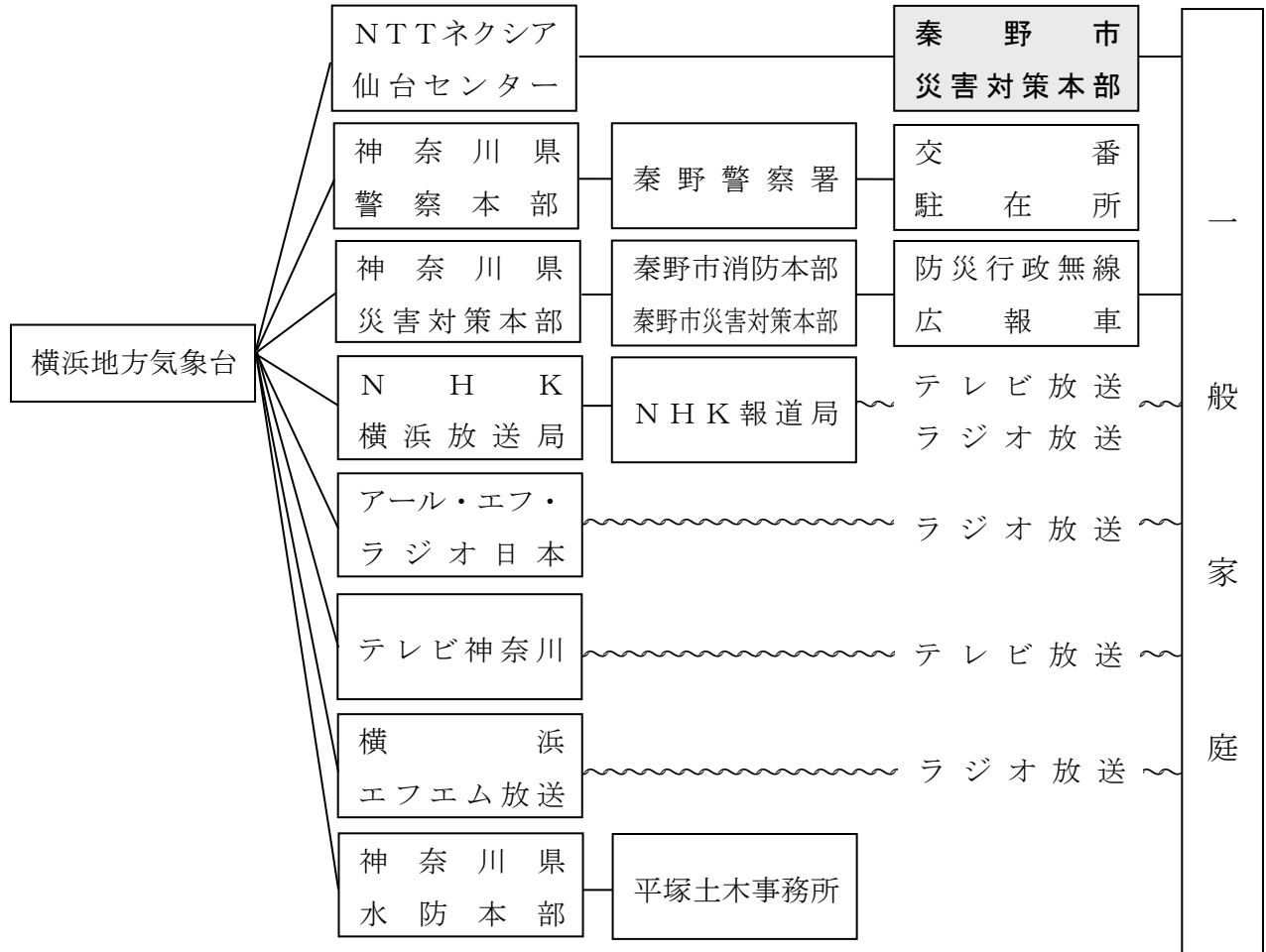
資 料 「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく

法指定一覧表及び急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	11-1
土石流危険渓流・土砂災害防止法に基づく法指定区域一覧表	11-2
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表	11-3
浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表	11-4

第4節 気象業務整備に関する計画

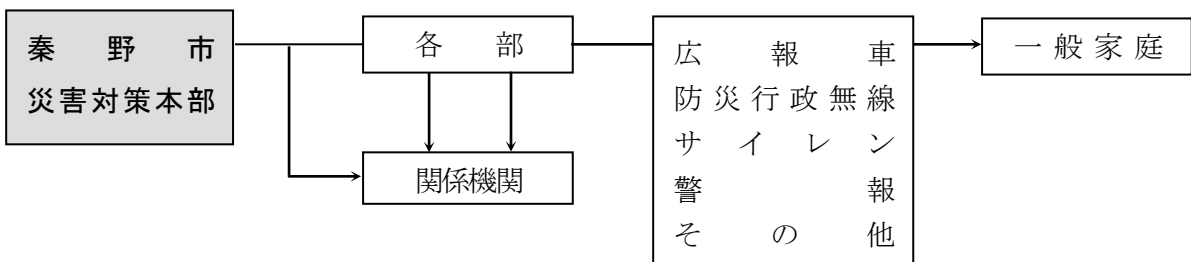
気象業務については、本市の気象観測機器整備状況からみて現象把握にとどまるので、予告警報は全て中央气象台又は横浜地方气象台の予告警報を基礎にして状況判断を行うものとする。

○ 気象通報組織の整備



一般には、この通報系統を原則とするが、秦野市内の通報組織については、次のとおりである。

災害対策本部は、気象庁、県及び関係機関又は周囲の状況により災害の発生のおそれがある気象情報の通知があった場合は、必要に応じ、速やかに関係機関に通知するとともに、市内一般に周知するものとする。



※ 各部所管の広報施設により一般に周知

第5節 火災予防計画

火災予防計画は、火災を予防し、又は火災による被害を軽減するために計画するもので、火災予防対策指導、立入検査及び火災予防意識の向上について定めます。

1 火災予防指導

市は、災害予防の徹底を図るため、市民、防火対象物の関係者等に対して、火災等の予防対策と被災時の防災能力の普及を広く推進します。

火 災 予 防 対 策 指 導 計 画

指導対象者	指 導 内 容	指導時期
(1) 市 民	春、秋の火災予防運動等あらゆる機会をとらえて、市民の防火防災意識の高揚に努めます。	1月～12月
(2) 家庭防火クラブ	家庭内防火に必要な知識及び技術を習得して、広く市民指導が行える地域の中心者として活躍できる人材及び組織を育成します。	〃
(3) 幼年消防クラブ	幼年期における火災予防を涵養するための指導を行います。	〃
(4) 防 火 管 理 者	消防法（昭和23年法律第186号）第8条に定める防火管理者資格取得講習会を開催し、自主防火管理体制の強化を図ります。	年1回
(5) 事業所の従業員	各種訓練を通じ自衛消防組織の強化を図ります。	1月～12月
(6) 危険物取扱者	危険物関係法令の講習会及び危険物の安全な取扱いの指導を実施し、自主保安管理体制の強化を図ります。	〃

2 立入検査

市は、火災発生の未然防止と査察対象物の実態を把握するため、秦野市防火査察に関する規程（平成24年消防長訓令甲第2号）に基づき立入検査を実施します。

3 火災予防意識の向上

市は、初期消火、早期通報及び各種災害に対処する心構え等について、様々な広報媒体を利用し、時期に応じた広報を行います。

(1) 広報紙、広報車等による防火意識の啓発

市広報紙「広報はだの」、新聞等を活用して、時期に応じた主題を策定し、火災予防の広報を行います。

また、それぞれの署ごとに広報地域を区分し、消防車両により巡回広報を行い、市民の防火意識の高揚を図ります。

(2) 諸行事による普及

ア 危険物安全週間

危険物施設における保安管理体制の確立を図るとともに、危険物に関する知識の啓発を行います。

イ 自衛消防隊員等の防火、消火技術研究会

事業所の防火担当者を対象に、防火知識の修得及び消火技術の研修を行います。

ウ 春季及び秋季火災予防運動

(ア) ポスター等の掲示

店舗、集会場、市庁舎等の多数の者の出入りする場所、消防庁舎、消防団車庫待機室等に、防火ポスター又は立看板を掲出して周知を図ります。

(イ) 報道機関による宣伝

市広報紙「広報はだの」、新聞等を活用し、火災予防の徹底を図ります。

(ウ) 初期消火コンクール

火災発生時に即応できる初期消火技術の習得と、その技術の向上を図るため開催します。

エ 歳末火災特別警戒

火災が多発する歳末に、消防職員及び消防団員による特別警戒を行います。

オ その他

必要に応じて報道機関等を活用して広報活動を行います。

(3) 民間防火組織による普及

家庭防火クラブ等民間防火組織の育成指導を図り、防火意識の高揚を図ります。

ア 家庭防火クラブ

イ 幼年消防クラブ

ウ 秦野市防火・危険物安全協会

第6節 備蓄用資機材等の整備計画

市は、災害応急対策等に必要な資材、機材等を常時整備点検して、非常時に備え万全を期するものとします。

1 防災備蓄倉庫の整備

「秦野市地域防災計画」地震等災害等対策計画第2章第6節防災備蓄倉庫、備蓄用資機材及び非常用電源設備の整備計画に定める防災備蓄倉庫を活用するものとします。

2 防災備蓄用資機材等の整備

「秦野市地域防災計画」地震等災害等対策計画第2章第6節防災備蓄倉庫、備蓄用資機材及び非常用電源設備の整備計画に定める防災用資機材を活用するものとします。

資 料

防災備蓄倉庫資機材一覧表	5-1
機械器具保有数一覧表	5-2

第7節 防災訓練計画

災害応急対策を迅速、円滑に実施するに当たり、市は、防災関係者の防災に関する知識及び技能の向上と市民に対する防災知識の普及を図るため、災害対策実施の各機関は、次の区分により防災訓練を実施するものとします。

区 分	実施主体	実施時期	実施場所	実 施 方 法
水 防 訓 練	上下水道部 消 防 部	水害が予想される時期前	水害危険地区	図上又は実地訓練として、必要に応じて関係機関と共同で行います（他の訓練と併合も考えます。）。
災害救助訓練	消 防 部 福 祉 部 こども健康部	適 時	適当な地区	図上又は実地訓練として、必要に応じて関係団体と共同で行います（他の訓練と併合も考えます。）。
非 常 無 線 通 信 訓 練	各 部 各 機 関	適 時	適当な地区	無線通信による情報の送受信の訓練を行います。
非常招集訓練 地 域 別 招 集 訓 練	各 部 各 機 関	適 時	適当な地区	通信、交通の不通となった場合等を想定した招集訓練を行います。
避 難 訓 練	各 部 各 機 関	適 時	適当な地区	集中豪雨等の災害を想定した訓練を行います。

第8節 防災知識に関する普及計画

防災関係職員及び市民に対する災害事前対策、災害応急対策等に関する防災知識の普及について次のとおり定めます。

1 市職員及び関係公共機関等に関する計画

市は、秦野市地域防災計画「風水害等災害対策計画」その他必要な資料の配布等により、防災に関する計画についての基礎知識と技術の向上を図るとともに、次に掲げる方法によって、一般的な予防知識の普及に努めます。

- (1) 気象、火災等の災害に関する研修会、講演会、研究会等に努めて職員を出席させるとともに、災害対策等の専門家を招き、研修会等を開催し、基礎知識の普及を図ります。
- (2) 各種資料、インターネット等を活用し、防災に対する関心の高揚を図ります。
- (3) 各部等に防災対策推進担当員を配置し、地域防災計画の的確かつ円滑な推進に努めます。

2 市民に関する計画

市の広報活動を中心に、消防、水防、災害救助等、防災事務を担当するそれぞれの部門において、講演会、講習会等を開催するとともに、ホームページ等を活用し、市民への防災知識の普及を図ります。

(1) 広報活動による普及計画

ア 広報手段

広報紙、広報車、防災行政無線、ツイッター、インターネット等を計画的に利用するとともに、自治会、家庭防火クラブ等の組織を通じて啓発に努めます。

イ 広報事項

(ア) 台風に関する事項

- a 気象情報、台風の進路、規模、通過時刻等に関する情報及びこれらに対する注意の喚起
- b 家屋、屋根、垣根、街灯等の補強準備
- c 停電、断水等に対する準備
- d 崖崩れ、浸水危険箇所等の注意
- e 避難場所、避難方法及びその準備の心構え
- f その他必要な事項

(イ) 火災に関する事項

- a 火災予防条例の周知
- b 火災予防運動期間中における火災予防啓発
- c 火気使用整備器具の日常の安全管理の取扱い
- d 防火及び出火防止対策
- e 火災時における適切な避難行動
- f その他火災予防に関する必要事項

(2) その他の普及計画

防災情報を市ホームページに掲載するとともに、パンフレット等を発行し、防災に関する啓発に努めます。

3 洪水ハザードマップ等の作成

市は、地域住民の避難や防災活動に役立てるため、県が作成する水位情報、周知河川の浸水想定区域図に基づき、洪水ハザードマップ等を作成し、市民に情報提供を行います。

4 防災とボランティアの日等における行事の実施

「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～1月21日）には、各種事業を実施し、防災意識の高揚とボランティア活動の活性化を図ります。

5 地区防災計画の策定

市内の一定地区内の市民及び事業所は、共同して当該地区における防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援等の防災活動に関する計画である地区防災計画を策定し、市防災会議へ提案することができます。

また、市は提案を受けた地区防災計画が、必要であると認めるときは、本計画に反映し、市、防災関係機関及び地域の地震災害対策を連携し、地域防災力の高揚を図ります。

第9節 要配慮者・避難行動要支援者に関する事前対策計画

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等の避難をするために配慮が必要な人（以下「要配慮者」という。）のうち自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難をするために周囲の支援が必要な人（以下「避難行動要支援者」という。）への実効性のある支援体制を構築します。

1 要配慮者・避難行動要支援者の事前対策

(1) 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿作成に必要な情報を把握するために、関係部局の要介護高齢者、障害者等の要配慮者の情報を集約し、災害時に提供できるよう管理します。

(2) 社会福祉施設対策

ア 防災設備等の整備

社会福祉施設の管理者（以下「施設管理者」という。）は、災害に備えて施設利用者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧等に必要な非常用自家発電機等の防災資機材の整備を行います。

イ 組織体制の整備

施設管理者は、災害への事前対策や、災害が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ防災組織の確立を図り、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておきます。特に、夜間における消防機関等への連絡や利用者の避難誘導體制には十分配慮した組織体制を確保し、市の協力のもと入所者の「避難確保計画」を作成します。

また、施設管理者は、市との連絡をもとに、施設相互間、近隣住民及びボランティア組織との日常の連携が密になるように努めます。

ウ 社会福祉施設の活用

市は、社会福祉施設を避難行動要支援者の緊急受け入れ施設として活用するため、今後も協定の締結に努めます。

(3) 在宅者対策

市は、自主防災組織等と協力し、避難行動要支援者の安全を確保するため、災害時の支援体制の確立を図るとともに、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努めます。

(4) 外国人に対する災害対策

市は、外国人に対して、災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、次のような事項に努めるとともに災害対策の周知を図ります。

ア やさしい日本語や多言語による広報の充実

イ 外国人を含めた防災訓練及び防災教育

ウ 外国人の雇用又は接触の機会が多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導及び支援

2 避難行動要支援者名簿の作成等

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

次の要件に該当する人を避難行動要支援者として名簿を作成します。

- ア 要介護度が3～5の人
- イ 身体障害者手帳1級・2級（総合等級）の第1種を所持する人（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く。）
- ウ 療育手帳Aを所持する人
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- オ 指定難病（難病のうち厚生労働大臣が定める疾病）に該当し、早急な避難が必要な人
- カ 上記以外で自治会・自主防災会、民生委員児童委員等が支援の必要を認め、本人が同意した人
- ※ 福祉・介護・医療施設等の入所者については、その施設内での安全確保の対応が可能であると考えられるため、対象外とします。

(2) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録します。

- ア 住所又は居所
- イ 氏名
- ウ 生年月日
- エ 性別
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 要支援者の対象者区分
- キ 備考（避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項）
- ※ 避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するように努め、その際、要介護区分や障害種別ごとに把握します。

なお、難病患者に関する情報など、市で把握していない情報については、県と連携し、特定疾患医療受給者証の情報により把握します。

(3) 避難行動要支援者名簿の更新

市は、住民の異動、要介護の認定、身体障害者手帳の交付等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を随時更新（2月及び8月の2回更新。）し、名簿情報を最新の状態に保つように努めます。

3 避難行動要支援者名簿の提供

(1) 避難支援等関係者

災害対策基本法49条の11第2項に規定する避難支援等関係者は次のとおりです。

- ア 自治会・自主防災会（組長・班長等）
- イ 民生委員・児童委員
- ウ 消防機関（消防団含む。）

エ 警察

オ 秦野市社会福祉協議会

カ 地域高齢者支援センター

(2) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者登録名簿は、平常時から自治会・自主防災会、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供し、情報を共有し、連携を図ることで、災害発生時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつきます。

そのため、秦野市個人情報保護条例上の規定を根拠とし、原則として本人の同意を得ずに、支援等に必要な情報を同名簿に掲載し、避難支援等関係者に提供します。

(3) 避難支援等関係者への災害時の名簿情報の提供

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の安全を確保するため、特に必要があると認めるときは、避難支援の実施に必要な限度で、名簿掲載を希望しない意思表示をされた人の名簿情報を避難支援等関係者に提供できる体制を整えます。

(4) 避難支援等関係者の協力団体

避難支援のアドバイスを行うなど、避難支援等関係者に協力する次の関係機関を協力団体とします。

ア 秦野市介護支援専門員協会

イ 秦野市指定特定相談支援事業所

4 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

災害対策基本法第49条の13の規定に基づき避難支援等関係者個人に秘密保持義務が課せられていることを十分に説明し、次のような措置を講じます。

- (1) 避難行動要支援者名簿は、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、その避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り、提供します。
- (2) できるだけ施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導します。
- (3) 受け取った避難行動要支援者名簿の複製は、必要最小限とするように指導します。
- (4) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導します。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催します。

5 避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）の作成

災害が発生し、又はその危険性が高まったときに、避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ適切に実施するためには、平常時から避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）を作成し、避難行動要支援者一人ひとりについての状況の把握、支援の際、気をつけるべきことをあらかじめ知っておくことが大切です。

避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）は、避難行動要支援者と日頃から密接な関わりがある地域高齢者支援センター、介護支援専門員協会、指定特定相談支援事業所等が本人からの聞き取りにより作成し、同意が得られた人の情報を支援に必要な範囲で、地域の避難支援等関係者に配布します。

6 避難支援等関係者による支援

(1) 情報伝達

市は、避難行動要支援者に緊急かつ着実な避難情報が伝達されるように各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、緊急情報メール及び緊急速報メールの活用、ツイッター、ホームページ、tvkデータ放送等、複数の手段を有機的に組み合わせ、高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により、一人ひとりに的確に伝わるように努めます。

避難行動要支援者は、避難等に関する情報収集ができないことや行動に時間を要する場合があります。危険が差し迫っている場合など、状況によっては避難支援等関係者が避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることが必要となります。

(2) 安否確認

災害発生時に、被害を最小に抑えるためには、避難行動要支援者の安否をより早く、正確に確認し、住宅倒壊等により避難が必要な場合は、いち早く支援することが、より大切になります。

避難行動要支援者支援のための避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）がなくても、いざという時に迅速な安否確認を行う体制を構築するため、避難行動要支援者を含めた訓練を実施することで、地域の防災力が高まります。

(3) 避難支援

避難行動要支援者と避難支援等関係者とが、平常時から相互にコミュニケーションを図りながら、どのような支援が必要かなどを十分話し合っ信頼関係を深めておくことが大切です。

避難支援等関係者は、避難行動要支援者避難支援計画（個別計画）を活用して避難支援を行います。無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもあることから、人手が足りない場合には、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行うものとします。

また、専門的な技術や知識が必要な場合は、無理な活動は行わず、行政機関等への救助の要請を行うものとします。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。そのため、市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮します。

8 土砂災害警戒区域等における避難誘導対策

土砂災害警戒区域等における避難行動要支援者を適切に避難誘導、救出、救護するため、平常時より自治会・自主防災会や民生委員・児童委員等との連携強化に努め、避難支援等関係者等の協力を得て、避難誘導、救出、救護及び安否情報等の把握・伝達体制の整備等を図ります。

市が、ハザードマップを整備する際に、高齢者や障害者等の要配慮者にもわかりやすい情報提供を努めるとともに、視覚障害者、聴覚障害者など障害のある人々に対して的確な情報伝達方法を検討し、避難誘導対策の徹底を図ります。

第10節 文教対策

災害時における園児、児童及び生徒並びに教職員の生命及び身体の安全を確保するとともに、文教施設の適正な管理を図り、安全性を高めるため、必要な事項を定めます。

1 学校施設の安全性の確保

市教育委員会は、学校施設の経年劣化に対応する計画的な改修等に努めるとともに、避難所としての使用も考慮した施設のバリアフリー化を図ります。

また、市教育委員会は、関係部局や関係機関と連携し、児童及び生徒の通学路の安全確保に努めます。

2 防災教育の充実

市教育委員会は、災害の原因や危険性、災害時の行動の仕方等、児童及び生徒が自ら、その生命や身体を守ることができるよう、小・中学校における防災教育の充実を図ります。

3 防災訓練の実施

市教育委員会は、家庭や地域との連携のもと、児童及び生徒が防災教育等で得た知識を実践し、また、教職員が共通の理解により災害時に円滑な行動をとることができるよう、小・中学校における防災訓練を実施します。

4 保育所等の防災対策

災害時における保育所、こども園、幼稚園及び放課後児童ホーム（以下「保育所等」という。）の園児及び児童の安全を確保するため、保育所等の設置者は、施設の定期的な安全点検を行うとともに、園児及び児童の避難誘導や保護者への引渡方法等についてあらかじめ定め、必要な訓練を実施します。

5 文化財の保護

市教育委員会は、地域における文化財の所在情報の充実・整理を図り、防災関係機関等と情報を共有化するとともに、具体的な災害対策の検討を連携して進めます。

資 料

災害時における協定締結先一覧（秦野市）

10－1

（災害時における施設使用に関する協定（秦野養護学校）、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（秦野精華園ほか8か所）、災害時における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定等）

第3章 災害応急対策計画

第1節 組織計画

風水害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市内における被害の軽減及び拡大防止を図るため、職員の配備体制を定め、必要な応急対策を実施する。

1 大雨等に伴う配備体制

区分	配備体制 (参集)	配備基準	配備内容
災害対策本部が設置されているとき	警戒体制 び2 (レベル1及2)	市内に設置している雨量計の1時間雨量が15ミリかつ一雨積算雨量が35ミリを超えた場合、又は超えるおそれのある場合。大雨警報が発令された場合。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備する体制とします。
	防災本部 (レベル3)	大雨、洪水、暴風、大雪及び暴風雪警報のいずれかが発表され、被害が発生するおそれがあると危機管理監が判断した場合、又はその他の状況により必要がある場合。	被害状況の把握及び連絡調整に必要な人員を配備するとともに、事態の推移に伴い速やかに人員を増員し、災害対策本部が設置できる体制とします。
災害対策本部が設置されたとき	1号配備 (レベル4)	市内に避難勧告又は避難指示（緊急）を発令した場合で、局地的災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、及び市内全域にわたって被害が拡大するおそれのある場合。	防災本部から災害対策本部に移行し、被害状況の把握、連絡調整及び応急対策活動が即時に遂行できる人員を配備する体制とします。
	2号配備 (レベル5)	市内に避難勧告又は避難指示（緊急）を発令し、かつ、市内全域にわたって被害が拡大し、又は局地的災害が甚大であり、本部の全活動力を必要とする場合。	動員要員の全員をもって被害状況の把握、連絡調整及び応急対策活動が遂行できる体制とします。

2 防災本部の設置等

- (1) 災害対策本部を設置するに至らない程度の自然災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じて防災本部を本庁舎3階講堂又は西庁舎3階大会議室に設置して、次の業務を実施します。

(主な業務)

- ◇災害情報の収集
- ◇避難準備・高齢者等避難開始等の避難情報の発令及び伝達
- ◇応急対策に従事する職員の要請
- ◇その他必要な応急対策に関すること。

(2) 本部員の構成

本部長	構成員	事務局
危機管理監	防災課長 本部長が指名する関係部課長	防災課

3 災害対策本部の設置

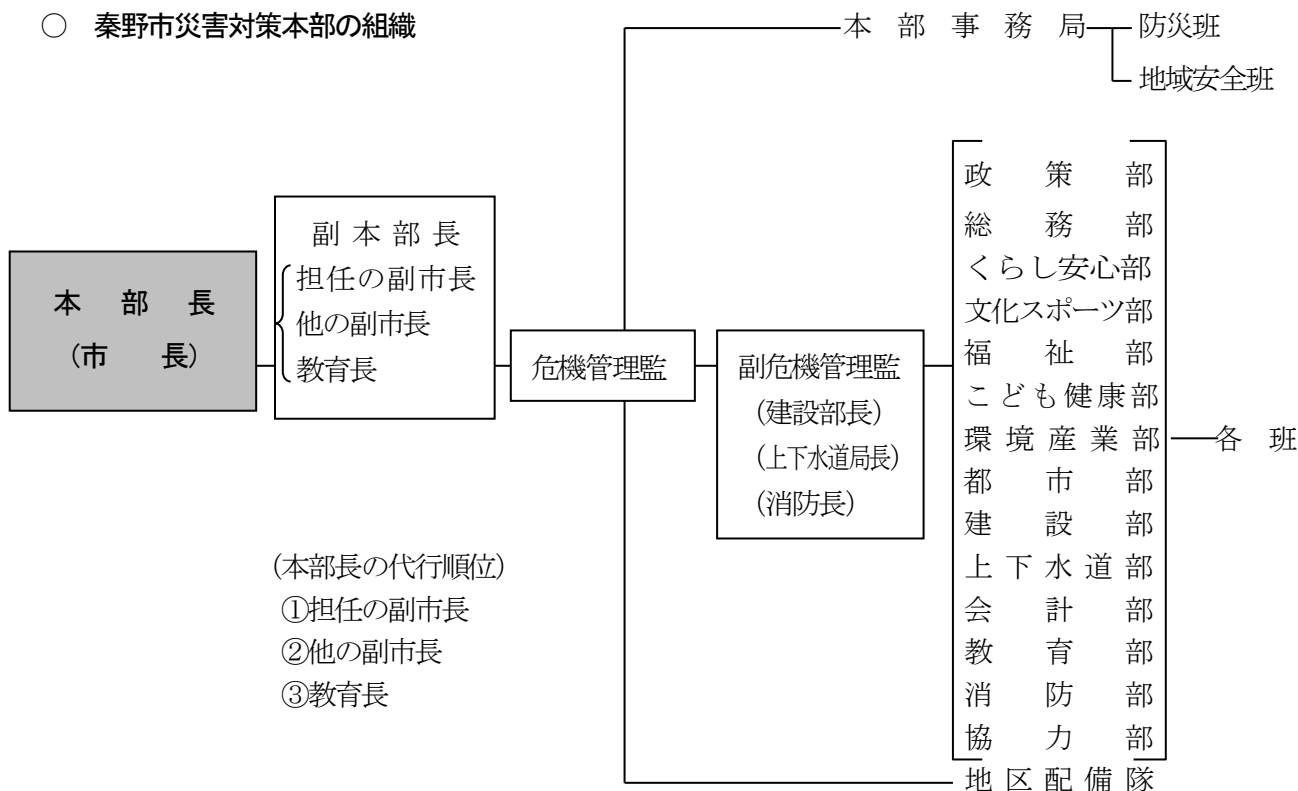
災害対策本部は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、災害応急対策を実施するため、市長が必要と認めるときに本庁舎3階講堂等に設置しますが、その設置の基準は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 局地的災害が発生し、又は発生するおそれのある場合及び市内全域にわたって被害が拡大するおそれのある場合。
- (2) その他、激甚な災害で、総合的な応急対策を必要とするとき。

4 災害対策本部の組織

- (1) 災害対策本部の組織は、秦野市災害対策本部条例（昭和39年秦野市条例第28号）及び秦野市災害対策本部要綱に定めるところによります。
- (2) 災害対策本部の組織は、次のとおりとします。
- (3) 各部の構成及び事務分掌は、秦野市災害対策本部要綱第2条に定めるところとします。

○ 秦野市災害対策本部の組織



5 市長の職務代理者（包括委任）

災害の応急対策時において、市長に事故があるときは、防災担当の副市長がその職務を代理します。

6 鶴巻現地災害対策本部の設置等

- (1) 大雨等で鶴巻地域に被害発生のおそれがあるときは、必要に応じ鶴巻現地災害対策本部を大根川ポンプ場に設置して、次の業務を実施します。

（主な業務）

- ・ 地域のパトロール、状況把握、関係機関等への報告
- ・ 防災本部、災害対策本部等との連絡調整
- ・ 被害状況の把握、応急対応及び協力部隊の要請
- ・ 地域住民への対応

- (2) 本部員の構成

本 部 長	副 本 部 長	本 部 員	
危機管理監が 指名した職員	本部長が指名した職員	総務情報班	3名（班長含む。）
		第1パトロール班	3名（ 〃 ）
		第2パトロール班	3名（ 〃 ）
		第1応急活動班	3名（ 〃 ）
		第2応急活動班	3名（ 〃 ）

7 災害対策本部等の解散

市長等は、災害の危険がなくなったとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したときは、防災本部又は災害対策本部及び鶴巻現地災害対策本部を解散します。

資 料

秦野市災害対策本部条例	9-1
秦野市災害対策本部要綱	9-2
秦野市災害対策本部の機構・組織表 別表第1・第2	9-3
被害の分類認定基準	9-15
鶴巻現地災害対策本部設置要領	9-18

第2節 職員動員計画

1 職員動員組織の体制

- (1) 各部長等は、分担業務に基づいて班ごとの配備編成計画をたてるとともに、各班員に周知徹底をしておくものとします。
- (2) 各班長は、配備編成計画に基づき、各班員を直ちに動員できる体制を整え、非常連絡系統図を作成しておくものとし、職員に異動があったときは遅滞なくこれらを修正します。
- (3) 災害応急対策活動に必要な動員は、災害対策本部長の命により、災害対策本部の各部長等が行います。
- (4) 各部長等は、非常配備体制に基づき、各部の実状に即した計画等により、動員を行うものとします。
- (5) 各部長等は、要員が不足する班が生じたときは、部内他班の職員を応援させるものとします。
- (6) 各部長等は、配備に就いた人員を随時災害対策本部に職員動員報告（第1号様式）により報告します。

2 職員動員計画

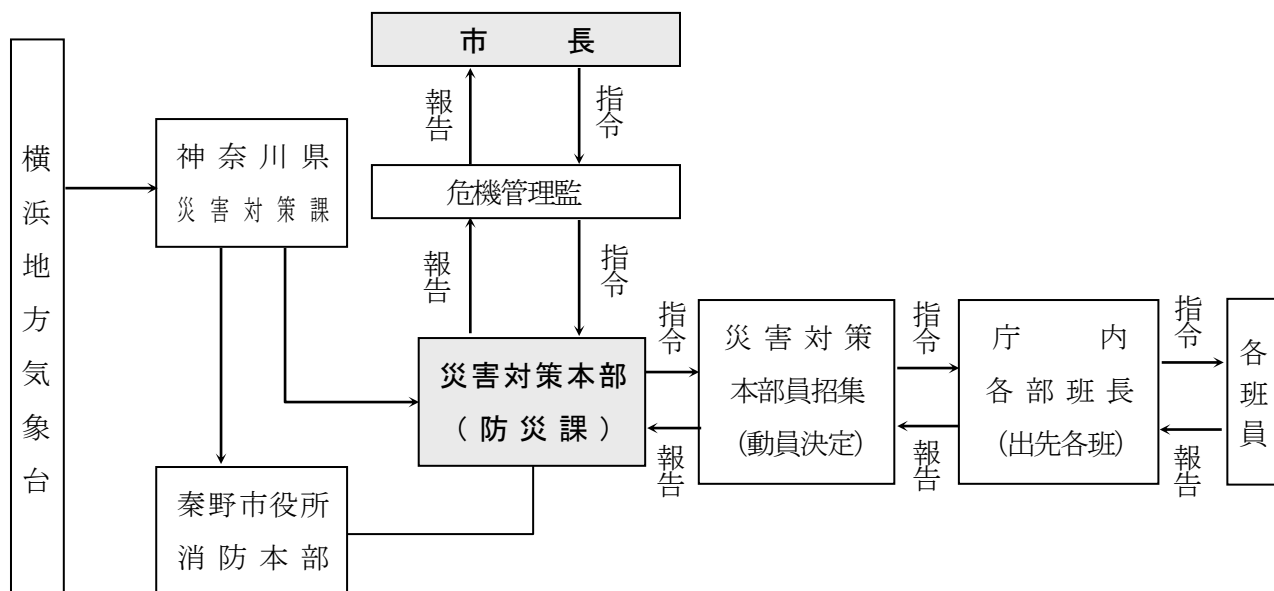
区 分	動 員 す る 職 員
警戒体制 (レベル1及び2)	建設部、上下水道局、消防本部及び危機管理対策主管課のうち、各部等の長が指名したもの。
防災本部 (レベル3)	警戒体制に加え、平時の市の組織の各部等の長が指名したもの。
災害対策本部1号配備 (レベル4)	防災本部に加え、災害対策本部の組織の各部の中で、必要とする班に属する職員のうち、各部長が指名したもの。
災害対策本部2号配備 (レベル5)	全 員

3 職員の招集

警戒体制及び防災本部にあつては、別に定める自動参集体制により参集とし、災害対策本部にあつては、電話、メールその他の方法によります。

4 職員の動員

(1) 職員の動員指令は、次の系統図によります。



- (2) 職員は、招集指令があったときは、直ちに登庁するものとします。なお、招集指令によらなくても、災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知った場合は、自主的に登庁するものとします。
- (3) 登庁した職員は、各部長等の指揮を受け、それぞれの分担配備につき、災害応急対策等に当たります。

資料

職員動員報告書（第1号様式）

9-6

第3節 通信情報計画

1 気象・水象・水防予警報の定義及び種別発表基準

(1) 予報・警報等の定義

種 類	定 義
予 報	観測の成果に基づく現象の予測の発表をいいます。
注 意 報	災害が起こるおそれがある場合にその旨を注意して行う予報。
警 報	重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報。
特別警報	予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、その旨を示して行う警報。
情 報	台風・大雨等の異常現象についてその経過や予想を説明するもの。

(2) 天気予報の発表時刻と予報期間等

発表時刻	予報期間	降水確率予報時間帯
5時	今日、明日	当日 6時～12時、12時～18時、 18時～24時
11時	今日、明日、明後日	当日 12時～18時、18時～24時 翌日 0時～6時、6時～12時
17時	今夜、明日、明後日	当日 18時～24時 翌日 0時～6時、6時～12時 12時～18時、18時～24時

区 分	定 義
今 日 (今夜)	当日の24時まで
明 日	翌日の0時～24時
明 後 日	翌々日の0時～24時

(3) 注意報・警報の発表基準

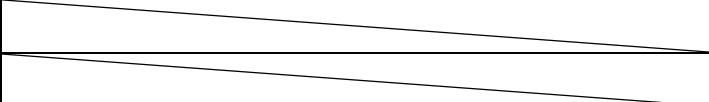
気象業務法に基づき、横浜地方気象台が発表する本市の区域に適用される注意報・警報・特別警報の発表基準は、次のとおりです。

ア 注意報

区 分		発 表 基 準	
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	94
洪水		流域雨量指数基準	四十八瀬川流域=9.1、金目川流域=11.5、大根川流域=5、室川流域=9.7、水無川流域=7.3、葛葉川流域=7.5
		複合基準※	大根川流域=（6、4.2）、室川流域=（6、9.9）
		指定河川洪水予報による基準	—
強風		平均風速	12m/s
風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う
大雪		降雪の深さ	山地 12時間降雪の深さ 10 cm
			平地 12時間降雪の深さ 5 cm
波浪		有義波高	
高潮		潮位	
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融雪		融雪により被害が予想される場合	
濃霧		視程	100m
乾燥		最小湿度 35%	実効湿度 55%
なだれ		なだれにより被害が予想される場合	
低温		夏期：最低気温 16℃以下が数日継続 冬期：最低気温-5℃以下	
霜		最低気温 4℃以下 発表期間は原則として4月1日～5月20日	
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合	

※ （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

イ 警報

区 分		発 表 基 準		
大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15	
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	158	
洪水		流域雨量指数基準	四十八瀬川流域=11.4, 金目川流域=14.4, 大根川流域=6.3, 室川流域=12.2, 水無川流域=9.2, 葛葉川流域=9.4	
		複合基準※	大根川流域= (9、4.7)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
暴風		平均風速	25m/s	
暴風雪		平均風速	25m/s 雪を伴う	
大雪		降雪の深さ	山地	12時間降雪の深さ 30 cm
			平地	12時間降雪の深さ 10 cm
波浪		有義波高		
高潮		潮位		

※ (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

ウ 特別警報

区 分		発 表 基 準	
大雨	(浸水害)	雨量基準	48時間降水量 472mm 3時間降水量 158mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	269

※ 特別警報は、府県程度の広がり、50年に一度の値となる現象を対象とします。秦野市で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではありません。

エ 水防活動用注意報

区分	種 別	発表のための気象条件 (予想される状況)
水防活動用注意報	水防活動用気象注意報	大雨注意報と同じ
	水防活動用高潮注意報	高潮注意報と同じ
	水防活動用洪水注意報	洪水注意報と同じ

オ 水防活動用警報

区分	種 別	発表のための気象条件（予想される状況）
水防活動用警報	水防活動用気象警報	大雨警報と同じ
	水防活動用高潮警報	高潮警報と同じ
	水防活動用洪水警報	洪水警報と同じ

(4) 注意報・警報の地域細分

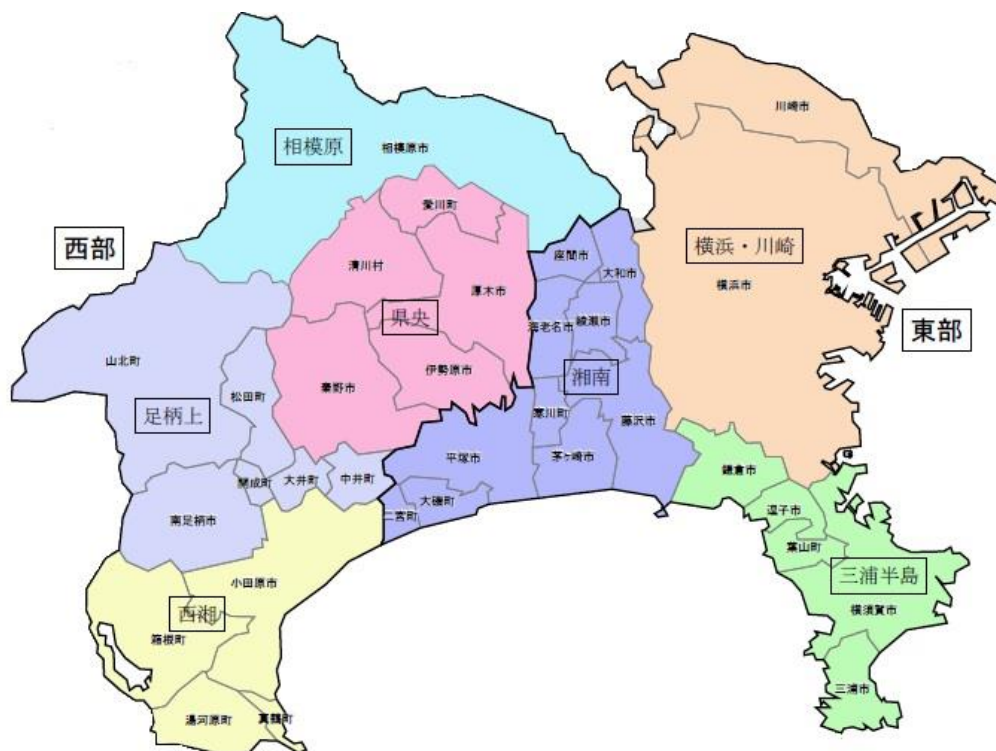
ア 地域細分発表の方法

一般利用のための注意報及び警報は、二次細分区域に細分して発表されます。

イ 細分地域別市町村

	一次細分区域	二次細分区域	市 町 村 名
神奈川県	東 部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘 南	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
	西 部	相 模 原	相模原市
		県 央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛川町、清川村
		足 柄 上	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町
		西 湘	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

ウ 注意報・警報の地域細分図



(5) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨が観測又は解析された場合に横浜地方気象台から発表されます。 ※ 基準…1時間雨量=100mm

(6) 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発 表 基 準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象、予警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。又は水位流量等、その他河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
指 示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、又は、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。又は氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に横浜地方気象台から発表されます。

(8) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険性が高まったとき、市長が避難勧告等を発令する際の判断や市民の自主避難の参考となるよう神奈川県と横浜地方気象台が共同で発表するものです。

水防信号

方法及び説明 区分	説明	警 鐘 信 号	サイレン信号
第 1 信 号	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休 ○ 休 ○ 休 止 止 止	約 5 秒 ○ 約 15 秒 休 止 約 5 秒 ○ 約 15 秒 休 止 約 5 秒 ○
第 2 信 号	水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	約 5 秒 ○ 約 6 秒 休 止 約 5 秒 ○ 約 6 秒 休 止 約 5 秒 ○
第 3 信 号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	約 10 秒 ○ 約 5 秒 休 止 約 10 秒 ○ 約 5 秒 休 止 約 10 秒 ○
第 4 信 号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	約 1 分 ○ 約 5 秒 休 止 約 1 分 ○

（昭和 24 年 10 月 6 日 県規則第 78 号）

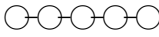
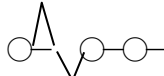

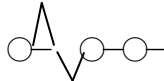
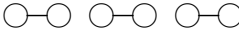


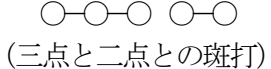

- （備考）
- 1 信号は、適当な時間継続しなければならない。
 - 2 必要と認めるときは、警鐘信号及びサイレン信号を併用するものとする。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

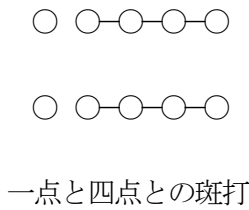
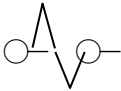


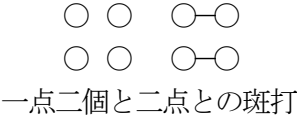

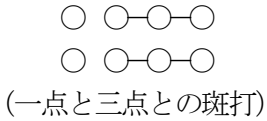
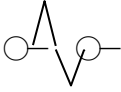
(9) 火災警報

次のような気象状況で、火災の予防上、危険であると認めるときに発令されるものです。

- ア 実効湿度が 60%以下であり、最低湿度が 40%未満、最大風速が 7メートル以上になる見込みのとき。
- イ 平均風速 10 メートル以上の風が、1 時間以上引き続き吹く見込みのとき。ただし、降雨等のときは、警報を発令しません。

災害信号
消防信号

方法 信号別	種 別	打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から 約800メートル以内のとき	 (連点)	約3秒  約2秒 (短声連点)	
	出場信号 署所団出場 区域内	 (三点)	約5秒 	
	応援信号 署所団特命応 援出場のとき	 (二点)	約6秒	
	報知信号 出場区域外の 火災を認知し たとき	 (一点)		
	鎮火信号	 (一点と二点との斑打)		
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出場区 域内	 (三点と二点との斑打)	約10秒  約2秒	
	応援信号 署所団特命応 援出場のとき	同 上	同 上	

火 災 警 報 信 号	火災警報発令 信号	 <p>一点と四点との斑打</p>	<p>約30秒</p>  <p>約6秒</p>	<p>(1) 掲示板</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <p>火災警報発令中</p> </div> <p>(2) 吹流し</p>  <p>赤 白</p> <p>(3) 旗</p>  <p>赤 白</p> <p>赤地の白字 形状、大きさは適宜</p>
	火災警報解除 信号	 <p>一点二個と二点との斑打</p>	<p>約10秒</p>  <p>約1分 約3秒</p>	<p>口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し及び旗の降下</p>
演習招集信号	 <p>(一点と三点との斑打)</p>	<p>約15秒</p>  <p>約6秒</p>		
※ 備 考	<p>1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。</p> <p>2 信号継続時間は、適宜とする。</p> <p>3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。</p>			

2 通常の予報及び警報の伝達要領

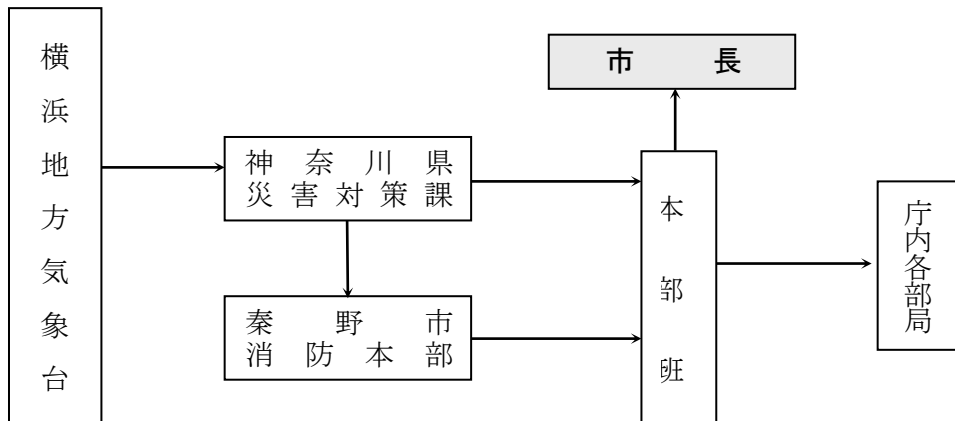
横浜地方気象台等から本市に通報される警報等は、本部事務局及び消防部が受領し、その処理は次のように行います。

- (1) 本部事務局及び消防部で受信した警報等は、速やかに市長、副市長及び関係部長に伝達します。
- (2) 本部事務局長及び消防部長等から警報の伝達を受けた関係部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じます。
- (3) 注意報、警報等の伝達に当たっては、秦野市災害対策本部要綱の規定に従って行き、受令伝達については送信者及び受信者の氏名を確認し合います。

3 受伝達留意事項

- (1) 注意報及び警報の内容を全文伝達することは相当時間を要し災害防止に機を失することもあるので、秦野市災害対策本部要綱第14条第2項により情報等受信原簿（第3号様式の2～5）により受伝達の迅速化を図ります。
- (2) 前号の受伝達については、送信者及び受信者の氏名を確認し合います。

4 伝達の経路



5 電気通信施設使用不能の場合における措置

- (1) 一般通信機関が途絶した場合、市は、県において神奈川県警察本部、日本放送協会（横浜放送局）、（株）アール・エフ・ラジオ日本、（株）テレビ神奈川及び横浜エフエム放送（株）と締結している次の協定に準じて利用を要請するものとします。

ア 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定

イ 災害時における放送要請に関する協定

（ア） 日本放送協会（横浜放送局）

（イ） （株）アール・エフ・ラジオ日本

（ウ） （株）テレビ神奈川

（エ） 横浜エフエム放送（株）

- (2) 上記のほか通信連絡については、次の設備等を利用します。

なお、ウ及びエについて、電波法(昭和25年法律第131号)第52条の規定する非常通信として実施する場合の手続きは、無線局運用細則によります。ただし、災害対策基本法第57条及び第79条に基づいて行う通信は、この限りではありません。

ア 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第4号に規定する設備（警察、消防、水防等）

イ 放送法（昭和25年法律第132号）に規定する放送局

ウ 非常通信協議会の構成員が所有する設備

エ 秦野アマチュア無線クラブに加入する無線局

オ 防災行政無線（固定系）

カ MCA無線

キ 広報車

ク 秦野市緊急情報メール

ケ ツイッター

コ 緊急速報メール

サ Yahoo!防災速報アプリ

6 市管理による通信施設及び設備

通信施設の管理者は、その施設を常に点検し、災害発生に備えます。

(1) 県防災行政通信網

県が行う災害時における情報の伝達ほか、市と県との間で行う応援要請等を迅速かつ確実にを行うため、有線回線と衛星通信を組み合わせた「神奈川県防災行政通信網」を整備しています。

(2) 消防用超短波無線

この無線は、消防本部に基地局を設置し、移動局は消防車両等に積載し、携帯局は持ち運べるもので、基地局と交信又は移動局等の相互間で交信できるものです。

(3) 防災行政無線（固定系）68.205MHz2WF3（アナログ波）及び58.445MHz（デジタル波）

この無線は、消防本部を基地局として各地区の受信放送施設により、市内一斉に放送することができます。なお、既存の放送設備が令和4年11月に使用期限を迎えるに当たり、完全デジタル化での再整備を進めます。

(4) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

緊急地震速報や国民保護情報といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、衛星通信又は有線回線を通じて国の機関から伝送するシステムです。

人手を介さずに、防災行政無線を自動起動して放送することができます。

(5) 市役所電話設備

ア 一般電話

所在場所	電 話
市 役 所	82-5111(代)
上下水道局経営総務課	81-4113
消 防 本 部	81-0119

イ 携帯電話

所在場所	電 話	所在場所	電 話
災害対策本部	090-3089-5158	本 町 地区本部	090-3089-5166
		南 地区本部	090-3089-5162
		南が丘 地区本部	090-3089-5163
	090-3089-5159	東 地区本部	090-3089-5164
		北 地区本部	090-3089-5165
		大 根 地区本部	090-3479-1917
	090-3089-5160	鶴 巻 地区本部	090-4002-5677
		西 地区本部	090-3479-1754
		上 地区本部	090-3089-5168
	090-3479-1753 (福祉部)		

(6) MCA無線

(7) 緊急情報メール配信システム

あらかじめ登録した携帯電話等のメールアドレスに、災害情報等を速やかに配信します。多くの市民、関係者等がこのシステムを利用するよう啓発に努めます。

7 秦野アマチュア無線クラブ通信施設

災害時における非常無線通信に関する協定第2条第1項による要請があった場合は、直ちに災害対策本部及び各地区に指定する会員集合場所に集合します。

○ 基地局 JA1ZDK 移動局固定局 10W、A1、A3、A3J、F3

周波数 7MHz、21MHz、50MHz、144MHz、430MHz

○ 個人会員局

8 災害時優先電話

災害等が発生し、通信の輻輳が発生した場合は、災害時優先電話の通信を優先確保します。

- ・ 災害時優先電話の番号は次のとおり

名称	電話	名称	電話
市役所	82-1872 (防災課)	消防署	81-0119
〃	82-1873 (内線 3302)	警察署	83-0110
〃	82-1874 (内線 3303)	日赤	81-3722
〃	82-5131 (内線 3301)	秦野駅	81-1661
〃	82-5132 (内線 2253)	N T T 東日本	045-212-8945
〃	82-5133 (内線 2316)	東京電力パワーグリッド	042-813-1821
上下水道局	81-4112	秦野ガス	82-3757
	81-4027	神奈川中央交通西(株)	81-1803
	81-2592	(株) 愛鶴	83-7777
	82-6552 (FAX)	秦野交通(株)	81-6725
	82-4258 (FAX)		

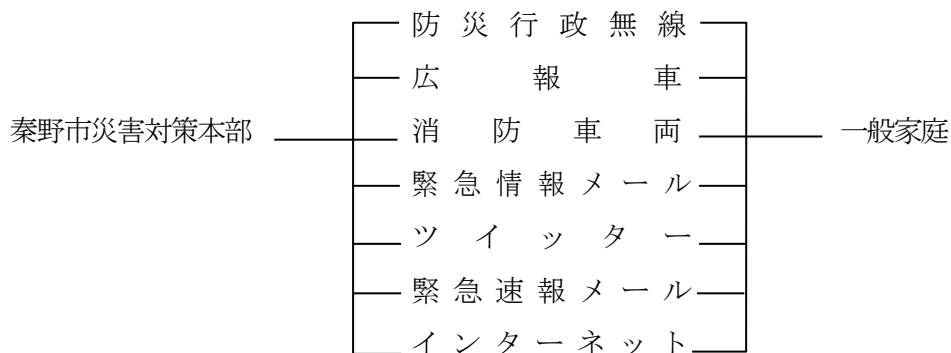
9 市内外連絡用通信（無線）施設一覧表

通信（無線）名称	設置場所
消防用超短波無線（活動波）	消防本部
〃（主運用波）	〃
〃（統制波）	〃
〃（消防団波）	〃
（救急波）基地局	〃
（救急波）移動局	〃
秦野市防災行政無線	〃
秦野市上下水道局業務用無線	浄水管理センター管理棟（上下水道局庁舎）
電力供給無線	東京電力パワーグリッド㈱ 秦野事務所
鉄道事業用無線	小田急電鉄㈱ 秦野駅
〃（列車用無線）	〃
〃（移動用）	〃

10 一般家庭伝達

一般家庭伝達については、防災行政無線、広報車、緊急情報メール、ツイッター、緊急速報メール等により周知します。

○ 伝達系統図



11 災害用伝言ダイヤル等

被災地との安否確認が困難になることがあるため、東日本電信電話(株)では、災害用伝言ダイヤル「171」等を、携帯電話事業者等の電気通信事業者では、災害用伝言板の運用を開始します。なお、提供条件等は、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知されます。

資 料

関係機関電話番号一覧表	1-1
防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表	2-1
デジタル移動無線機一覧表	2-2
携帯電話等配置先一覧表	2-3
災害時優先電話一覧表	2-4
神奈川県防災行政通信網構成機関及び回線系統図	2-5
市有広報用車両一覧表	2-8
秦野市災害対策本部要綱	9-2
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1

（災害時における非常無線通信に関する協定、災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定、災害発生時における秦野市と秦野市内郵便局の協力に関する協定、災害時における情報収集等に関する協定等）

第4節 災害情報の収集及び被害報告計画

災害に関する状況の報告、災害応急対策の情報報告及び被害の分類基準については、この計画の定めるところによります。

1 異常現象発見者の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生し、又は発生するおそれがある異常現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市又は警察署に通報します。

(2) 市長の処置

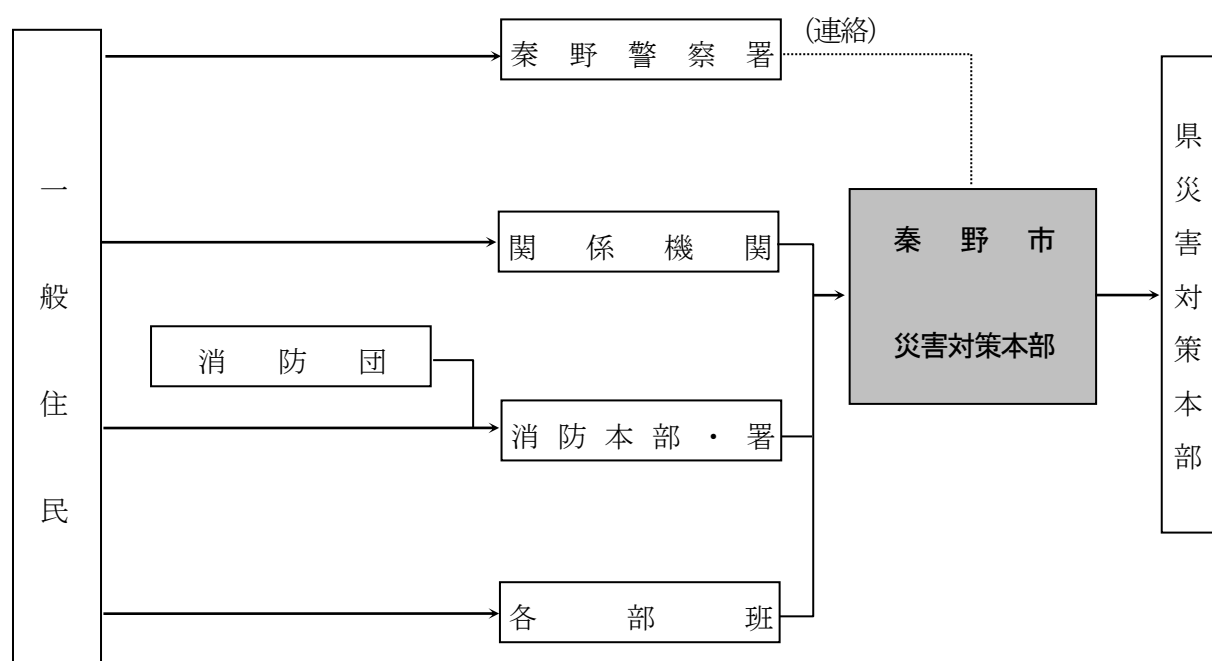
異常現象の通報を受けた場合、市長は、直ちに知事及び関係機関に通報するものとします。ただし、その現象が自然現象である場合は、横浜地方気象台に併せて通報します。

2 情報の収集及び被害報告

関係各部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに情報収集のための活動を開始し、状況により警察署及びその他の防災機関と密接に連絡をとり、被害状況及び災害応急対策に係る必要な情報の収集に当たります。

3 被害の報告

- (1) 災害情報、被害状況等の報告は、無線、携帯電話等最も迅速かつ確実な手段を使って行います。なお、報告系統は次のとおりとします。



(2) 報告すべき事項

- ア 被害の状況
- イ 災害に対して既にとった措置
- ウ 災害に対して今後とろうとする措置
- エ その他、災害応急対策上必要な事項

(3) 災害発生報告

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の報告は、主として家庭から現場に出動する市職員及び関係機関等から、無線、携帯電話等最も迅速かつ確実な手段を使って、次の事項によって詳細に行います。

- ア 人的被害
- イ 火災被害
- ウ 建物被害
- エ ライフライン被害
- オ 通行不能となった道路
- カ 浸水被害
- キ 河川の決壊等
- ク その他その及ぼす影響が甚大である被害

(4) 被害中間報告

被害状況が判明次第、逐次報告するもので、被害数の増加等先に報告した事項に変更が生じたときは、その都度被害報告票（第1号様式～第5号様式）により報告します。

災害対策本部においては、秦野市災害対策本部要綱第13条第3項により記録整備します。

(5) 被害最終報告

災害の被害調査が終了し、被害の程度が最終的に判明したときは、各部長等は、被害状況報告書及び被害報告票（第1号様式～第5号様式）により本部長に報告します。

(6) 県知事に対する報告

知事に対する報告は、次の方法により行います。

- ア 被害状況の報告は、災害情報管理システム、県防災行政通信網等により行います。
- イ 最終報告及び知事から特に指示されたものについては、被害状況報告書により報告します。

資 料

被害報告票（第1号様式）	2-9
" （第2号様式）	2-10
" （第3号様式）	2-11
" （第4号様式）	2-12
" （第5号様式）	2-13
秦野市災害対策本部要綱	9-2

第5節 広報計画

災害発生のおそれのある場合及び災害発生時においては、災害対策の早期樹立と民心の安定を図るため、各種の広報手段により市民に正確な情報を伝えるとともに、報道機関に対しても迅速かつ的確な情報提供を行います。

1 実施機関

広報活動は、市長が実施します。ただし、災害の状況に応じて消防長その他の機関においても実施します。

2 実施要領

防災行政無線、緊急情報メール、インターネット、広報車、消防車、ツイッター、緊急速報メール等を活用して、災害の情報を迅速に提供するとともに被害の概要、応急対策の実施状況等についても周知します。

3 市民に対する広報

(1) 台風、洪水等に関する広報

- ア 災害情報の周知
- イ 避難準備・被害情報の周知
- ウ 避難場所の周知
- エ 避難誘導の周知
- オ 消毒その他保健衛生の周知
- カ 応急対策の周知
- キ その他必要と認められる事項の周知

(2) 火災に関する広報

火災時における避難誘導等は、消防機関が行います。

強風、烈風、異常乾燥等、火災発生の危険性の高いときは、消防機関及び広報主管課において注意を喚起するため、広報活動等を行うものとします。

また、被災者が多数発生する等大規模な災害が発生した場合は、おおむね次の要領により、適切かつ迅速な広報活動を実施するものとします。

- ア 被災者への避難場所の周知
- イ 救助対策の周知
- ウ 保健衛生に関する周知
- エ その他必要と認められる事項の周知

(3) 災害に関する広報手段

災害広報については、災害の状況に応じて最も適切な方法により迅速に行います。

- ア 第3章第3節通信情報計画により市民に周知します。

イ 市有広報車両及び消防機関の広報車両により広報します。

(4) 報道機関への情報提供

防災関係各機関と連絡を密にし、報道機関に、常に現況の情報を提供できるようにします。

資 料

防災行政無線局（固定系）設置場所一覧表	2-1
市有広報用車両一覧表	2-8

第6節 避難計画

災害のため、現に被害を受け、又は受けるおそれのある市民を安全な地域又は施設に避難させるための指示等は、次の計画により実施します。

1 警戒レベルと住民がとるべき行動

避難勧告等を発令する際には、住民がとるべき行動を5段階に分け、住民がとるべき行動と住民が行動をとる際の判断に参考となる情報を明確にし、警戒レベルの段階に応じて住民がとるべき行動が直感的に理解しやすい様に伝達を行う。

警戒レベル	住民がとるべき行動	住民に行動を促す参考情報	発令元
警戒レベル1	防災気象情報等を気にしながら、大雨について警報を発表する可能性が高いとされた場合は、災害への心構えを1段階高める。(災害のスイッチを入れる)	早期注意情報	気象庁
警戒レベル2	ハザードマップ等で、自分の避難場所や避難経路などを確認する。(事前の準備)	注意報	
警戒レベル3	高齢者等の要配慮者は最寄りの公民館に避難開始避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難する。	避難準備・高齢者等避難開始	市
警戒レベル4	全員避難開始 発令された地域に住んでいる方は、最寄りの公民館に速やかに避難する。 公民館までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所へ避難する。	避難勧告 避難指示(緊急)	
警戒レベル5	市内で既に災害が発生 危険が迫っている状態のため、命を守るために最善の行動をとる。	災害発生情報	

2 避難情報の発令基準

市内を流れる2級河川の水位や横浜地方気象台等が発表する気象情報・警報、神奈川県「土砂災害警戒情報システム」の判定メッシュや土壌雨量指数情報等を基に、今後の雨量予測等、総合的に判断し次の表のとおり警戒レベルを用いた避難情報を発令する。

避難情報	発令基準	対象地域等
警戒レベル3 避難準備・高齢者等 避難開始	「避難判断水位」に達した場合	基準を満たした河川の洪水ハザードマップ上の浸水想定区域
	大雨警報（土砂災害）の発表 ＋ 判定メッシュ情報で大雨警報の発表基準に実況、又は予想で到達	基準を満たした1平方キロメートル判定メッシュ内の土砂災害警戒区域
	気象庁等から甚大な被害を及ぼす降雨量予測の情報提供があった場合	市内すべての土砂災害警戒区域
警戒レベル4 避難勧告	「氾濫危険水位」に達するおそれのある場合	基準を満たした河川の洪水ハザードマップ上の浸水想定区域
	土砂災害警戒情報の発表 避難準備・高齢者等避難開始の基準 ＋ 判定メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準に実況で到達	基準を満たした1平方キロメートル判定メッシュ内の土砂災害警戒区域
レベル4 避難指示 (緊急)	「氾濫危険水位」を超過し、堤防高に達するおそれのある場合	基準を満たした河川の洪水ハザードマップ上の浸水想定区域
	土砂災害警戒情報の発表基準 ＋ 判定メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準に実況で到達	基準を満たした1平方キロメートル判定メッシュ内の土砂災害警戒区域
	通報やパトロール等で、土砂災害が発生する可能性が極めて高く緊急的、又は重ねて避難を促す場合	建物被害箇所を含む1平方キロメートル判定メッシュ内の土砂災害警戒区域
	山居沢（横野）に設置しているワイヤーセンサーが作動した場合	山居沢を起点とする土砂災害警戒区域（土石流）
警戒レベル5 災害発生情報	河川の越水や氾濫など、災害が発生した場合	被害が予想される全地域
	土砂災害や災害による建物被害等を確認した場合	

3 避難情報等の伝達

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

気象情報などに注意して、いつでも避難を始められるように準備することや、危険を感じる人や避難に時間を要する人は、避難を開始することを呼び掛ける情報です。

(2) 避難の指示等の実施機関

避難のための立ち退きの勧告及び指示並びに広域避難場所及び避難所の開設は、市長が実施します。ただし、法令に定めのある特別の場合は、次の機関が実施します。

機関等	根拠	対象災害
市長	災害対策基本法第60条	災害全般
警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
県知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者	水防法第29条	洪水
県知事又はその命じた職員	地すべり等防止法第25条	地すべり

(3) 市長権限の委任

災害対策基本法第60条第1項の規定による避難勧告若しくは避難指示（緊急）の発令について、市長又はその職務代理者の指示を得るいとまがないときは、地方自治法第153条第1項の規定に基づいて、次の補助職員に発令権限を委任します。

なお、委任権限に基づき発令したときは、その旨を市長又はその職務代理者に速やかに報告します。

ア 委任する補助職員

- (ア) 防災担当でない副市長
- (イ) 教育長
- (ウ) 危機管理監
- (エ) 消防長
- (オ) 消防署長

イ 委任権限順位

委任権限の順位については、上記ア(ア)から(オ)までの職員の順位とします。

(4) 避難の勧告又は指示

災害が発生し、又は危険性が切迫している場合に、対象地域の居住者、滞在者等の生命又は身体を保護することを目的として、安全な場所への立ち退きを求め、早めの避難を促すため、次の方法により必要な勧告又は指示を行います。

また、平成25年の災害対策基本法改正によって、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示することができるという行動形態が追加されたことから、災害が発生した場合や災害の発生が切迫しており、屋外での移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合は、あわせて屋内での待避等（垂直避難、水平避難等）の安全確保も指示します。

ア 市長の勧告・指示

管轄区域内において危険が切迫したとき又は必要があると認めるときは、その地域の居住者等に対し、立ち退きの指示又は勧告を行うものとします。この場合、必要に応じて、避難すべき場所を指示します。

なお、人命の保護又は危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、応急対策に従事する者以外に対して、その区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又はその区域からの退去を命じるものとします。

イ 警察官の指示

災害現地において、市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき、又は市長から要求があったときは、警察官が立ち退きを指示します。この場合、その旨を市長に速やかに通知します。

また、人命若しくは、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、その場に居合わせた者に対して、避難の措置を講じます。この場合には、その旨を県公安委員会に報告します。

ウ 自衛官の指示

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、その場の危害を避けさせるため、その場にいる者を避難させます。

エ 洪水についての指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事若しくはその命を受けた職員又は水防管理者（市長）は、立ち退きを指示するものとします。この場合、その区域を管轄する警察署長にその旨を通知します。

オ 土砂崩れについての指示

土砂崩れにより著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、立ち退きを指示することができます。この場合、その区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければなりません。

(5) 避難の勧告、指示内容等

市長は、次の内容を明示して、避難の勧告、指示等を実施します。

ア 避難の勧告又は指示の実施者及び理由

- イ 避難対象地域
 - ウ 避難先
 - エ 避難経路
 - オ その他必要事項
- (6) 避難指示（緊急）の伝達方法

ア 避難指示（緊急）の伝達

避難指示（緊急）の一般的伝達は、災害対策本部の広域活動によりますが、事態に即応して避難指示（緊急）を出した者は、応急的に避難地区住民に周知します。この場合、市民組織を十分に活用します。

イ 避難指示（緊急）の通知

市長のほか、避難指示（緊急）を行った者は、直ちにその状況を災害対策本部に通知するとともに、その後における避難所の開設、住民の誘導その他の救助活動に協力します。

(7) 県知事への報告

市長は、避難の勧告又は指示を実施したときは、必要な事項を速やかに県知事に報告又は連絡します。

4 避難の方法

(1) 避難の準備

避難に当たっては、次の点に留意します。

- ア 火気、電気、ガス等の安全を確認すること。
- イ 盗難防止措置をすること。
- ウ 家屋の補強を行うとともに、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させること。
- エ 氏名票（住所、氏名、生年月日、血液型等を記入したもの）を携帯すること。
- オ 非常用食料、飲料水、タオル、ティッシュ、最小限の着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、電池、救急薬品等を携行すること。
- カ 服装はできるだけ軽装とし、素足は避け、ヘルメット、帽子等を着用するとともに、雨衣、防寒衣等を携行すること。
- キ 貴重品以外の荷物は持ち出さないこと。
- ク 会社、工場などの事業所では、それぞれの消防計画・防災計画に基づき、特に発火源の安全確認、電気、ガス等の保安措置を講じること。
- ケ 保育所・園、幼稚園、こども園、学校、大規模事業所、特殊建築物等の管理者は、あらかじめ定められた避難計画に基づいて、安全に避難する措置を講じること。
- コ 病院、福祉施設等で、多数の病人、身動きの不自由な者を収容している施設の管理者は、特に連絡、誘導、搬出、収容等の責任者を定めた避難計画を策定し、人身の安全確保を図る措置を講じること。

(2) 避難の誘導

市長は、次の点に留意して避難の誘導を行います。

- ア 避難の誘導は、警察官、自主防災会等の協力を得て行うものとし、誘導に当たっては、特に安全と統制することに留意します。
- イ 避難の誘導に当たっては、妊産婦、傷病者、障害者、高齢者及び幼児を優先します。
- ウ 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認するとともに、危険箇所には標示、なわ張りなどを行うほか、要所に誘導員を配置して事故の防止に努めます。特に夜間のときは、照明を確保し、誘導の安全を図ります。
- エ 避難誘導に当たり、避難者が自力での避難が不可能なときは、車両、救助用ロープ等を使用して行います。なお、被災地域が広大で大規模な避難が必要となり、市において処理できないときは、県その他の機関に応援を要請します。

(3) 避難の方法

避難の方法は次のとおりとし、徒歩による避難を原則とします。

ア 事前の避難

災害の種別、特性等により、過去の被害の発生例、地形、気象条件等から判断し、災害が発生するおそれがある場合に、危険地域の住民に対し事態の周知徹底を図るとともに、避難の準備又は開始を勧告します。

(ア) 縁故避難

安全な地域にいる親族、知人、友人宅等への避難（ただし、この場合は自治会等の責任者に連絡すること。）

(イ) 自治会避難

自治会が定める自治会避難場所（一時避難場所）その他施設への避難

自治会避難場所とは、大規模地震が発生した場合で、その場にいると危険と思われるときのために自治会が定める空き地、防災協定施設、自治会館、公園等の自主防災会の活動拠点ともなる避難場所をいいます。

(ウ) 計画避難

あらかじめ実施責任者が指定した一時避難所又は収容避難所への避難

(エ) 屋内安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合は、屋内安全確保を行います。

屋内安全確保とは、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる「待避」、屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する「垂直避難（又は垂直移動）」、窓側やがけ地から離れた部屋に避難する「水平避難」を意味します。

イ 緊急避難

- (ア) 事前避難のいとまがなく災害の発生が予想されるとき、又は一部に災害が発生しつつあるときに、危険地域に居残っている者がいる場合
- (イ) 事前避難に利用した避難場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急に避難させる場合、又は救出者を安全な場所に避難させる場合

5 避難所の指定

避難所は、最寄りの公民館とし、災害の状況規模等により開設し、避難所の安全及び衛生確保について留意します。

また、災害の状況規模により公民館の収容人数が、定員に達する見込みがある場合は、指定避難所、公共施設又は最寄りの自治会館を避難所として開設します。

6 避難所の開設

避難所の開設は、災害の規模及び状況に応じ、あらかじめ定める避難所（公民館等）の責任者が開設しますが、避難所を開設する場合には、本部から協力要員を派遣します。

また、市長は、避難所の開設状況について、速やかに県知事及び関係機関に報告します。

7 避難所運営従事者の執務要領

- (1) 避難所運営従事者は、災害対策本部との連携を密にし、災害対策本部の指示が間に合わないときは、避難所の管理責任者等と協議のうえ、処理します。
- (2) 避難順序は、妊産婦、傷病者、障害者、高齢者及び幼児を優先します。
- (3) 避難所内の衛生については、特に留意し、必要な措置を講じるときは災害対策本部に報告します。
- (4) 避難所の収容者世帯別名簿報告書（第2号様式、資料編3-4）を整備し、直ちに災害対策本部に提出します。
- (5) 避難所の安全性を常に検討し、安全性に欠ける場合は、災害対策本部に報告し、避難者の移動を行います。
- (6) 給食、その他物資の配分については、統制を保ち、かつ公平に行います。
- (7) 避難所の運営に当たっては、努めて融和を図り、被災者の精神的負担を和らげるようにします。

8 避難所の使用及び管理

- (1) 避難所の管理責任者は、平常時におけるその施設の管理者とします。
- (2) 避難所の使用、管理、設備用品等の利用は、全て施設の管理責任者の承諾と協力を得て行います。

9 避難所の環境整備

- (1) 高齢者、障害者等への配慮

ア 高齢者、障害者等が必要な生活支援が受けられるなど安心した生活ができる体制を整備した避難所（福祉避難所）の設置に努めます。

イ 避難所で生活することが困難な高齢者、障害者等については、福祉避難所、社会福祉施設等での受入れに努めます。

ウ 高齢者、障害者等の精神的又は心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努めます。

エ 配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童、障害者、高齢者等で虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者や、多重債務者など、考慮すべき避難者がいた場合については、個人情報の管理について徹底します。

(2) 女性への配慮

男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮し、特に被災した女性が適切な避難所生活を送ることができるよう、着替え、授乳、トイレ等におけるプライバシーを確保し、セクハラ行為の防止を図ります。

(3) 外国人への配慮

広域避難場所等へ設置している標識は、順次、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を用いた標識へと更新し、どの種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方についてあらかじめ周知に努めます。

また、一般的なコミュニケーションが取れるよう各避難所に配備してある、「避難会話カード」を参考にしながら、避難者の協力のもと、通訳者を募るなど他避難者と同様に外国人が必要な生活支援が受けられる環境整備に努めます。

(4) 避難所の環境整備

避難所施設の安全対策を推進するとともに、避難所生活の長期化に対応するため、トイレの設置状況、プライバシーの確保状況、入浴施設の必要性、洗濯等の状況、医師又は看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等について配慮し、保健福祉等関係者の協力を得ながら、避難者の心身の健康管理及び衛生管理に努めます。

また、保健福祉等関係者の協力を得て、被災者等のメンタルヘルスの維持に努めます。

(5) 避難所の感染症対策

避難所におけるインフルエンザ等の感染症を予防するため、避難者へ手洗い、うがいを呼び掛けるとともに、定期的な換気や消毒を行います。

また、手指消毒液、マスク、間仕切り等感染症対策物品の整備に努めます。

(6) ペット対策

長期間の避難所におけるペットの扱いについては、「人とペットの防災ハンドブック」を参考にしながら、施設管理者と飼い主の協力のもと、ペットの管理場所やペットの管理ルール等を決定し、スムーズな避難生活に努めます。

10 帰宅困難者対策

帰宅困難者が発生した場合、一斉帰宅を抑制し、一時滞在施設に関する情報やバス、鉄道等の公共交通機関の計画運休や復旧状況など、状況によって市民へ緊急情報メールで送付する等、必要な情報提供に努めます。

(1) 鉄道等の滞留者対策

警察、鉄道事業者等と協力して安全と統制に留意し、必要に応じて、旅行者を含む帰宅困難者を公共施設等最寄りの一時滞在施設へ誘導します。この際、妊産婦、傷病者、障害者、高齢者及び幼児に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努めます。

(2) 不特定多数が利用する施設における対策

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するとともに、必要に応じて最寄りの一時滞在施設へ誘導します。

資 料

避難所一覧表	3-3
避難所収容者世帯別名簿報告書（第2号様式）	3-4
避難所設置及び収容状況（第3号様式）	3-5
災害時における協定締結先一覧	10-1

（災害時における施設使用に関する協定（秦野養護学校）、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定（秦野精華園ほか8か所）、災害時における要援護高齢者の緊急受入れに関する協定、災害時における入浴協力に関する協定等）

第7節 食料供給計画

被災者等に対する食料の確保や炊き出し、その他食料の応急供給が迅速に行われるよう次のとおり定めます。

1 実施機関

被災者等に対する食料の供給は、市長が実施します。

災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき県知事の委任により行います。

2 災害時における食料の応急供給

(1) 応急供給を行う場合

風水害、大火、その他の非常災害が発生し、又はそのおそれのある場合で、市長が必要と認めた場合

(2) 応急供給品目

市が備蓄する食料品を提供するほか、米穀、パン、即席麺、粉ミルク等の提供を図ります。

3 主要食料の調達方法

(1) 米穀の調理方法

小規模の災害については、卸売業者及び小売業者所有のものを使用します。

災害の状況により業者の所有のみでは配給が困難な場合は、県知事に米穀の供給を要請します。

(2) その他の食料の調達方法

市長は、市内の事業者、協定締結先等に製造、調達等を依頼するほか、必要に応じて、県知事に供給を要請します。

4 米の炊き出し

(1) 米の炊き出しは、市長が行います。

(2) 炊き出しのための施設は、市内の小・中学校等を利用します。

(3) 被害状況が比較的軽微であった地域については、自治会等の住民による炊き出しの協力を要請します。

資 料

主要食料等配布台帳（第1号様式）	5-7
主要食料等調達台帳（第2号様式）	5-8
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1

（災害時における米穀調達に関する協定書、災害時における応急物資及び生活必需物資の調達に関する協定書、災害時における協力に関する協定書（食品衛生協会）、災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書、災害時における飲料の提供に関する協定書（コカ・コーラ、ダイドー）、災害時における応急活動等の協力に関する協定書（ジャスコ）、災害時における支援協力に関する協定書（マックスバリュ）、災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（カインズ）等）

第8節 衣料、生活必需品その他物資供給計画

調達衣料、生活必需品その他物資供給の確保と供給の円滑な運営を期するため、次の計画によって実施します。

1 実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供給は市長が実施します。

ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事又は知事から委任を受けた市長が実施します。

2 災害時における衣料等物資の供与

(1) 衣料、生活必需品等物資供給対象者

災害によって住家に全焼、全壊、流失、半焼、半壊、床上浸水等の被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣服、寝具その他の生活必需品を喪失又は毀損し、かつ、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にあると認められる者に供給します。

(2) 物資の供給範囲

災害のため供給する物資は、次に掲げるもののうち必要と認める最小限度のものとしします。

ア 寝 具	就寝に必要な最小限度の毛布、布団等
イ 外 衣	普通着、作業衣、婦人服、子供服等
ウ 肌 着	シャツ、パンツ等
エ 身の回り品	タオル、履物等
オ 炊事道具	鍋、釜、包丁、バケツ、ガス器具等
カ 食 器	茶わん、汁わん、皿、箸等
キ 日 用 品	石けん、ティッシュ、歯ブラシ、歯磨粉、女性生理用品等
ク 光熱材料	マッチ、ローソク、プロパンガス等

3 物資の調達方法

物資の供給の必要が生じたときは、協定締結先等と調整のうえ、必要最小限度の物資を調達するほか、必要に応じて、知事に支援を要請します。

4 供給経路及び方法

- (1) 調達された物資は、被害状況に応じて、避難所別、世帯別等に供給します。
- (2) 物資の輸送は、緊急輸送計画に基づき行います。

5 救援物資の取扱い

救援物資は、カルチャーパーク総合体育館に集積しますが、被災状況により、新町第一倉庫、新町第二倉庫及び協定締結先倉庫を使用し、必要に応じて、各避難所等に供給します。

6 物資供給状況及び整備書類

(1) 実施状況報告

物資供給状況報告（日報）及び供給完了報告により行います。

(2) 整備すべき書類

- ア 救助実施記録日計表
- イ 被服、履物等受払簿
- ウ 物資供給状況書（第1号様式）
- エ 物資受領書
- オ 物資調達台帳（第2号様式）

資 料

物資の支給・配布状況（第1号様式）	5-9
物資の調達台帳（第2号様式）	5-10
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1

（災害時における応急物資及び生活必需物資（LPG）の調達に関する協定書、災害時における応急生活物資の調達及び供給等に関する協定書、災害時における石油類の供給に関する協定書（石油商業組合）、災害時における燃料類の供給に関する協定書（燃料商組合）、災害時における応急活動等の協力に関する協定書（ジャスコ）、災害時における支援協力に関する協定書（マックスバリュ）、災害時における生活物資の供給協力に関する協定書（カインズ）等）

第9節 上下水道応急計画

1 給水計画

水道技術管理者等は、災害が発生した場合においては、水道施設を速やかに復旧するため、秦野市上下水道業務継続計画（以下「上下水道BCP」という。）に基づいて、直ちに緊急調査、施設の点検等を実施するとともに、配水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講じます。

また、緊急措置と並行して応急調査を行い、水道施設全体の被災状況を把握し、給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、応急給水及び応急復旧工事を行います。

さらに、平時から災害に備えるとともに、災害時における相当の制約条件の下で、水道が果たすべき役割を継続的に確保するための計画を策定・運用し、水道機能の維持や早期回復についての対応手順を明確にします。

(1) 実施機関

被災者に対する応急飲料水等の供給は、市長が実施します。

(2) 対象者及び給水量

災害のため水道施設が破壊され、飲料水が汚濁し、又は枯渇したことにより、飲料水等が得られなくなった者に対して、1日1人3リットルを供給するものとします。

(3) 応急飲料水等の確保

浄水場、配水池等水道施設内にある貯水の流水を防止し、さらに14カ所の小・中学校等に設置されている非常用飲料水貯水槽及び二タ子送水ポンプ場等に整備した災害時給水拠点並びに各施設の受水槽により飲料水を確保します。

また、井戸水及び鋼板等プールの水は、地域や避難所における生活用水として活用します。

(4) 応急給水活動

ア 応急給水は、開設した避難所において実施するものとします。

イ 災害時の応急給水活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、組織人員及び資機材並びに応援体制の整備を図ります。

ウ 応急給水車、ペットボトル、ウォーターパック等により、最寄りの応急飲料水等確保地点から、緊急輸送道路を使用して被災者に運搬供給します。この場合、必要に応じ、まず、秦野市指定給水装置工事事業者及び水道料金等包括委託事業者に応援を求め、さらに応援が必要な場合には、県企業庁及び中井町に、各機関と本市との間にある給水連絡管を使用しての応援を求めるほか、日本水道協会を通じて、他の水道事業体等に応援を求めます。

また、被災の状況により、なお応援を要するときは、県や国に要請を行います。

(5) 応急復旧活動

ア 早期給水を図るため、上水道関係施設の応急復旧活動を実施します。

イ アの活動と並行して仮設配管を行い、必要最小限度の飲料水等の供給を図ります。

2 非常用飲料水貯水槽及び鋼板等プールの管理

- (1) 非常用飲料水貯水槽の管理者は、災害の発生に備えて、常に良好な状態において管理するよう努めます。
- (2) 鋼板等プールの管理者（各施設の長）は、特別の事情がある場合を除き、被害の発生に備えて、常にプールを満水の状態にしておくよう努めます。
- (3) ろ水機の管理者は、災害の発生に備えて、年1回以上の点検を行い、常に良好な状態において管理するよう努めます。

3 下水道計画

下水道管理者等は、災害が発生した場合においては、下水道施設を速やかに復旧するため、上下水道BCPに基づいて、直ちに緊急調査、施設の点検等を実施するとともに、排水機能に支障又は二次災害のおそれのある施設については、緊急措置を講じます。

また、緊急措置と並行して応急調査を行い、下水道施設全体の被災状況を把握し、応急復旧計画を策定のうえ、応急復旧工事を行います。

さらに、平時から災害に備えるとともに、災害時における相当の制約条件の下で、下水道が果たすべき役割を継続的に確保するための計画を策定・運用し、下水道機能の維持や早期回復についての対応手順を明確にします。

(1) 要員の確保

下水道管理者は、上下水道BCPに基づく緊急時の配備体制により要員の確保を図ります。

また、本市限りで処理できない場合は、あらかじめ定められた手続に従い、他機関に応援を要請します。

(2) 応急復旧用資機材の確保

応急復旧活動を円滑に行い、及び下水道施設の機能を維持するため、必要な資機材を備蓄するとともに、被災状況に即した応急復旧用資機材の確保に努めます。

(3) 応急復旧

応急復旧活動は、災害対策本部長の指示に従い、関係機関の協力を得て行うものとします。

なお、その作業内容及び復旧に対する判断基準は、次のとおりとします。

ア 下水処理場

施設に被害が生じた場合は、排水、処理能力を極力維持するために、総力をあげて復旧します。

イ 管きよ施設

管きよの復旧作業は、管の破損、陥没等による閉塞に伴う排水不良箇所の復旧を優先し、継ぎ手の目地ずれ、管のクラック等については、排水が可能な限り、他の排水不良箇所の復旧を優先します。

ウ マンホール施設

排水に支障が生じている箇所及び崩壊の危険性のある箇所を優先的に修理補強します。

エ 取付管等

取付管については、埋設深度が浅く、被害が多く発生することが予想されますが、埋設した道路の交通に重大な影響を与えている場合を除き、本管施設の復旧を優先します。復旧方法については、布設替え又は仮設排水で対応します。

4 広報

上・下水道管理者は、施設の被害状況、復旧見込等に関して積極的に市民に情報を提供し、利用者の不安解消に努めます。

資 料

秦野市上下水道業務継続計画	4-5
応急給水用機材の設備状況	5-3
鋼板等プール設置状況一覧表	5-4
非常用飲料水貯水槽設置状況一覧表	5-5
水源種別取水施設一覧表	5-6
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1

（災害時等における上・下水道施設の応急措置についての協定書、日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書等）

第10節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害により住まいを失った被災者で、自らの資力では住まいの確保ができない者に対し、応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行い、居住の安定を図ります。

1 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市長が実施します。ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき知事又は知事から委任を受けた市長が行います。

2 応急仮設住宅の建設

(1) 入居の対象

全焼、全壊又は流出等で、居住する住まいがなく、かつ、自らの資力では住まいを確保することができない者。

(2) 設置の方法

市長が設置します。ただし、災害救助法が適用される場合は、知事が設置し、又は知事の委任により市長が設置します。

(3) 応急仮設住宅の設計と費用の限度

ア 応急仮設住宅の1戸当たりの平均面積は、29.7㎡を原則とします。

イ 工事費は、原則として災害救助法の定めるところによります。

(4) 着工の時期

災害発生の日から20日以内とします。ただし、災害救助法が適用される場合は、事前に厚生労働大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する場合があります。

(5) 供与期間

原則として、完成の日から建築基準法第85条第4項による期限内（最高2年以内）とします。

(6) 建設予定地

応急仮設住宅の建設予定地は、次のとおりとします。

- | |
|--|
| ・ 第一次建設敷地……なでしこ運動広場、末広自由広場 |
| ・ 第二次建設敷地……カルチャーパークピクニック広場、南が丘公園多目的広場 |
| ・ 第三次建設敷地……カルチャーパーク陸上競技場・野球場、その他の公共用地等 |

3 賃貸住宅等の活用

応急仮設住宅の建設のほか、被災者への住宅供給を迅速に進めるため、市は、公営住宅を活用するとともに、民間賃貸住宅等の借上げ、あっせん及び情報提供を行います。

4 住宅の応急修理

(1) 応急修理の対象者

- ア 住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者
- イ 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊した者
- ウ 応急修理を行うことによって、応急仮設住宅を利用しないと見込まれる者

(2) 応急修理の対象範囲及び方法

居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分について、現物をもって行うものとします。

(3) 修理の費用

災害救助法及び関係規程の定めるところによります。

(4) 修理の期間

原則として災害発生の日から1カ月以内に完了するものとします。

資 料

応急仮設住宅台帳（第1号様式）	5-11
住宅応急修理記録簿（第2号様式）	5-12
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1
（災害時における応急措置についての協定書・規約（建設業協会）（建設重機協同組合）等）	

第11節 医療助産計画

災害時における被災者に対する医療、歯科医療及び助産活動について、必要な救護の確保を図るため、次の方法により実施します。

1 実施機関

被災者に対する医療、歯科医療及び助産活動の実施は、市長が行います。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法の規定に基づき知事又は知事から委任を受けた市長が行います。

2 医療救護所の開設及び運営

被災地域並びに避難所の医療、歯科医療及び助産活動の万全を期するため、市が指定した場所に医療救護所を開設し、秦野伊勢原医師会、秦野伊勢原歯科医師会等の協力を得て編成した医療救護班により医療、歯科医療及び助産活動を実施します。

この場合、県が設置する保健医療調整本部及び湘南西部地域災害医療対策会議、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と連携し、業務に当たります。

3 医療救護所の設置

- (1) 医療・歯科医療：休日夜間急患診療所、末広小学校、西中学校、大根小学校
- (2) 助産・歯科医療：保健福祉センター

4 県への医療救護班の派遣要請

市において編成する医療救護班のみでは、応急対策が困難であると市長が認めるときは、知事に対して、医療救護班の派遣を要請します。

- (1) 要請者 市長
- (2) 要請先 知事
- (3) 要請方法 医療救護班の要請を必要とする事態が発生したときは、湘南西部地域災害医療対策会議へ連絡します。

5 後方医療機関

後方医療機関は、医療救護所及び被災地から搬送される重・中症者を受け入れ、医療救護所を後方支援します。

後方医療機関

名称	電話番号	FAX	所在地
秦野赤十字病院	81-3721	82-4416	秦野市立野台 1-1
国立病院機構神奈川病院	81-1771	82-7533	〃 落合 666-1
八木病院	81-1666	81-1667	〃 本町 1-3-1
くず葉台病院	82-5858	83-3932	〃 東田原 340
鶴巻温泉病院	78-1311	78-5955	〃 鶴巻北 1-16-1

災害拠点病院

名称	電話番号	FAX	所在地
秦野赤十字病院	81-3721	82-4416	秦野市立野台1-1
東海大学医学部付属病院	93-1121	94-9085	伊勢原市下糟屋143
平塚市民病院	32-0015	31-2847	平塚市南原1-19-1

6 医療、歯科医療及び助産活動の基準及び経費

(1) 医療救護班が行う医療、歯科医療及び助産活動の範囲は、次のとおりとします。

- ア 診断
- イ 医療及び歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び治療
- ウ 傷病者の後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 看護
- オ 分娩の介助及び分娩前後の処置

(2) 医療、歯科医療及び助産活動を実施した場合に要する費用負担は、次のとおりとします。

- ア 医療救護班の派遣に要する人材費及び諸経費
- イ 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の経費
- ウ 医療救護班の給食及び給水に要する経費

7 救急医薬品の調達

(1) 備蓄する医療用医薬品に不足が生じた場合は、協定を締結している秦野市薬剤師会から救急医薬品を調達します。

(2) 救急医薬品の調達を実施した場合に要する費用負担は、次のとおりとします。

- ア 救急医薬品の実費
- イ 救急医薬品の調達に伴う旅費

資料

神奈川県医師会救護隊秦野伊勢原医師会支部救護隊規程・編成表	3-6
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1
（災害時における救急医薬品の調達等に関する協定書等）	

第12節 防疫計画

災害によって多発するおそれがある感染症又はこれらを媒介する衛生害虫の発生を防止することにより、被災地域の環境衛生保持に万全を期するため、次により防疫対策を実施します。

1 実施機関

災害時における防疫対策は、市長が実施します。

また、災害の状況によって、市長が独自の措置不可能と判断した場合は、知事にその旨を報告して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、知事代行の応援を求めます。

2 実施方法

被災地域の防疫の実施については、車両、器材及び薬剤を確保して、速やかに対処し、防疫活動に停滞のないように実施します。

3 防疫薬剤

災害時における防疫対策のため、必要に応じて市内及び市外の業者からの防疫薬剤の調達を図ります。

4 感染症患者への治療勧告及び入院措置

感染症が発生した場合には、県は、感染症予防法に基づき、その患者に対して感染症指定医療機関において治療するように勧告するとともに、市は、感染症発生場所、周辺地区等の消毒を実施します。

感染症指定医療機関

施設名	所在地	病床数	電話
平塚市民病院	平塚市南原1-19-1	6床	32-0015

第13節 清掃計画

災害によって排出された災害廃棄物、被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物及びし尿（以下「災害廃棄物等」という。）は、被災地域の環境衛生の万全を期するため、次の方法によって処理します。

1 ごみ処理

(1) 実施機関

災害時における清掃は、市長が実施します。

(2) 収集方法

被災地域から排出された災害廃棄物等は、その発生量等に応じて、次の収集車で迅速に収集します。

なお、災害廃棄物等の発生量が平時の処理体制では対応できない場合は、非常災害として位置付け、廃棄物処理法に基づく特例措置を適用するとともに、協定を締結している自治体との相互援助をはじめ、廃棄物処理法、災害対策基本法等の関係法令に基づき、国、県の支援を受け、災害廃棄物等の適正かつ円滑な処理を進めます。

車名	積載量(t)	数量(台)
機械車	2	11
アームロール車	2	1
計	24	12

(3) 処理方法

ア 収集したごみは、秦野市伊勢原市環境衛生組合の次の施設において処理します。

施設名	所在地	処理能力
伊勢原清掃工場	伊勢原市三ノ宮 1918 番地	90 t / 日
はだのクリーンセンター	秦野市曾屋 4624 番地	200 t / 日

イ 上記の施設で処理が間に合わない場合、災害廃棄物等の発生状況により、次のとおり、仮置場を設置します。

一 次 仮 置 場			
No.	名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)
1	寺山スポーツ広場	秦野市寺山 130	4,579
2	田原ふるさと公園中丸広場	秦野市東田原 999	6,668
3	おおね公園	秦野市鶴巻 940	2,300
4	大根川ポンプ場	秦野市鶴巻 391	380
5	鶴巻排水機場	秦野市鶴巻 355-3	600
6	島津製作所（株）秦野工場グラウンド	秦野市堀山下 380-1	15,243
合計			29,770

※ （仮称）羽根スポーツ広場（23,000 ㎡）は、令和3年度末まで民間事業者に貸付のため、令和4年度から位置付け予定

※ おおね公園は、スケーティング場及びゲートボール場の面積

ウ 二次仮置場は、家屋等から排出される災害廃棄物を一時的に集積、分別保管する一時仮置場から搬入し、保管及び選別等を行うため設置します。

二 次 仮 置 場		
名 称	所 在 地	敷地面積 (㎡)
栃窪一般廃棄物最終処分場跡地	秦野市栃窪 589 番地外	25,379

上記仮置場のほか、被害の状況により国有地及び県有地の仮置場としての利用について、国、県と調整していきます。

2 し尿処理

(1) 実施機関

次の委託業者が担当しますが、災害時に適応するよう、市長が要請します。

業 者 名	所 在 地	電 話
川 口 清 掃 社	秦野市平沢 817 番地	81-1351
秦 野 サ ー ビ ス 社	〃 堀山下 882 番地の 1	88-2064
秦 野 新 栄 社	〃 寿町 3 番 17 号	81-1458

(2) 収集方法

被災地域の実情に対応し、委託業者と緊密な連絡のうえ、次の収集車を動員して迅速に処理します。

車 名	積 載 量(ℓ)	数 量(台)
バキューム車	7,200	1
	3,700	3
	3,000	3
	1,800	4
計	34,500	11

(3) 処理方法

収集したし尿は、次の施設によって下水道施設への希釈投入を行います。

施 設 名	所 在 地	処理能力
秦野市し尿希釈投入施設 (秦野市浄水管理センター)	秦野市上大槻 190 番地	80kℓ／日

3 環境汚染対策

(1) 実施機関

災害時における有害物質の安全確保と公害防止施設の調査は、市長が実施します。

(2) 実施方法

- ア 事業所の有害物質漏えい等、災害発生情報を災害対策本部が入手した場合、現地確認を行います。
- イ 広報スピーカーを搭載した車で、オイルフェンスや吸着マット、MCA無線を所持して対応を行います。
- ウ 有害物質の漏えいで周辺住民の避難が必要となる等、非常事態が発生したときは、災害対策本部に報告し、避難誘導を行います。

資 料

秦野市伊勢原市環境衛生組合災害対策計画	4－6
秦野市災害廃棄物等処理計画	4－12
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10－1

（災害時における廃棄物の処理等に関する協定書、神奈川県湘南地域県政総合センター管内5市3町1一部事務組合間における一般廃棄物等の処理に係る相互援助協定書、災害時におけるし尿の処理業務に関する協定書、災害時における仮設トイレ業務に関する協定書、地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書等）

第14節 遺体の搜索、収容及び埋葬の計画

災害時において、行方不明者又は死亡していると推定される者の搜索及び遺体の収容処理については、適切な対応をとるために神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って、次の方法により実施します。

1 実施機関

災害時における遺体の搜索、収容及び埋葬は、市長が実施します。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法の規定に基づき知事又は知事の委任を受けた市長が行います。

2 遺体の搜索

行方不明者又は死亡していると推定される者の搜索について、警察官、消防職員、その他の団体等と協力して、次により迅速かつ的確に実施します。

(1) 搜索の方法

ア 行方不明の届出の受理は、災害対策本部で実施します。

イ 届出の受理に当たっては、行方不明者の住所、氏名、性別、身長、着衣、特徴、連絡先等必要事項を行方不明搜索届出書（第1号様式）に記録しておきます。

ウ 本部長は、届出に基づき、関係部班に搜索の指令をするとともに、効果的な搜索活動を実施します。

エ 搜索に当たっては、地元関係者の協力を得て、警察官の出動を要請し、機械器具の借上げを行います。

なお、人員に不足を生じたときは、関係団体から従事者を雇うことにより活動を実施します。

3 広報

市及び警察は、災害現場から遺体を発見した場合は、直ちに警察署又は直近の警察官にその旨を通報するよう広報を徹底します。

4 通報

市は、遺体を取り扱った場合には、警察署に通報します。

5 遺体の収容

市は、文化会館に遺体収容所を開設し、搜索により発見された遺体を搬送します。

6 検視・調査等

警察は、遺体の検視・調査等を行います。

7 検案

遺体の検案は、法医学専門医、警察協力医、歯科医師、医療救護班又は応援協力により出動した医師が行います。

また、検案後、市は、必要に応じ協定先と協力し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行います。

8 身元確認・身元引受人の発見

市は、警察、地元自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

9 遺体の引渡し

警察は、市と協力して、調査・検視及び医師や歯科医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を遺族又は関係者に引き渡します。

また、身元が確認できない遺体については、関係書類を作成して遺体とともに市に引き渡します。

10 資機材の調達等

市は、県、他市町村等と協議し、必要な棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、生花等についても手配に努めます。

11 遺体の埋火葬

- (1) 遺体の引受人がない場合、又は引取人があっても、災害による混乱のため遺体の処理ができないときは、次の施設によって、仮埋葬又は火葬の処理をします。

なお、遺体処理台帳（第2号様式）を作成し、事後確認のため、遺体の写真撮影、遺留品等の保存などの措置をとります。

処理区分	施設名	所在地
仮埋葬	各寺院	市内各所
火葬	秦野市伊勢原市 環境衛生組合秦野斎場	秦野市曾屋1006番地

- (2) 埋火葬の程度は、応急火葬であり、埋葬台帳（第3号様式）により、必要事項の処理をします。
- (3) 必要に応じ、神奈川県広域火葬計画に沿って県内及び県外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努めます。

資料

行方不明捜索届出書（第1号様式）	3-7
遺体処理台帳（第2号様式）	3-8
埋葬台帳（第3号様式）	3-9
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1

（災害時における霊きゅう自動車・葬祭用品の供給等の協力に関する協定書、災害時における葬祭用品の供給等に関する協定書等）

第15節 障害物の除去計画

市は、河川の氾濫、土砂崩れ等不慮の災害により住居、道路及び公共施設に土砂、竹木等、住民の生活に対し、著しい障害を及ぼしている物件を除去整理し、付近住民の保護を図ります。

1 実施機関

障害物の除去は、市長が実施しますが、障害物が市長の管理に属さない道路上又は河川にある場合は、それぞれの管理者が除去します。ただし、災害救助法が適用される場合は、同法の規定によります。

2 実施対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障又は危険を与えると予想される場合並びにその他公共的立場から必要と認める場合に行うものとしませんが、その概要は次のとおりです。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 交通の安全と輸送の確保のため、障害物の除去を必要とする場合
- (3) 河川のいつ水防止、護岸等の決壊防止等をするため河川における障害物の除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要と認める場合

3 障害物の除去の方法

- (1) 実施者は、自らの応急対策器具を用い、又はその状況に応じて、土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行います。
- (2) 障害物の除去は、応急的に必要とする限度までとし、私人に必要以上の損害をかけないように注意します。

4 除去した障害物の集積場所

除去した障害物は、市民の日常生活に支障のない所、緑地帯等へ一時的に集積します。
集積した障害物は、できるだけ速やかに災害廃棄物仮置き場に移動します。

5 機械器具の現状及び人員の明細

障害物の規模及び範囲によって対策を立てますが、比較的小規模なものについては、市職員等をこれに充て、除去します。その他のものにあつては、市内建設業者の協力を求めます。

6 実施状況報告及び整備書類

- (1) 作業員動員台帳（第1号様式）・・・事業所名、作業内容、賃金等に関する書類
- (2) 機械、器具借上台帳（第2号様式）・・・事業所名、作業内容、借上車両、その他器具に関する書類

資 料

作業員動員台帳（第1号様式）	5-13
機械器具借上台帳（第2号様式）	5-14
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1

（災害時における応急措置についての協定書・規約（建設業協会）（建設重機協同組合）等）

第16節 緊急輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機械等を迅速かつ確実に輸送し、災害対策の万全を期します。

1 緊急輸送路

(1) 緊急輸送の実施機関

災害応急対策の従事者又は被災者及び災害応急対策用物資、機材等の輸送は、市又はその他の機関が行います。

(2) 本市における緊急輸送道路

ア 確保路線

確保すべき路線順位	路線名	区間
第1次確保路線	東名高速道路	全線
	国道246号	全線
	県道62号平塚秦野	全線
	県道71号秦野二宮	全線
第2次確保路線	県道704号秦野停車場	秦野橋北側交差点～名古屋交差点
	市道6号線	新常盤橋交差点～富士見大橋交差点
	市道12号線	新町交差点～富士見大橋交差点

*第1次確保路線、第2次確保路線以外の路線で、広域避難場所等を結ぶ道路は、緊急輸送を確保するため市優先確保路線とし、市が別に定めます。（資料編参照）

イ 交通安全協会等民間団体による交通整理実施路線

- ・ 市役所 ～ 救援物資の集配場所になるカルチャーパーク総合体育館までの経路
- ・ カルチャーパーク総合体育館 ～ 避難所になる各公民館、小学校及び各中学校並びにカルチャーパーク総合体育館までの経路

(3) 輸送の対象

輸送の対象のうち主なものは、次のとおりとします。

- ア 被災者の避難輸送
- イ 重症患者及び妊産婦の輸送
- ウ 飲料水の供給輸送
- エ 救援用物資の輸送
- オ 遺体の捜索及び処理のための輸送
- カ その他必要な人員及び物資の輸送

(4) 輸送力の確保

市は、災害応急対策を実施するため、市保有の車両を活用して配車計画を別に定めます。

なお、災害の規模により不足を生じる場合には、それぞれ次の方法により必要な措置を行います。

さらに、不足がある場合には県に対して応援要請を行います。

ア 乗用車：貨物自動車

市内の自動車会社、運送業等を営む者に協力を求めます。

イ 特殊自動車

市内の運送業又は建設業を営む者に協力を求めます。

(5) 公共交通事業者への協力要請

市は、災害対策輸送の実施について、必要があるときは、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通事業者に協力を要請します。

(6) 航空機の要請

市は、災害応急対策の実施について、緊急を要するときは、次の機関に対してヘリコプターの派遣を要請します。

- ・ 自衛隊（県知事に要請要求）

○ ヘリコプター臨時離着陸場

空路からの物資受入れ拠点として、次の場所を離着陸場として指定します。

名 称	所 在 地	発着場面積
(株)コベルコマテリアル銅管秦野工場グラウンド	秦野市平沢 65 番地	19,000 m ²

*必要に応じて第3章第23節9（1）ヘリコプター離着陸場適地を使用

(7) 車両等による輸送が不可能な場合

災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行います。

(8) 応援要請の手続

市が応援要請をするときは、業務の目的、積載内容、台数、期間等を明らかにして行います。

(9) 配車等の実施

ア 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をして、全て市役所構内に待機します。

イ 配車担当の財産管理課においては、災害対策本部長の指示により緊急輸送計画を策定し、活動の停滞がないように努めます。

ウ 車両の出動は、全て配車指令及び車両出動記録簿（第2号様式）により行い、業務完了の場合は、直ちに帰庁し、その旨を財産管理課に連絡します。

エ 配車に当たる職員は、常に借上車両の車両出動記録簿又は輸送記録簿（第1号様式）に車両の活動状況を記録し、配車の適正を期します。

2 緊急交通路

県警察では、救助、消火等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災拠点及び都市間を結ぶ国道、主要県道のうち57路線を緊急交通路として選定し、災害発生時には、被災状況等を考慮のうえ、必要な区間について災害対策基本法第76条に基づく交通規制を行い、緊急通行（輸送）車両の円滑な通行の確保に努めます。

本市における緊急交通路指定想定路線

路線名	区間
東名高速道路	全線
国道246号	全線
県道62号平塚秦野	全線
県道71号秦野二宮	全線

資料

各課配属庁用車一覧表	6-1
神奈川県 <small>の</small> 緊急輸送路線・緊急交通路指定想定路線・秦野市優先確保路線等一覧表	6-2
輸送記録簿（第1号様式）	6-3
車両出動記録簿（第2号様式）	6-4
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1
（災害等における物資の輸送等に関する協定等）	

第17節 労務供給計画

1 実施機関

災害時における応急対策の実施に要する労力の確保は、市長が行います。

2 供給可能労務者推定数の明細

災害時において、応急対策を実施する場合は、職員をもってこれに充てますが、特殊作業又は労力に不足を生じる場合は、市内建設・建築業者に協力を求めます。

(1) 職員の労務供給

職員動員計画による動員によります。

(2) 市内建設業者の労務計画

秦野建設業協会に、協力を求めます。

3 労務供給方法

市内建設業者の労務供給方法は、災害時における応急措置についての協定書に基づき、会長に要請し、供給します。

4 労務者の作業内容

応急対策に使用し得る労務作業の範囲は、おおむね次のとおりとします。

- (1) 道路、橋りょう等の応急措置及び障害物の除去作業
- (2) 学校等公共施設の応急措置及び障害物の除去作業
- (3) 被災者の救出及び救出に要する機械器具、その他資機材の操作
- (4) その他、応急対策に必要な特命事項に関すること。

資 料

災害時における協定締結先一覧（秦野市）

10-1

（災害時における応急措置についての協定書・規約（建設業協会）（建設重機協同組合）等）

第18節 交通応急対策計画

災害時の交通の混乱を防止し、災害対応従事者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るため、必要に応じ次の措置をとります。

1 情報の収集と伝達

市は、管内の道路状況を確実に把握するため、警察署、道路管理者等と緊密な連絡を図り情報の収集を行うとともに、災害箇所又は交通に支障を及ぼす箇所を認知したときは、関係機関に通報します。

2 応急措置

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるため急を要するときは、災害対策基本法第62条に基づき、応急措置を速やかに行うため警察官等とともに緊急輸送道路の確保を図ります。

3 交通の禁止と制限

市は、災害応急対策に必要な緊急輸送道路を確保するため、必要があると認められるときは、秦野警察署と連絡協議し、災害により、道路の破損、流失又は障害物のため交通が危険であると認めた場合は、道路管理者等と協力し、次により交通規制を実施します。

- (1) 被災状況を把握し、秦野警察署と連絡協議のうえ、交通規制を実施しますが、できる限り迂回路の設定及び応急復旧の措置を行います。
- (2) 交通規制を実施する場合は、現場に案内板・道路標識・注意板・安全ロープ等の設置をするとともに、関係機関及び団体に連絡します。
- (3) 道路占用工作物（電力、通信、ガス、その他）等に被害があり、交通障害となっている場合は、関係機関（占用者）に連絡し、安全措置を命じ、交通の安全確保を図ります。

4 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう、道路、橋りょう等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で、自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。

(1) 河川沿いの道路復旧

堤防の亀裂又は沈下による道路破損は、応急用の備蓄資材をもって仮復旧を実施します。

(2) 崩土被害の道路復旧

崖崩れ等により土砂が崩落し、交通不能となった場合は、応急復旧を実施します。

(3) 橋りょう復旧

災害により落橋した場合は、緊急措置として、木材、H形鋼を架け、応急の通行を確保します。

(4) その他

管理者が、自己の資機材及び労力により応急復旧が困難な場合は、労務供給計画、障害物の除去計画等により、資機材及び労力の供給を求め、応急復旧を実施します。

5 復旧要員、建設機械等の確保

市は、応急復旧を実施するための要員確保について、職員動員計画及び労務供給計画等により、必要に応じて動員し得る体制を整えるものとし、建設機械についても、常に、市内各事業所と連絡調整をし、緊急時に対応できるようにその体制を整えます。

6 緊急通行車両の確認手続

(1) 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とします。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告及び指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護
- エ 施設及び設備の応急復旧
- オ 清掃、防疫その他の保健衛生
- カ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- キ 緊急輸送の確保
- ク その他災害の防衛、又は拡大の防止のための措置

(2) 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続は、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）で行います。

(3) 事前届出手続

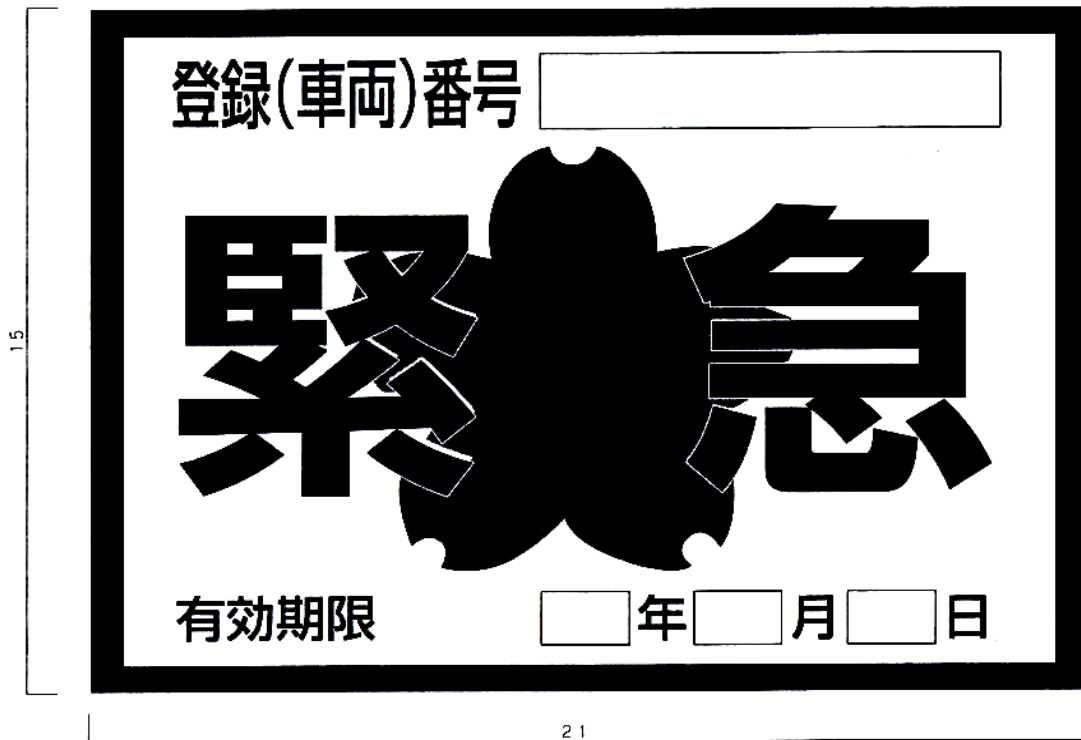
ア 市は、災害応急対策を迅速に行うため、災害応急対策に使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課）に事前届出を行い、緊急通行車両等事前届出済証及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けておきます。

イ 市は、事前届出済み車両については、災害が発生し、災害応急対策に車両を使用する必要性が生じたときには、県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）に緊急通行車両等の確認に先立ち、緊急通行車両等事前届出済証の交付に併せて交付された緊急通行車両確認証明書を提出し、確認を受け緊急通行車両標章及び証明書の交付を受けます。

7 緊急輸送車両確認標章及び証明書

県公安委員会（神奈川県警察本部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、各警察署及び交通検問所）では、災害応急対策の従事者又はその委託を受けた者の使用する車両については、輸送車両確認証明書及び標章を交付して、通行禁止又は制限の対象外とします。

- 標章は、次のとおりとします。



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

8 標識

災害対策基本法第76条に規定する、災害時における交通の禁止又は制限とする標識は、次のとおりとします。



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料

神奈川県 の緊急輸送路・緊急交通路指定想定路線・秦野市優先確保路線等一覧表 6-2

緊急通行車両確認証明書 6-5

災害時における協定締結先一覧 (秦野市) 10-1

(災害時における応急措置についての協定書・規約 (建設業協会) (建設重機協同組合) 等)

第19節 文教対策計画

文教施設の被災又は児童、生徒若しくは教職員の被災により正常な教育を行うことができない場合の応急教育実施等については、次の計画に基づき行います。

また、文教施設等における応急対策について定めます。

1 応急教育の実施機関

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (2) 県立学校における応急教育は、県教育委員会が実施します。

2 文教施設の応急対策

- (1) 被害発生校の校舎の一部が利用できない場合は、安全が確保できる教室等を応急利用します。
- (2) 校舎の全部又は大部分が被害を受け、利用できない場合は、最寄りの小・中学校、公民館等の分散利用の措置を行います。
- (3) その他全体的に被害を受けた場合は、災害の状況により都市部公共建築課と協議し、応急仮校舎の建設、天幕張、組立建物等を利用し、応急復旧の措置を講じます。

3 応援の要請

市教育委員会は、市立学校の被災による応急教育のため、市立学校相互の調整をしても、なお応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し教育実施者、教材等の応援の要請を行うほか、施設については、市内の市有建物の借上げにつき検討し、実施します。

4 応急教育の方法

応急教育の方法は、災害を受けた住民の被害が、比較的に大きかった場合に執られる措置です。この場合には、まず避難者に対する民生関係の対策が推進され、生活がやや落ち着きをみせてきてから、応急教育の対策を講じるようになると考えられます。被害状況によって、その対策はいろいろ異なりますが、おおむね次のように実施します。

- (1) 学校施設に被害が比較的少なく、一般住民が多少の被害を受けた場合は、当然学校の校舎の全部又は一部が避難所に充てられます。全部を避難所として使用している場合は、早急に授業を開始できないので、避難の解消を待って、授業を再開します。校舎の一部を避難所として使用している場合は、状況によって使用できる教室で、二部授業の実施の措置も考えます。
- (2) 学校施設の被害が甚大で使用に耐えない場合には、一般住宅の被害は、より一層大きいと考えられます。従って、しばらく期間をおいて応急教育を実施します。この場合、学校長は、校地の一角に本部を設け、早急に児童生徒の安否を調査し、応急対策を立案します。運動場や空き地には、住民の応急仮避難所が設けられると考えなければなりません。従って、次の段階で措置をとります。
 - ア 各地域又は自治会ごとに残存する神社の境内、仏閣、プレハブ校舎等の建物を利用するか（建物が破壊された場合はその敷地内の空き地）、又は青空教室で複式学級を編成して授業をすること。

イ 本校舎建設までの期間、隣接学校の施設を借用して二部授業を実施し、又は現在の敷地に仮校舎を設けて授業を行うこと。

5 学用品等の支給

- (1) 災害救助法が適用された場合には、同法の基準に基づく学用品等が支給されますが、同法が適用されない場合にも、被害の規模、範囲、被害の程度等により、同法の基準によった額が支給できるようにします。

なお、学校によっては使用する教科書が異なる場合もあるので、調達及び支給に当たっては、学校長と事前に打ち合せをする必要があります。

- (2) 災害救助法による基準給与の額

種 別	区 分	全壊・全焼・流失・半壊・半焼・床上浸水による喪失又は毀損した	
	対 象	小 学 校	中 学 校
教 科 書 代		実 費（現物給付）	実 費（現物給付）
文房具・通学用品代		災害救助法の規定による。	

- (3) 給与の期間

被災児童及び生徒に対する学用品の給与は、教科書（教材を含む。）については、災害発生の日から1カ月以内、文房具及び学用品については、災害発生の日から15日以内に完了するものとします。

6 給食

- (1) 給食の実施方法

地域住民の避難所等として学校施設を使用した場合、その給食施設は学校独自での使用が不可能となり、通常の献立は調理できなくなります。

また、学校給食用の物資の調達も不可能となるので、一般住民と同様な配給を受け、給食を実施します。

- (2) 衛生管理

水道が断水すると、赤痢等の感染症が発生しやすいので、関係者以外の調理室への出入りを禁止するとともに、最小限の消毒薬を確保しておく必要があります。

また、下痢をしている者、化膿性疾患の者には、絶対に調理させないようにするとともに、食器類は、加熱又は薬品消毒を完全に実施します。

7 児童及び生徒の避難

- (1) 市立学校においては、秦野市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年秦野市教育委員会規則第1号）第28条及び消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定するところによる適切な処置を行うとともに、児童及び生徒の安全確保のため避難訓練を実施し、災害に対処します。

- (2) 災害が予想される場合の休校その他の処置については、あらかじめ市教育委員会は基準を示して、各学校長と協議します。

8 保育所等における応急対策

(1) 園児等の保護対策

保育所、こども園、幼稚園、放課後児童ホーム等においては、園児及び児童の避難・誘導・保護を行います。

(2) 応急保育の実施

市は、市立こども園の被害状況を調査するとともに、応急保育の実施が可能な場合は、これを実施します。

また、市は、応急保育の実施が可能な民間の保育所等に、応急保育の実施を要請します。

9 文化財対策

(1) 情報の収集

市は、被害状況の収集に努め、文化財が滅失しないよう応急措置を検討します。

(2) 応急対策

市は、文化財が被災し、滅失のおそれがある場合は、災害時の段階に応じて、一時的な保護等必要な措置の実施を図ります。

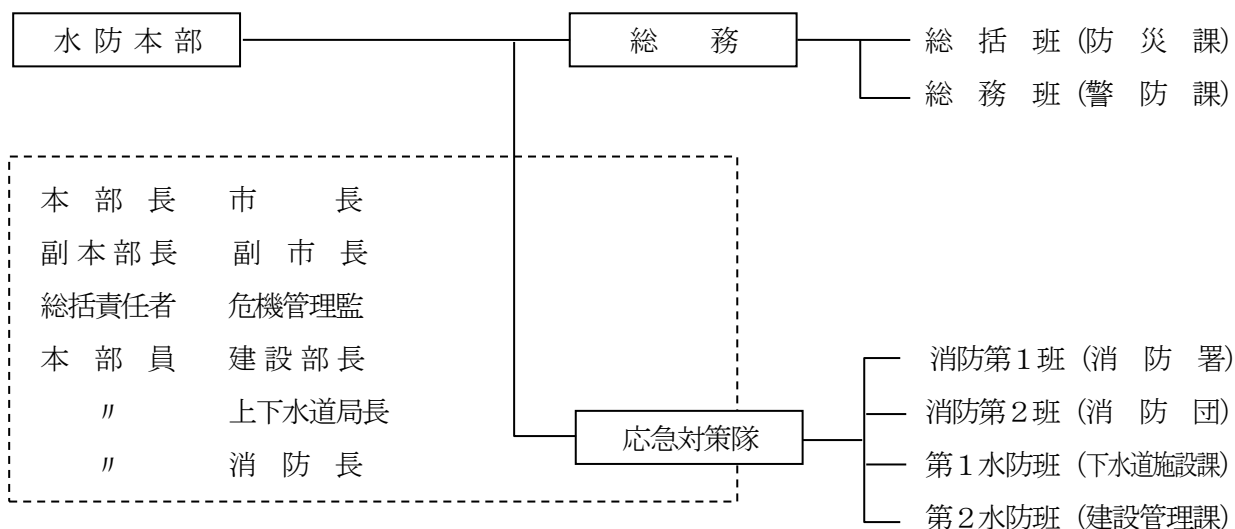
資 料

主な応急教育実施予定場所一覧表	3-10
市内県立学校等一覧表	3-11
市立学校等一覧表	3-12

第20節 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律193号）第3条の規定に基づき、市の区域内における水防活動の万全を期するため、各河川、水路その他危険箇所への洪水若しくは、それに起因する崖崩れ、地すべり等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための組織及び活動について定めます。

1 水防組織



2 水防警報の伝達

水防警報は、平塚土木水防支部長が発し、受信者は防災班がこれに当たります。

3 水防警報の種類

(1) 待機

要局に足止めを命じ、必要に応じて速やかに態勢に入る旨警告します。

(2) 準備

水防に関する情報連絡、水防資材の整備点検、堤防の巡視等、水防活動の準備の必要がある旨の警告。

(3) 出動

消防機関が出動する必要がある旨を警告するもので、次の区分によります。

ア 第一次出動 …… 消防機関の一部が出動して堤防の巡視警戒に当たるとともに、水門等の開閉、危険箇所の早期予防を行います。

イ 第二次出動 …… 消防機関の一部が出動し、水防活動に入ります。

ウ 第三次出動 …… 全員が出動し、水防活動に入ります。

(4) 警戒

出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上、必要ないっ水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。

(5) 解除

水防活動の終了を通知するもの。

4 重要水防区域及び重要水防箇所等

特に水防上、警戒又は防御に重要性を有する区域は、次のとおりであり、河川管理者、神奈川県平塚土木水防支部と緊密な連絡をとり、その警戒に当たるとともに、堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずべき状況が発生したときは、直ちに同支部に通報するとともに氾濫による被害が拡大しないよう努めなければなりません。

5 公用負担

(1) 水防法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、消防機関の長は、次の権限を行使することができます。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木、その他資材の使用
- ウ 土地、土石、竹、木、その他資材の取用
- エ 車両、その他運搬具又は器具の使用
- オ 工作物、その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限証明書

水防法第28条の公用負担の権限を行使する消防機関の長は、その身分を示す証明書、その他これらの者の委任を受けた者は、次のような証明書を携行し、必要のある場合は、それを提示しなければなりません。

<p>公用負担権限証明書</p>		
<p>職 名</p> <p>氏 名</p>		
<p>右の者に秦野市内の区域における水防法第21条第1項の権限行使を委任したことを証明する。</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>水防管理者</p>		
<p>氏 名</p>	<p>印</p>	

(3) 公用負担命令書

水防法第28条の規定により、公用負担の権限を行使するときは、原則として次のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に手渡すこととします。

公 用 負 担 命 令 書		第 号
目 的 物		
負担の内容		
年 月 日		
市長名		
事務取扱者氏名		印
殿		

資 料

重要水防区域一覧表	7-1
重要水防箇所一覧表	7-2
重要水防区域重要度評定基準	7-3
重要水防箇所位置図	7-4
水防管理団体水防実施状況報告書（第1号様式）	7-5
水防警報（第2号様式（その1））	7-6
〃（第2号様式（その2））	7-7

第21節 農業計画

1 農業用施設等に対する応急措置

- (1) 農業用水路及び排水施設の保全管理等の応急措置については、地元農業生産組合等が市と協力して実施します。
- (2) 農道用水路に決壊又は氾濫のおそれが生じ、水防活動が必要となった場合は、水防本部に通報し、地元農業生産組合等の相互協力により応急対策を実施します。

2 農作物に対する応急措置

市は、作目ごとの被害状況に応じた技術指導を農業協同組合及び県に対して依頼します。

3 家畜に対する応急措置

- (1) 市は、飼料の入手が困難となったときは、国又は県に対し備蓄飼料の放出を依頼するとともに、被害のない畜産団体等の保有分を譲り受けるなど、必要量の確保に努めます。
- (2) 市は、被災地における疾病家畜の発生予防と早期発見に努めます。
- (3) 市は、家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、県及び農業協同組合と連携して、防疫対応を行います。
- (4) 市は、県及び農業協同組合と連携して、家畜施設の被害調査及び応急対応を行います。

第22節 災害救助計画

1 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助は、災害が発生した市の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が一定の基準に達するとともに、被災者が現に救助を必要としている状況にあるときに適用されます。

(1) 適用基準

- ア 住家の全壊（消失、倒壊、流失、全埋没等）による被災世帯が、市内で100世帯以上に達した場合
- イ 神奈川県における被災世帯が2,500世帯以上であって、本市における被災世帯が50世帯以上に達した場合
- ウ 神奈川県における被災世帯が12,000世帯以上であって、本市における被災世帯が多数の場合
- エ 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれがある場合であって、省令で定める基準に該当するとき。

(注) 住まいの滅失した世帯、すなわち全壊（焼）、流失の世帯を標準としているので、半壊、半焼等著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1世帯とし、土砂の堆積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1世帯とみなします。

(2) 適用手続

本市における災害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告します。

(3) 救助の種類及び実施者

救 助 の 種 類	実 施 機 関 等
避 難 所 の 設 置 及 び 収 容	開設期間7日以内
炊 き 出 し 及 び 食 品 の 給 与	実施期間7日以内
飲 料 水 の 供 給	実施期間7日以内
被服、寝具及び生活必需品の給与又は貸与	10日以内に完了
医 療 及 び 助 産	実施期間14日以内 (助産は7日以内)
学 用 品 の 給 与	教科書…1カ月以内に完了 文房具…15日以内に完了
災 害 に か か っ た 者 の 救 出	実施期間3日以内
死 体 の 処 理	10日以内
仮 設 住 宅 の 供 与	着工…20日以内
災 害 に か か っ た 住 宅 の 応 急 修 理	1カ月以内
死 体 の 捜 索	10日以内
埋 葬	10日以内
障 害 物 の 除 去	10日以内

※ 期間については、全て災害発生の日から起算する。ただし、内閣総理大臣の同意を得て実施期間を延長することができる。

2 救助活動

(1) 救助活動の方法

救助活動は、主として消防部が当たるものとし、大規模な災害時には、災害対策本部長が事態に応じて臨時の救助班を編成するとともに、必要に応じて市民に対しても救助活動の協力を求めます。

ア 広報車、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて、市民の隣保相互扶助の精神に訴え、救助活動への積極的な協力を依頼します。

イ 住民組織、自主防災組織、企業団体、奉仕団体等に対して、協力を呼びかけます。

(2) 自衛隊の派遣要請

市は、災害により、緊急に救助を要する市民が多く、消防部及び臨時救助班では救助が困難と認められるときは、自衛隊の派遣を知事に求めます。

(3) 警察との連携

市は、秦野警察署と連携を密にし、救助活動を実施するとともに、交通規制について依頼します。

(4) 医療機関との連絡調整

救急業務の実施に当たり、傷病者を受け入れる医療機関との連絡調整について、市は、事前に秦野伊勢原医師会との協力体制の確立を図ります。

第23節 自衛隊災害派遣要請計画

1 災害派遣要請と救援活動の内容

自衛隊の災害派遣要請は、原則として人命及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合とし、救援活動の内容は、おおむね次のような場合とします。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握します。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助します。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行います。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行います。

(5) 消火活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たります。

(6) 道路又は水路の復旧

道路若しくは水路が破壊し、又は障害物がある場合は、それらの復旧若しくは除去に当たります。

(7) 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行いますが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用します。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施します。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行います。

(9) 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施します。

(10) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は譲与します。

(11) 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施します。

(12) その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとります。

2 災害派遣要請手続

(1) 要請による派遣

自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、知事に対し災害派遣要請の要求を行います。

ア 知事への派遣要請要求者は市長とします。

イ 事務手続

(ア) 派遣要請要求先

知事（災害対策本部指令情報室：電話 045-210-3535）

(イ) 派遣要請要求の方法

派遣要請要求は、次の事項を記載した書類2通を添えて行います。ただし、緊急を要する場合は、電話等で行い、その後速やかに所定の手続をとります。

- a 災害の状況及び派遣を要請する理由
- b 派遣を希望する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d その他参考となるべき事項

(2) 要請によらない派遣

市長は、通信の途絶等により知事への派遣要請ができないときは、自衛隊地域担任部隊等の長に被害の状況などを通知します。その後、市長は速やかにその旨を知事に通報します。

自衛隊は、この通知を受けたときや、特に緊急を要するときは、知事等からの要請を待たずに部隊を派遣します。

3 派遣部隊の受入れ

自衛隊派遣部隊の活動拠点として次の場所を確保します。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 上智大学短期大学部 | 秦野市西大竹 390-1 |
| (2) 島津製作所（株）秦野工場グラウンド | 秦野市堀山下 380-1 |
| (3) 市立桜土手古墳公園 | 秦野市堀山下 380-3 |
| (4) 県立秦野戸川公園 | 秦野市堀山下 1513 |

4 派遣部隊到着前の処置

- (1) 災害地に自衛隊員が到着するために必要な誘導を行います。
- (2) 災害状況により自衛隊員の作業に必要な資材を確保し、到着と同時に作業の開始ができるよう準備します。

5 派遣部隊到着後の処置

- (1) 活動内容を的確に指示し、作業の効率化を図ります。
- (2) 自衛隊員の作業中は、常に連絡員を同行させて、作業状況を把握するとともに、随時知事に報告します。
- (3) 自衛隊の派遣が、1日を超えて実施される場合には、宿舎、食料計画等を立てて、活動能率に支障を及ぼさないよう配慮します。

6 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市長、警察官及び海上保安官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができます。この場合において、その措置をとったときは、直ちにその旨を市長に通知します。

- (1) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- (2) 他人の土地等の一時使用等
- (3) 現場の被災工作物等の除去等
- (4) 住民等を応急措置の業務に従事させること

7 要請の変更

市長は、自衛隊の派遣期間等の変更を必要とする場合は、その理由を付して県に対して具申します。

緊急の場合の連絡先

部隊名 (分屯地名)	区分	連絡責任者	電話番号 無線番号
陸上自衛隊 東部方面混成団		訓練科	046-856-1291 内線 402、448 9-486-9201
陸上自衛隊 第1施設団第4施設群 (座間)	時間内	第3科長又は第2科長	046-253-7670 内線 2654、2640 9-488-9201、9-488-9209
	時間外	分屯地当直司令	046-253-7670 内線 2960 9-488-9201、9-488-9209

8 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として、本市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとします。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資材、機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

9 ヘリコプター離着陸場適地等の選定

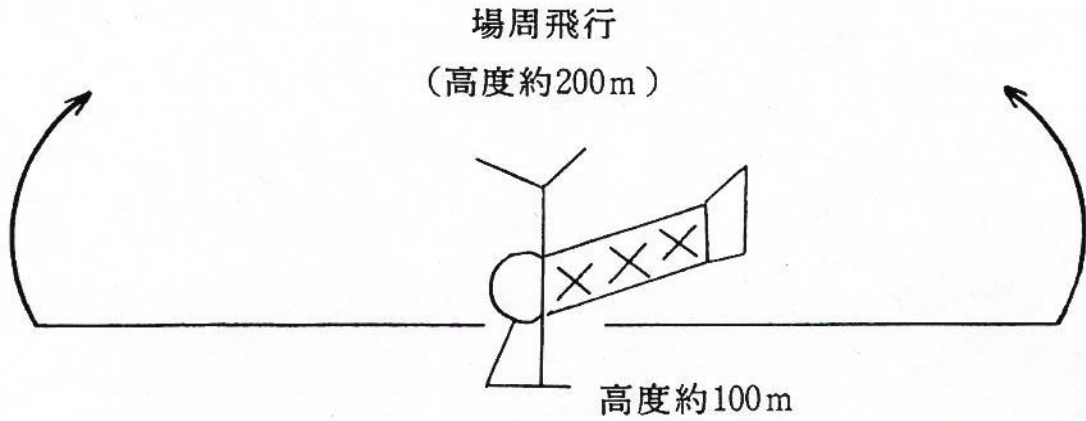
自衛隊の災害派遣に係るヘリコプターの離着陸場は、次のとおりとします。

(1) ヘリコプター離着陸場適地一覧表

番号	名 称	所 在 地	発着場面積 (㎡)	備 考
1	市立本町小学校校庭	秦野市文京町1-5	14,455	
2	市立末広小学校校庭	〃 末広町6-6	11,771	
3	なでしこ運動広場	〃 上大槻190	26,467	
4	上智大学グラウンド	〃 上大槻680-2	41,000	
5	(株)コベルコマテリアル銅管 秦野工場グラウンド	〃 平沢65	19,000	
6	カルチャーパーク陸上競技場	〃 平沢148	21,800	
7	市立みやのまえ緑地	〃 立野台一丁目17	1,629	
8	市立東中学校校庭	〃 寺山509	6,770	
9	市立北中学校校庭	〃 横野101	13,428	
10	市立大根中学校校庭	〃 南矢名4-28-1	10,015	
11	おおね公園スポーツ広場	〃 鶴巻940	16,000	
12	市立鶴巻小学校校庭	〃 鶴巻2240-1	10,479	
13	市立西中学校校庭	〃 柳町二丁目5-1	15,071	
14	市立渋沢小学校校庭	〃 渋沢上1-12-1	9,598	
15	市立上小学校校庭	〃 柳川25-3	9,900	
16	島津製作所(株) 秦野工場グラウンド	〃 堀山下380-1	15,243	
17	県立秦野戸川公園	〃 堀山下1513	6,000	

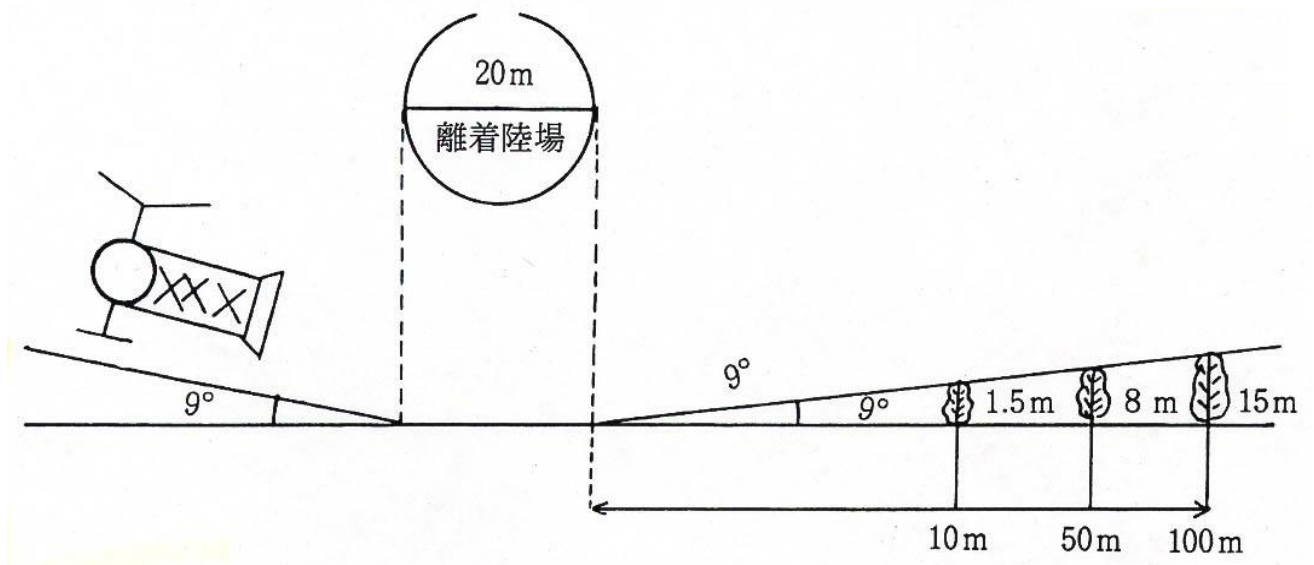
ア 離着陸要領

ヘリコプターは風に向かって約 10° ～ 12° の上昇角で離着陸します。普通は、垂直に離陸したり、高い所から垂直に着陸したりしません。



イ 離着陸場選定基準

- (ア) 地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- (イ) 四周にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの地積があれば、下図のとおり障害物があっても離着陸可能であること。



第24節 自主防災会等活動計画

災害時における自主防災会等活動計画は、地域住民組織及び個人の協力を得て次のとおり実施します。
なお、地域住民組織の現況は、自治会（自主防災組織）、家庭防火クラブ等の組織があります。

1 自主防災会等の活動範囲

(1) 自ら計画し、活動する範囲

- ア 災害に際し、情報を収受したときは、速やかに市災害対策本部に通報します。
- イ 応急避難、給食等については、地域で協力して処理します。
- ウ 被災者のための救助を行います。
- エ 高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等、配慮者を支援します。

(2) 市長が要請し、活動する範囲

- ア 被災者の収容、避難、食料供給活動の協力
- イ 被災地の清掃及び防疫活動の協力
- ウ その他市長が特に必要と認めた活動の協力

2 市長が行う活動要請の手続

- (1) 自主防災会等の活動要請の手続は、市長の委任を受けた職員が、その必要を認めたとき、直接自主防災会等に対して行います。この場合、各部長等は、直ちに災害対策本部長にその旨を報告します。
- (2) 自主防災会等の活動要請の場合には、次の各号について明らかにし、活動が円滑に運営できるよう配慮します。

- ア 災害活動の内容
- イ 協力希望の人員
- ウ 調達を必要とする用具
- エ 活動の場所及び期間
- オ その他参考となる事項

3 活動の内容と事後の措置

自主防災会等の活動協力が決定したとき、又は活動が終了したときは、次の措置を講じます。

- (1) 活動地に誘導するため職員を派遣し、活動状況を把握するとともに、災害対策本部との連絡に当たります。
- (2) 活動に必要な資機材をあらかじめ確保します。
- (3) その他作業の円滑化を図る処置を行います。なお、活動が終了したときは、次の事項を明らかにした報告書を災害対策本部長に提出します。

- ア 活動内容
- イ 活動人員と期間
- ウ 活動の場所

エ 活動の効果

オ 事故があった場合は、その内容

カ その他、今後参考となる事項

4 自主防災会等の災害時の活動

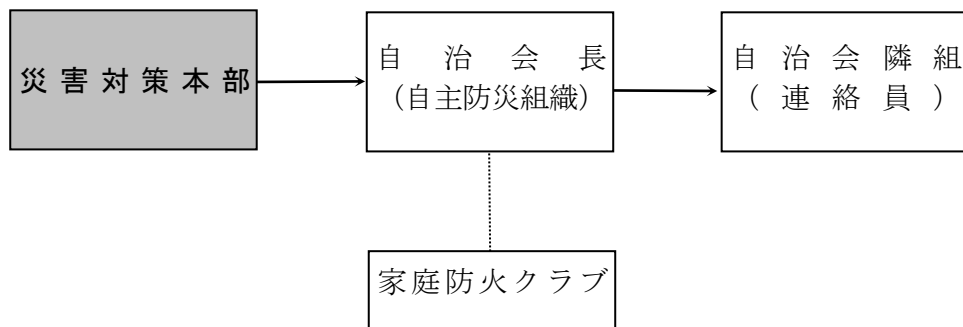
(1) 情報の収集伝達

自主防災会等は、市、防災関係機関等の提供する情報を住民に伝達するとともに、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して、災害対策本部長等への報告を行います。

このため、自主防災会等は、市をはじめとした防災関係機関と、あらかじめ連絡先、連絡の手段、伝達責任者、ルート等を協議しておきます。

また、避難場所へ避難した後においても、地域の被害状況、救助活動の状況を必要に応じて報告し、混乱、流言の防止に当たります。

連絡事項系統図



(2) 出火防止及び初期消火

自主防災会等は、各家庭に対して、火の元の始末等、出火防止のための措置を講じるように呼びかけます。

また、万一火災が発生した場合は、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を使い、隣近所が相互に協力して初期消火に努めます。

(3) 救出救護活動の実施

自主防災会等は、崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者がいる場合には、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施します。

また、負傷者に対して応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者がいるときは、最寄りの医療機関へ搬送します。

(4) 避難の実施

自主防災会等は、市長、警察官等から避難命令が出された場合には、住民に対し周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所へ誘導します。

避難の実施に当たっては、次の点に留意します。

ア 避難誘導責任者は、市街地における火災、落下物、危険物等及び山間部における崖崩れ、地すべり、低地誘水等の危険がないかを確認しながら避難を実施します。

なお、避難誘導に当たっては、危険防止のため避難路は一つだけではなく複数のルートをあらかじめ検討しておきます。

イ 住民に対して避難するときの携帯物を必要最小限とするよう呼びかけ、迅速かつ安全な避難を実施します。

ウ 高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な者に対しては、地域住民の協力のもとに避難を図ります。

エ 給食、救援物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたることも予想されるので、避難者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくると考えられます。そこで、自主防災会等としても、自衛活動を行うほか、市等が実施する給食、給水、救援物資等の配布活動に積極的に協力します。

5 損害補償

市長（市長の委任を受けた職員）又は、警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命じられた部隊等の自衛官（前記の者がその場にいない場合に限る。）が、市民又は応急措置を実施すべき現場にいる者を応急措置の業務に従事させた場合に、その業務に従事した者がその業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、秦野市消防団員等公務災害補償条例を適用します。

第25節 災害ボランティアの活動計画

大規模災害等による被害の拡大を防止するためには、市、防災関係機関等の迅速かつ的確な対応にあわせて、住民による自主的できめ細かな対応も必要であるので、このため、市は、ボランティアによる災害時の支援活動が円滑に行えるように、必要な事項を次のとおり定めます。

1 災害ボランティアセンターの設置

市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う、災害ボランティアセンターの設置及び開設を秦野市社会福祉協議会に要請し、秦野市社会福祉協議会は災害ボランティアと連携してこれに当たる。

2 災害ボランティアセンターの役割と機能

災害ボランティアセンターが実施する業務は、次のとおりとする。

- (1) ボランティアの受け入れ及び活動依頼
- (2) ボランティア活動の情報収集及び提供
- (3) 避難所の運営及び維持に対する支援
- (4) 要配慮者、避難行動要支援者及び在宅避難者に対する支援及び協力
- (5) その他、災害応急及び復旧に必要と認められる支援

3 災害ボランティアの活動拠点

秦野市社会福祉協議会は、保健福祉センター内に災害ボランティアセンター本部を、大根公民館及び西公民館にサテライトを設置する。

4 災害ボランティアセンターとの連携

市は災害ボランティアセンターの設置及び運営について、災害状況に応じて次の対応をする。

- (1) 連絡調整窓口を設置し、情報提供や災害ボランティアセンターの運営について協議する。
- (2) 被災状況、避難所開設状況、ライフラインの復旧状況等の行政情報を、ボランティア活動が円滑に行われるよう提供する。
- (3) 市は、ボランティアセンターの運営やボランティア活動に必要な資機材等を確保するための費用を負担する。

5 ボランティア活動の支援

平時から秦野市社会福祉協議会等と協力して、市内の災害ボランティアを支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め災害対策活動の推進を図る。

資料

災害時における協定締結先一覧（秦野市）10-1

（災害時におけるボランティアセンターの設置等に関する協定書）

第26節 義援金品の受付及び配分計画

1 義援金品の募集及び受付

(1) 募 集

義援金品の募集に当たっては、市は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を依頼するとともに、立看板、ポスターの掲示及び自治会、婦人団体等の各種団体を通じて、一般市民に呼び掛けます。

募集の有無、募集の期間等については、災害の規模、被害状況などにより、その都度、災害対策本部長が決定します。

(2) 受 付

ア 義援金品の受付及び配分決定までの保管は、福祉部地域共生推進班（日赤、福祉関係）及び会計部審査出納班（それ以外）が担当します。

イ 義援金を受けたときは、寄託者に領収書を交付するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を会計管理者にその都度連絡します。

ウ 義援物資を受け付けたときは、寄託者に受領書を交付し、一時保管等の措置をとり、保管場所へ収納します。

2 義援金品の配分

義援金品の配分は、関係する本部員が被害の程度、対象者数等を考慮し、被災者に対し公平、かつ、円滑に行います。

資 料

義援物資・義援金受付簿	5-15
義援金品引継書	5-16
義援金受領用領収書	5-17

第27節 警察警備・救助計画

1 警察の基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において被害を軽減し、又は災害の拡大を防止するため早期に警備体制を確立し、人命の安全を第一とした迅速、的確な災害の応急対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、民心の安定活動の推進に努め、被災地における治安維持の万全を期します。

2 警備体制の確立

(1) 警察署災害警備本部の設置

秦野警察署に警察署長を長とする秦野警察署災害警備本部を設置します。

(2) 警備部隊の編成及び運用

警察は、災害の規模、態様に応じて、必要な警備要員を招集し、被災地域における迅速、的確な部隊運用を行います。

3 災害応急対策の実施

(1) 災害発生時等の措置

- ア 関係機関等からの情報収集
- イ 交通の確保
- ウ 通信の確保及び通信の統制
- エ 装備資機材の配備
- オ 避難等の措置
- カ 救出救助活動
- キ 行方不明者の捜索及び遺体の調査及び検視
- ク 犯罪の予防、警戒及び取締り

(2) 予報及び警報の伝達

- ア 警察は、災害に関する予報及び警報を認知した場合、その内容、情報等を分析検討し、必要がある場合は、地域住民に対する広報を実施します。
- イ 予報又は警報の緊急性、市又は水防管理者の体制等を考慮して、要請のあった場合又は災害警備上必要がある場合は、市又は水防管理者の行う地域住民に対する予報又は警報の伝達に協力します。
- ウ 警察官は、災害対策基本法第54条第1項の規定に基づく通報（異常な現象）を受けた場合は、速やかに警察署長に報告します。報告を受けた警察署長は、速やかに市長に通報するとともに、県警察本部長に報告します。

(3) 情報収集

- ア 警察は、災害警備活動上必要な情報を収集します。
- イ 警察は、収集した情報を、必要により関係機関に連絡します。

(4) 広報

警察は、災害の状況及びその見通し、避難路、避難場所、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項について県、市、報道機関等と緊密に連絡し、適切な広報を行うよう努めます。

4 警察部隊の受入れ

警察は、市の確保する次の広報活動拠点に応援部隊を受け入れます。

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| (1) 神奈川県立西部総合職業技術校（愛称：かなテクカレッジ西部） | 秦野市桜町 2-1-3 |
| (2) 秦野市文化会館 | 秦野市平沢 82 |
| (3) 市立図書館 | 秦野市平沢 94-1 |

第28節 消防警備計画

1 消防の任務

消防は、最大限の活動能力を行使して火災から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、風水害等災害による被害を軽減し、社会の安寧秩序の保持と福祉の増進に資することを任務とします。

2 災害時における消防警備体制

消防部の行う災害時の警備体制は、次のとおりとし、消防職員・消防団員は、所属署所又は所属分団車庫待機室に参集します。

警 備 体 制 の 種 類

区 分	配備体制の動員基準
待機配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 待機配備指令時に各班の長が必要と認めた職員を配置します（消防対策本部各班の必要最小限の要員を動員及び配備します。）。 当直職員 勤務時間外に発令された場合においては、警戒体制配備該当職員は自宅待機とします。 (事前命令)
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 消防長、各班の長、消防管理課長、警備主管課長、消防本部及び消防管理課職員のうち必要とする職員 全当直課職員 消防団員のうち必要と認められる人員 勤務時間外に発令された場合においては、1号配備体制該当職員は自宅待機とします。 (招集指令)
1号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 消防本部及び消防管理課職員全員、非直職員のうち必要とする職員 団本部、指定分団本部及び部の一部 なお、指定分団の部以外は自宅待機とします。(招集指令)
2号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 全消防職員 団本部、指定分団の全員 (招集指令) なお、上記以外の分団本部及び部は、全て自宅待機とします。
3号配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 全消防職員 全消防団員 (招集指令)

3 組織計画

消防本部、消防署及び消防団における水火災等の災害を防除し、これらの災害による被害を軽減するための組織機構は、平常災害時及び非常災害時の事務機構とします。

(1) 通常災害時の事務機構

秦野市消防本部組織規則、秦野市消防署組織規程及び秦野市消防団の組織等に関する規則によるほか、災害時の事務分掌は次のとおりとします。

署 所 等			事 務 分 掌
消 防 本 部	消防総務課	消防総務担当 施設厚生担当	<ul style="list-style-type: none"> ・部内の連絡調整及び指揮に関すること。 ・災害情報の受理伝達に関すること。 ・消防広報に関すること。 ・火災の被害調査に関すること。 ・その他の必要事項
	予 防 課	予防危険物担当	
	警防課	警防担当 地域消防担当	
消 防 署	消 防 管 理 課 本 署 西 分 署 大 根 分 署 南 分 署 鶴 巻 分 署	<ul style="list-style-type: none"> ・消防隊等の運用指揮に関すること。 ・水火災の警報及び防ぎよに関すること。 ・その他災害活動に関すること。 	
消 防 団	本 部 第 1・2・3・4 5・6・7分団	<ul style="list-style-type: none"> ・消防団の総括指揮に関すること。 ・消防隊等の運用指揮に関すること。 ・水火災の警報及び防ぎよに関すること。 ・その他災害活動に関すること。 	

(2) 非常災害時の事務機構及び分担業務

消防対策本部を組織し、全消防力をもって災害対応をします。

消防対策本部の組織及び業務

消防対策本部長	班名・班長	担当名・担当課等	任 務 分 担
部 長 (消 防 長)	警 防 班 (警 防 課 長)	情 報 収 集 分 析 担 当 被 害 調 査 担 当 警 防 担 当 団 調 整 担 当 団 部 隊 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ・消防対策本部運営の総合調整 ・防災機関の活動状況の把握及び連携 ・他市町の応援要請及び部隊運用 ・消防対策本部長の指定した事項 ・災害情報の把握及び整理分析 ・消防車両及び資機材の機能確保 ・機械整備用資機材の調達 ・団消防車両及び資機材の機能確保 ・団員の受傷の状況把握
	総 務 班 (消 防 総 務 課 長)	伝 令 担 当 庶 務 担 当 現 場 調 査 担 当 (消 防 総 務 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防対策本部長の秘書及び伝令 ・災害対策本部への派遣及び連絡調整 ・報道機関からの情報収集及び対応 ・庁舎施設等の被害状況の把握 ・食料、その他の物資の調達
	予 防 班 (予 防 課 長)	本 部 伝 令 担 当 (予 防 課)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害指令の警備課への伝達 ・燃料の調達 ・災害画像等の編集 ・参集状況及び部隊編成状況の把握 ・災害状況の集計及び記録 ・消防対策本部と指令室との連絡調整 ・その他特命事項
	情 報 指 令 班 (情 報 指 令 課 長)	情 報 調 整 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ・災害情報の受伝達 ・災害情報の収集
	警 防 活 動 班 (消 防 署 長)	連 絡 調 整 担 当 部 隊 活 動 担 当 作 戦 担 当 (消 防 管 理 課) (本 署) (西 分 署) (大 根 分 署) (南 分 署) (鶴 巻 分 署)	<ul style="list-style-type: none"> ・消防対策本部との連絡調整 ・参集状況及び部隊編成状況の報告 ・隊の編成状況の把握及び報告 ・災害防御活動及び救助救急活動 ・管轄区域内の警備及び警戒 ・被害状況の調査及び情報収集 ・消防活動等の方策及び支援 ・延焼阻止線の設定 ・最終的な消防活動地域の選択
	消 防 団 班 (消 防 団 長)	団 部 隊 活 動 担 当	<ul style="list-style-type: none"> ・編成状況の把握及び報告 ・管轄内の警備及び警戒 ・団員の受傷の状況把握

4 消防部隊等の運用

災害対応の部隊編成は、通常時と非常時に区分し、別に定めます。

5 災害地動員

災害地への各班の動員については、次により実施します。

(1) 各班の動員方法

消防長は、市災害対策本部長から、災害の発生に伴う消防部隊の出動指令を受けたときは、直ちに課長、署長及び団長に対し、職員及び団員を災害地の被害の規模に応じて、動員するよう指示します。

(2) 通信連絡方法

消防本部と災害地動員の各班との連絡は、消防本部管理下にある有線及び無線等を使用して実施します。

6 消防隊等の応援要請

消防長は、災害に対し消防力が劣ると判断したときは、その規模に応じ、消防組織法の規定に基づく緊急消防援助隊等の応援、又は次の応援協定等に基づく消防部隊等の応援を要請します。

(1) 神奈川県下消防相互応援協定

(2) 神奈川県内消防広域応援実施計画

7 消防応援部隊の受入れ

消防応援部隊の活動拠点として次の場所を確保します。

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 県立秦野総合高等学校 | 秦野市南が丘 1-4-1 |
| (2) 県立秦野曾屋高等学校 | 秦野市曾屋 3 6 1 3 - 1 |
| (3) 県立秦野戸川公園 | 秦野市堀山下 1513 |
| (4) 上智大学短期大学部 | 秦野市西大竹 390-1 |

資 料

消防ポンプ車等所有自衛消防隊一覧表	8-1
消防力の現況（常備消防）別表1	8-2
消防力の現況（非常備消防）別表2	8-3
地震防災応急対策、非常災害時各部隊編成 別表3	8-4
秦野市災害対策本部要綱	9-2
災害時における協定締結先一覧（秦野市）	10-1
（神奈川県下消防相互応援に基づく協定書、秦野市と中井町消防相互応援に関する協定、秦野市と大井町消防相互応援に関する協定、秦野市と松田町消防相互応援に関する協定、東名高速道路消防相互応援協定等）	
神奈川県下消防相互応援協定に基づく覚書	10-2
神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領	10-3

第29節 相互応援協力計画

災害が発生し又は災害の発生が予想される場合は、その状況により市長は、応急対策、災害復旧、又は応急措置を実施するために、隣接の地方公共団体、県内地方公共団体及び協定締結地方公共団体に応援を要請し、又は応援の要請に応じます。

1 地方公共団体相互間の応援

災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事及び関係市町村長に対し、応援を求めます。

知事又は関係市町村長から応援を求められた場合には、特別の事情がある場合を除き、その求めに応じます。

2 職員の派遣要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のために必要と認めるときは、次の事項を記載した文書をもって職員の派遣要請を行います。

なお、「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」に基づく応援の調整については、地域調整本部（地域県政総合センター）に行います。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職種及び職種別人員数
- (3) 派遣を要請する期間
- (4) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他、職員の派遣のあっせんについて必要なこと。

3 職員の派遣のあっせん

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、次の事項を記載した文書をもって、知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員、及び他の地方公共団体の職員の派遣についてあっせんを求めます。

- (1) 派遣のあっせんを求める理由
- (2) 派遣のあっせんを求める職種及び職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣された職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他、職員の派遣のあっせんについて必要なこと。

4 被災市区町村応援職員確保システムの活用による受援

市は、災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や、多数の市職員が被災し災害対応にあたれない等の理由で、本市の職員のみでは要因が不足する場合は、「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」（総務省所管）により他自治体からの受援を受けます。

被災市区町村ごとに原則として1対1で割り当てられた都道府県又は指定都市（以下「対口支援団体」という。）が応援職員を派遣し、被災市区町村のニーズ等を把握しながら、それを踏まえた応援職員の派遣等の支援を継続的に行っていくこととなっています。

(1) 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、市本部長に助言を行うとともに、県本部をはじめとする関係機関及び総務省と連携し、本市の災害マネジメントを総括的に支援する。

(2) その他の応援職員

派遣されたその他の応援職員は、本市の災害応急対策業務（避難所の運営、り災証明書の交付等の業務）を行う。

資 料

災害時における協定締結先一覧（秦野市）

10-1

（日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書、姉妹都市の災害時相互応援に関する協定書、大規模災害時における相互応援に関する協定書、湘南地区災害職員相互派遣に関する協定書、災害時の情報交換に関する協定書（リエゾン）、災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定書、災害時における相互応援に関する協定書（中井町、大井町及び松田町）、災害時における相互応援に関する協定書（防災姉妹都市協定 日野市）、災害時における相互応援に関する協定書（防災姉妹都市協定 富士宮市）、災害時における相互応援に関する協定書（諏訪市、伊東市及び壺崎市）、秦野市と北上市の災害時相互応援に関する協定書（北上市）、災害時相互応援に関する協定書（柏崎市）、全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書等）

第30節 電力、ガス、交通及び通信施設の災害応急対策計画

電力施設、ガス施設、交通施設及び通信施設の災害対策については、それぞれの機関の計画によりますが、災害発生の場合はそれぞれの機関に協力して、その機能の確保を図ります。

1 市長のとりべき措置

- (1) 市長は、前記の電力等の施設に災害が発生したときは、直ちにそれぞれの機関に対し通報します。
- (2) 市長は、各機関から応急対策上、応援を求められたときは、応急救助等に支障のない限り協力します。
- (3) 市長は、電気設備について次のような異常を発見した者に対し、最寄りの東京電力カスタマーセンターに通報するよう周知徹底します。
 - ア 電線が切れて、地上に垂れ下がっているとき。
 - イ 樹木、テレビのアンテナ、煙突等が倒れて、電線に触っているとき。
 - ウ 電気の施設から火花、音響、煙等が出ているとき。
 - エ 電柱が傾斜しているとき。

2 神奈川県及び他の市町村のとりべき措置

電気供給設備の重大被害について、電力供給機関から応急対策等について要請があった場合は、知事又は市町村長は、必要に応じ協力応援します。

3 連絡体制の強化

各事業者は、応急復旧に当たり、関係する事業所と連絡体制の強化を図ります。

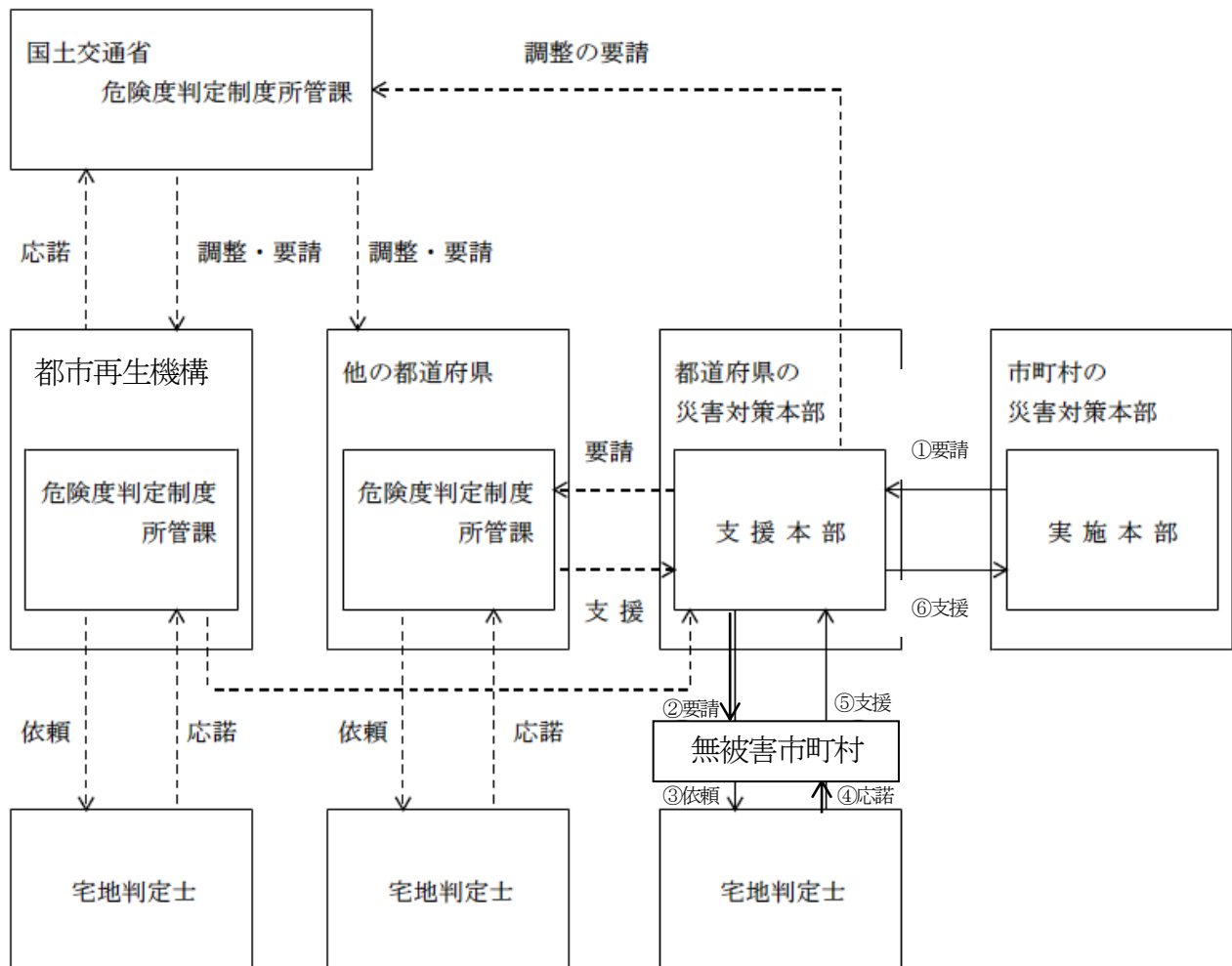
資 料

通信施設災害対策計画	4-1
電力施設災害応急対策	4-2
ガス施設災害応急対策計画	4-3
交通施設災害応急対策計画	4-4
神奈川中央交通株式会社地震防災応急計画	4-9
神奈川中央交通株式会社地震発生時における乗務員の措置要綱	4-10
小田急電鉄株式会社の災害時及び地震時の対応方法等について	4-11
災害時における協定締結先一覧（秦野市） （都市ガス災害対策に関する業務協約等）	10-1

第31節 被災宅地の被災後対策計画（被災宅地危険度判定）

大規模な豪雨等が発生した場合、被災宅地の崩壊をもたらす人的二次災害を防止し、住民の安全を確認するため、市は、宅地の危険度を判定します。

被災宅地危険度判定活動体系図



※ 宅地判定士とは、被災宅地の調査を行う被災宅地危険度判定士をいいます。

第32節 二次災害の防止対策等

市は、県等と協力して二次災害による被害の拡大を防止するため、土砂災害等の危険箇所の点検を行い、応急措置に必要な資機材を調達し、土砂の除去等応急対策を実施します。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧計画

災害により被災した公共施設等については、風水害等災害対策計画による応急的な復旧作業の終了後、次の復旧計画を定め実施します。

実施に当たっては、単に原形復旧にとどまらず、被害の程度を十分検討して、必要な施設の新設又は改良を行います。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川公共土木施設復旧事業計画
- (2) 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- (3) 道路公共土木施設復旧事業計画

2 農林施設災害復旧事業計画

3 都市災害復旧事業計画

- (1) 街路復旧事業計画
- (2) 公園施設復旧事業計画
- (3) 市街地復旧事業計画

4 上水道災害復旧事業計画

5 下水道災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 医療施設（公共病院等）災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他公共施設の災害復旧事業計画

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備保存に努めます。

また、公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ所管施設の構造図、地盤状況等の資料の整備保存に努めます。

第2節 災害廃棄物等処理計画

自然災害による災害廃棄物等の処理については、「秦野市災害廃棄物等処理計画」に基づき実施します。

資 料

秦野市災害廃棄物等処理計画	4-12
災害時における協定締結先一覧（秦野市） （地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書等）	10-1

第3節 激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）は、激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的としています。

本節では、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚災害の指定を受ける場合の手続等について必要な事項を定めます。

1 激甚災害指定の手続

(1) 知事への報告

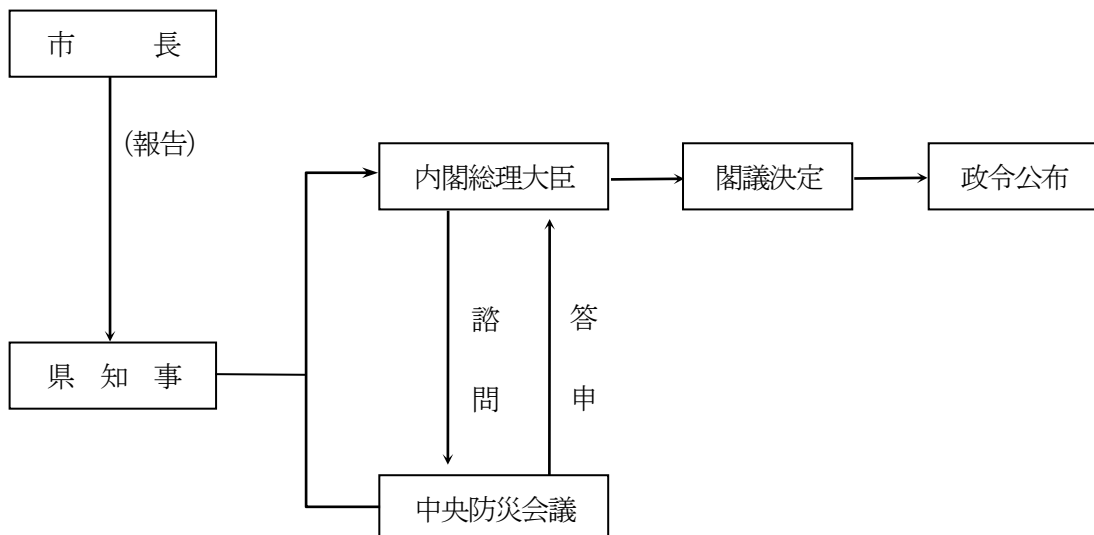
大規模な災害が発生した場合、市長は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を十分考慮し、知事に対して速やかにその災害の状況等を報告します。

(2) 報告事項

被害の状況等の報告は、災害が発生したときからその災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行います。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場合又は地域
- エ 災害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対してとられた措置
- カ その他必要な事項

—激甚災害指定の手続の流れ—



2 特別財政援助対象事業

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - ア 公共土木施設災害復旧事業
 - イ 公共土木施設災害関連事業
 - ウ 公立学校施設災害復旧事業
 - エ 公営住宅災害復旧事業
 - オ 生活保護施設災害復旧事業
 - カ 児童福祉施設災害復旧事業
 - キ 老人福祉施設災害復旧事業
 - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - コ 婦人保護施設災害復旧事業
 - サ 感染症予防施設災害復旧事業
 - シ 感染症予防事業
 - ス 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産に関する特別助成
 - ア 農地等の災害復旧事業
 - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
 - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業
 - エ 天災による被害農林事業者等に対する貸金の融資に関する暫定措置の特例
 - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業
 - カ 土地改良区等の行う湛水排除事業
 - キ 共同利用小型漁船の建造
 - ク 森林災害復旧事業に関する特別の助成
- (3) 中小企業に関する特別の助成
 - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - イ 中小企業近代化資金等助成法による貸付期間等の特例
 - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
 - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
 - ア 公立社会教育施設災害復旧事業
 - イ 私立学校施設災害復旧事業
 - ウ 市町村が施行する感染症予防事業
 - エ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例

- オ 水防資機材費補助の特例
- カ り災者公営住宅建設事業
- キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者生活再建支援法

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から搬出抛出した基金をもとに、被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興を目的とするものです。

1 対象となる自然災害

- (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- (2) 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (3) 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (5) (1)から(3)までの区域に隣接する市町村で、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害及び2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害

2 対象となる世帯

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

3 支援金の支給額

次の二つの支援金の合計額となります（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の額の3/4の額）。

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
(1)全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
(2)解体		補修	100 万円	200 万円
(3)長期避難		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	150 万円
(4)大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50 万円	100 万円
(5)中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25 万円	25 万円

4 支援金の支給申請

(1) 申請窓口 市

(2) 申請時の添付書類

支援金支給申請書、住民票等、り災証明書等、預金通帳の写し、その他関係書類、契約書（住宅の購入、補修、借家の賃貸借等）

(3) 申請期間

ア 基礎支援金 災害発生日から 13 か月以内

イ 加算支援金 災害発生日から 37 か月以内

第5節 被災者への各種支援

市民の福祉及び生活の安定に資するため、市は、秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭49年条例第21号）等の定めるところにより、次のとおり災害弔慰金を支給するとともに、各種支援を行います。

1 災害弔慰金の支給

市は、市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対して災害弔慰金の支給を行います。

- (1) 死亡した者が主として生計を維持していた場合 500万円
- (2) その他の場合 250万円

※ ただし、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から災害障害見舞金の額を控除した額とする。

2 災害障害見舞金の支給

市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、それが治ったときに障害があるときは、その市民に対し、災害障害見舞金の支給を行います。

- (1) 負傷し、又は疾病にかかった当時、生計を主として維持していた場合 250万円
- (2) その他の場合 125万円

3 災害援護資金の貸付

市は、災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対して災害援護資金の貸付を行います。

4 市税等の減免

市は、被災の実態に応じて、特に必要があると認める者について、それぞれ条例、規則等の定めるところにより、市税及び使用料・手数料等の納期の延長及び減免措置を実施します。

5 小災害における見舞金の支給

市は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生じたもので、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けないもの又は火災若しくは爆発により被害が生じたものに対し、秦野市小災害見舞金等支給要綱（平成元年告示第29号）の定めるところにより、見舞金の支給を行います。

6 相談体制の整備

市は、県と協力して被災者の心の相談に応じる体制整備に努めます。

また、市は、被災者の生活再建を支援するため、避難所等における生活相談の実施に努めます。

7 その他の支援

市は、必要に応じて、自立生活再建が速やかに図れるように、住宅関係の融資借り入れ及び農業者、中小企業の融資借り入れに必要な書類の交付事務を行います。

第6節 り災証明の発行

被災者等が再建復興のための各種支援措置を受けられるよう、り災証明書の発行手続について必要な事項を定めます。

1 発行手続

(1) 被災者台帳の作成

市は、災害発生後、速やかに被害状況を調査し、被災者台帳を作成します。

(2) 被害認定調査

り災証明書を発行するため、被災者台帳を基に、り災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行います。

なお、具体的な調査方法及び判定方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき判定します。

(3) り災証明書及びり災届出証明書の発行

市は、被災者からり災証明書交付申請書（第4号様式）又はり災届出兼り災届出証明書交付申請書（第5号様式）により申請があったときは、被災者台帳に基づき、り災証明書（第1号様式）又はり災届出証明書（第2号様式）を発行します。なお、被災者台帳により確認できないときは、申請者の写真等立証資料をもとに客観的な判断で行います。

2 証明の項目

り災証明書及びり災届出証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の区分とします。

- (1) 全壊（焼）
- (2) 大規模半壊
- (3) 半壊（焼）
- (4) 準半壊
- (5) 準半壊に至らない（一部損壊）
- (6) 流失
- (7) 床上浸水
- (8) 床下浸水
- (9) その他物的被害

3 発行手数料

り災証明書及びり災届出証明書の発行手数料は、無料とします。

資 料	り災証明書交付申請書	9-28	り災届出証明書交付申請書	9-29
	り災証明書	9-30	り災届出証明書	9-31

第7節 復興体制の整備

1 復興に係る庁内組織の設置

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、市長を本部長とする災害復興本部を設置し、人的資源の確保及び復興計画の策定を行うとともに、復興事業の総合調整を行います。

災害復興本部の事務局は、政策部に置きます。

2 復興計画

市は、大規模災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、計画的復興を推進するため関係機関等と調整を図るとともに、市民の理解と協力を得て復興計画を策定します。

また、策定に当たっては、復興の方向性を明確にし、復興事業を効率的かつ総合的に実施するための指針を示すとともに、地域全体の合意形成を図りながら、復興施策を具体的に示すものとします。

第5章 特殊災害対策

第1節 放射性物質対策

原子力の利用等における指導及び監督は、災害予防対策を含め国の所管となっていますが、ここでは主に市が核燃料物質、放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の輸送時等の不測の事故によって起こる災害から市民の安全と生命を守るため、国の助言、指導等を得て市が円滑な対策活動が実施できるよう、必要な事項を定めます。

1 災害予防対策

(1) 放射性物質取扱事業者等における災害予防対策

ア 災害予防措置等の実施

放射性物質の取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業者等」という。）は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとります。併せて、放射性物質取扱事業者等は、その職員に対して、防災に関する教育及び訓練を積極的に行うとともに、市等との連携体制の確立を図り、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

イ 緊急体制の整備

放射性物質取扱事業者等は、放射性物質取扱事業所等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下同じ。）における火災等による放射性物質の漏えい等の緊急時に、円滑かつ迅速な対応及び措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に万全を期します。

- (ア) 消防機関及び警察への通報連絡体制
- (イ) 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- (ウ) 放射線防護資機材の整備
- (エ) その他必要な事項

(2) 市の災害予防対策

ア 防災体制の整備

放射性物質災害対策の迅速かつ的確な実施を図るため、平常時から県との連携を図るとともに、放射性物質取扱事業所等の火災緊急時における円滑な消防活動の確保等、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。

イ 放射性物質取扱事業所等の把握

放射性物質に係る災害予防対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

ウ 放射性物質取扱事業所等に対する指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るため、放射性物質取扱事業所等に対し、次の事項

について指導します。

- (ア) 消防施設の設置、施設及び機械類の自主点検整備等自主保安体制の整備
- (イ) 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- (ウ) 自主防災組織の強化
- (エ) 消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- (オ) その他必要な事項

エ 放射性物質に関する教育及び知識の普及

(ア) 消防防災担当職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて関係職員に対し、次の事項について教育を実施します。

- a 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- b 放射性物質災害に係る防災体制及び組織に関すること。
- c 放射線防護に関すること。
- d その他必要と認める事項

(イ) 住民に対する知識の普及

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ国の指導等を受け、住民に対して、放射性物質の知識の普及に努めます。

オ 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に伝達できるよう、平常時から国、県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めます。

カ 広報体制の充実強化

(ア) 広報体制の整備

市は、放射性物質災害発生時等、状況に応じた災害広報を迅速かつ円滑に行えるよう、平常時から広報手段の活用等広報体制の整備に努めます。この場合における主な広報の方法は、次のとおりです。

- a 防災行政無線の同報無線による広報
- b 広報車等による広報

(イ) 市が、放射線物質災害発生時等に行う広報の内容は、おおむね次のとおりとします。

- a 災害等の状況及び今後の予測
- b 災害対策の状況
- c 住民のとるべき措置及び注意事項
- d その他必要な事項

キ 防災活動用防護資機材等の整備

市は、災害応急対策に従事する職員の安全の確保を図るため、放射線防護資機材等の整備に努めます。この場合における主な放射線防護資機材等は、次のとおりです。

(ア) 放射性物質等の測定資機材

(2) 災害時の活動体制

放射性物質による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、国等と十分連携し、その指導、助言及び協力を受けるとともに、災害応急対策上必要と認めるときは、県等とともに事態に対処できる体制を確立し、次の応急対策を実施します。

ア 市のとる措置

- (ア) 人命の救助及び救出
- (イ) 消火及び応急活動の実施
- (ウ) 警戒区域の設定
- (エ) 周辺住民に対する災害広報の実施
- (オ) 周辺住民に対する避難の指示及び勧告
- (カ) その他必要な措置

イ 警察のとる措置

警察は、直ちに警察本部に神奈川県警察災害警備本部を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、県、市及び関係機関と連携し、次の応急対策を実施します。

- (ア) 周辺住民等への情報伝達
- (イ) 避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け
- (ウ) 交通の規制及び緊急輸送の支援
- (エ) 犯罪の予防等被災地における社会秩序の維持
- (オ) その他必要な措置

(3) 自衛隊の災害派遣

応急措置を実施するため、必要があるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請を求めます。

(4) 災害時の住民等への広報

市は、防災行政無線同報無線、秦野市緊急情報メール、ツイッター、緊急速報メール、広報車等あらゆる広報手段を用いて、次の事項について迅速に広報及び必要な指示を行います。

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 避難及び誘導の方法
- ウ 住民のとるべき措置及び注意事項
- エ その他の応急対策の状況
- オ その他の必要な事項

(5) 放射能測定の強化

市は、県とともに放射能測定体制の強化に努めます。

(6) 事態の終息

市は、国の専門家が安全確認をしたうえで、事故対策を終息させます。

第2節 火山災害対策

本市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、富士山と箱根山があります。

富士山が噴火した場合、富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年6月）によると、本市では30cm程度の降灰が想定されております。

火山灰は、少量でも吸い込むと目・鼻・のどなどに異常を引き起こす原因となるため、呼吸器系に疾患を抱えている方などは注意が必要です。

また、降灰があると、自動車のスリップや視界が悪くなる等の危険性があること。そのため高速道路や鉄道が不通になるなど、交通機関が麻痺することによる市民生活への影響が考えられます。さらに、堆積厚が10cm以上の場合、降雨により土石流が発生しやすくなり、50cm以上（水分を含む場合は30cm以上）堆積すると、木造家屋が倒壊する可能性が高くなります。

富士山は、火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁では、噴火警戒レベルは「1（活火山であることに留意）」としており、監視・観測が行われています。

1 噴火警報種別及び噴火警戒レベル

富士山と箱根山は、気象庁が警戒等を必要とする市区町村を明示し、噴火警戒レベルに応じての噴火警報及び噴火予報を発表する活火山となります。

(1) 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表します。

(2) 噴火予報

火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表されます。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。

(3) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。

噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	説明	
				火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応
特別 警報	噴火警報(居住地域) 又は噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域から避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法を判断)。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)。
警報	噴火警報(火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常的生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて要配慮者の避難準備等。 登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常的生活。 火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	

出典 気象庁ホームページ

2 情報の受伝達

情報の受伝達については、第2章第4節気象業務整備に関する計画に基づき関係機関と連携し、市内一般に周知します。

3 避難対策

富士山火山防災対策協議会が平成26年2月に作成した「富士山火山広域避難計画」を準用し広域避難体制の整備に努めます。

また、降灰による道路の通行不能、地域によっては降雨の際に土石流の発生が危惧されることから第3章第6節避難計画に基づき、関係機関と連携し、住民の避難誘導に努めます。

4 応急・復旧対策

神奈川県富士山問題連絡会議が平成18年9月に作成した「神奈川県富士山火山防災対策検討報告」を準用し応急・復旧対策の推進を図ります。